

平成27年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期3月2日(月)～3月19日(木)

(会期18日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
3月 2日	月	本会議(開会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会(午前9時開会)</li> <li>・理事者提案説明(午前10時開会)</li> <li>・即決案件採決</li> <li>・各委員会協議会</li> </ul>
3月 3日	火	休 会	
3月 4日	水	本 会 議	・代表質問(午前9時開会)
3月 5日	木	本 会 議	・一般質問(午前9時開会)
3月 6日	金	休 会	
3月 7日	土	休 会	
3月 8日	日	休 会	
3月 9日	月	休 会	
3月10日	火	常任委員会	
3月11日	水	常任委員会	
3月12日	木	常任委員会	予備日
3月13日	金	休 会	
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	休 会	
3月17日	火	休 会	・討論通告〆切
3月18日	水	休 会	
3月19日	木	本会議(閉会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会(午後1時開会)</li> <li>・委員長報告(午後2時開会)</li> <li>・質疑・討論・採決</li> </ul>

平成27年第1回西予市議会定例会会議録(第1号)

- |          |             |         |       |
|----------|-------------|---------|-------|
| 1. 招集年月日 | 平成27年3月2日   | 教育部長    | 増田敬介  |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場     | 明浜支所長   | 宇都宮松夫 |
| 1. 開     | 会 平成27年3月2日 | 野村支所長   | 松川伸二  |
|          | 午前10時00分    | 城川支所長   | 田村剛   |
| 1. 散     | 会 平成27年3月2日 | 三瓶支所長   | 西園寺良徳 |
|          | 午後2時06分     | 消防本部消防長 | 菊池直   |

1. 出席議員

- 1番 源 正 樹
- 2番 井 関 陽 一
- 3番 菊 池 純 一
- 4番 田 中 徳 博
- 5番 中 村 敬 治
- 6番 二 宮 一 朗
- 7番 兵 頭 学
- 8番 小 野 正 昭
- 9番 松 山 清
- 10番 宇都宮 明 宏
- 11番 松 島 義 幸
- 12番 元 親 孝 志
- 13番 沖 野 健 三
- 14番 森 川 一 義
- 15番 藤 井 朝 廣
- 16番 浅 野 忠 昭
- 17番 岡 山 清 秋
- 18番 酒 井 宇之吉
- 19番 兵 頭 勇
- 20番 山 本 昭 義
- 21番 梅 川 光 俊

1. 欠席議員

なし

1. 会議録署名議員

- 20番 山 本 昭 義
- 21番 梅 川 光 俊

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |           |     |           |
|-----------|-----|-----------|
| 市         | 長   | 三 好 幹 二   |
| 副         | 市 長 | 九 鬼 則 夫   |
| 教 育       | 長   | 宇都宮 又 重   |
| 公 営 企 業   | 部 長 | 平 野 松 市   |
| 会 計 管 理 者 |     | 奥 野 柳 之 介 |
| 総 務       | 部 長 | 宗 正 弘     |
| 企 画 財 務   | 部 長 | 大 平 利 幸   |
| 産 業 建 設   | 部 長 | 二 宮 紀 夫   |
| 生 活 福 祉   | 部 長 | 横 山 博 文   |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- |      |           |
|------|-----------|
| 事務局長 | 井 関 通 夫   |
| 議事係長 | 佐 藤 陽 一 郎 |

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名  
(20番 山本昭義、21番 梅川光俊)
- 2 会期の決定  
(3月2日～3月19日 18日間)
- 3 議案第 1号 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について
- 議案第 2号 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 3号 西予市景観条例制定について
- 議案第 4号 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5号 西予市総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6号 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7号 西予市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8号 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第 12号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定につ

- いて
- 議案第 13号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 14号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 15号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 16号 西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 17号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 18号 西予市野村町地域青少年健全育成基金条例を廃止する条例制定について
  - 議案第 19号 西予市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について
  - 議案第 20号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 21号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 22号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 23号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 24号 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
  - 議案第 25号 西予市使用料及び手数料条

	例の一部を改正する条例制定について		算（第5号）
議案第26号	西予市獣肉処理加工施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第45号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議案第27号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第46号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第28号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	議案第47号	平成26年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）
議案第29号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	議案第48号	平成26年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）
4 議案第30号	西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事変更請負契約について	議案第49号	平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
5 議案第32号	市道路線の廃止について	8 議案第50号	平成27年度西予市一般会計予算
議案第33号	市道路線の認定について	9 議案第51号	平成27年度西予市授産場特別会計予算
議案第34号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第52号	平成27年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第35号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第53号	平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第36号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第54号	平成27年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第37号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第55号	平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
6 議案第38号	平成26年度西予市一般会計補正予算（第9号）	議案第56号	平成27年度西予市介護保険特別会計予算
7 議案第39号	平成26年度西予市授産場特別会計補正予算（第4号）	議案第57号	平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第40号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）	議案第58号	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第41号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	議案第59号	平成27年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第42号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	議案第60号	平成27年度西予市水道事業会計予算
議案第43号	平成26年度西予市介護保険特別会計補正予算（第5号）	議案第61号	平成27年度西予市病院事業会計予算
議案第44号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予	議案第62号	平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第 1 号 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について
- 議案第 2 号 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 3 号 西予市景観条例制定について
- 議案第 4 号 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 5 号 西予市総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 号 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 西予市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第 12 号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 西予市野村町地域青少年健全育成基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 19 号 西予市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について
- 議案第 20 号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 21 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 22 号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 23 号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 24 号 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 25 号 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第 2 6 号	西予市獣肉処理加工施設条例の一部を改正する条例制定について	水道事業特別会計補正予算(第 5 号)
議案第 2 7 号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第 4 6 号 平成 2 6 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
議案第 2 8 号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	議案第 4 7 号 平成 2 6 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 4 号)
議案第 2 9 号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	議案第 4 8 号 平成 2 6 年度西予市病院事業会計補正予算(第 4 号)
4 議案第 3 0 号	西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事変更請負契約について	議案第 4 9 号 平成 2 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 2 号)
5 議案第 3 2 号	市道路線の廃止について	8 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度西予市一般会計予算
議案第 3 3 号	市道路線の認定について	9 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度西予市授産場特別会計予算
議案第 3 4 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 5 2 号 平成 2 7 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第 3 5 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 5 3 号 平成 2 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 3 6 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 5 4 号 平成 2 7 年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 7 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 5 5 号 平成 2 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
6 議案第 3 8 号	平成 2 6 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)	議案第 5 6 号 平成 2 7 年度西予市介護保険特別会計予算
7 議案第 3 9 号	平成 2 6 年度西予市授産場特別会計補正予算(第 4 号)	議案第 5 7 号 平成 2 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 4 0 号	平成 2 6 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)	議案第 5 8 号 平成 2 7 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 1 号	平成 2 6 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)	議案第 5 9 号 平成 2 7 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 4 2 号	平成 2 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)	議案第 6 0 号 平成 2 7 年度西予市水道事業会計予算
議案第 4 3 号	平成 2 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 5 号)	議案第 6 1 号 平成 2 7 年度西予市病院事業会計予算
議案第 4 4 号	平成 2 6 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 5 号)	議案第 6 2 号 平成 2 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 4 5 号	平成 2 6 年度西予市公共下	

開会 午前10時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。これより平成27年第1回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集の挨拶があります。  
三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

それでは、平成27年第1回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、梅川光俊議員が愛媛県政発足記念日知事表彰を受賞されました。梅川議員は、平成7年4月に旧城川町議会議員に当選されて以来、通算で6期20年の長きにわたって町議会及び市議会議員を務められるとともに、商工会や森林組合の役職を歴任され、地方自治の振興発展に大きく貢献をされました。ここに当たりまして敬意と感謝を申し上げますとともに、受賞のお喜びを申し上げます。まことにおめでとうでございます。

さて、3月に入りまして厳しい寒さも和らぎ、周りの草木や日差しの変化にもようやく春の訪れを感じられるようになってまいりました。議員の皆様におかれましては、年度末を控え公私ともにご多忙の中、本定例会にご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、国におきましては、人口減少、超高齢化社会を打開するため、まち・ひと・しごと創生本部を創設され、昨年12月27日に人口維持に関する長期ビジョン及びこれを実現するための5カ年の計画として総合戦略を取りまとめ、閣議決定されました。これを受けまして、全ての都道府県及び市町村が平成27年度中に地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定するなど、各地域での取り組みが進められることとなっております。こうした流れを最大のチャンスと捉え、地方創生を見据えたまちづくりの推進を初め、第2次西予市総合計画と連動させた西予市独自の総合戦略や公共施設等の総合的な管理と有効活用などの重要施策の政策の立案及びその実効性ある事業展開を図るための体制の整備を急ぐ必要があります。そのため、平成27年度の組織機構を見直すこととなり、従来の企画調整課を地域振興やジオパークに関する事務などを主に取り扱うまちづくり推進課と、総合計画を初め、市独自の総合戦略を企画、立案していく総合政策課の2課に再編し、迅速か

つ適切な対応を図りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例議会は、市政にとって新年度予算をご審議いただく非常に重要な議会でございます。議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、私の市政3期目の締めくくりの年度となります平成27年度の所信の一端を申し上げるほか、議案としまして条例制定3件、同改正24件、同廃止2件、土地改良事業の施行4件、26年度補正予算12件、27年度予算13件など、合計61件に上る多くの議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、20番山本昭義君、21番梅川光俊君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 日程第3、議案第1号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について」から議案第29号「西予市消防団条例の一部

を改正する条例制定について」までの29件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第1号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について」及び議案第2号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準等を定める条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成25年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法により介護保険法の一部が改正され、従来厚生労働省令等で定めることとされていた介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準について条例で定めることとされました。これに伴い、厚生労働省令を参酌するとともに、地域の実情を踏まえて制定された県条例の独自基準に基づき、本条例を定めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第3号「西予市景観条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成16年6月に景観に関する総合的な法律である景観法が制定され、近年全国的にも良好な景観に関する国民の関心が高まっております。西予市においても、黒瀬川構造体を初め、四国カルスト、宇和海リアス式海岸などの自然遺産や文化遺産等が評価され、平成25年9月に日本ジオパークに認定され四国西予ジオパークとなりました。

本条例は、西予市らしい景観を次世代へ継承するため、良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行に関し必要な事項を定め、景観の保全、育成及び創造を図り、市、事業者及び市民による良好な景観の形成に向けた一体的な取り組みを推進するため定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 議案第4号「西予市行政手続条例

の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続法の一部改正に伴い、条例及び規則等に伴う許認可等の申請に対する処分、不利益処分、行政指導等についての手続を定めている本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容につきましては、1点目は行政指導を行うに当たり、相手方に対して権限を行使し得る根拠を示すことが必要となる規定を追加しております。2点目は、行政指導が条例、規則等に規定する要件に適合しないと思慮するときには、行政指導機関に対し指導の中止を求めることができる規定を追加しております。3点目は、条例、規則等に違反する事実がある場合において、行政機関に対して処分または行政指導を求めることができる規定を追加するものであります。

続きまして、議案第5号「西予市総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第6号「西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について」一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市行政組織の見直しに伴いまして、委員会の庶務を行う担当課を変更するもので、西予市総合計画審議会につきましては企画財務部企画調整課から企画財務部総合政策課へ、西予市行政改革推進委員会につきましては企画財務部企画調整課から企画財務部財政課にすることから、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第7号「西予市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

独立行政法人が国民に対する説明責任を果たしつつ政策実施機能を最大限に発揮することができるようにするため、独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、独立行政法人運営の基本となる共通制度の見直しが行われました。

今回の改正は、西予市情報公開条例及び西予市個人情報保護条例中に規定されている特定独立行政法人が廃止されたことから、新たな分類として行政執行法人に改めるものであります。また、西予市有林野管理条例中に規定されている独立行政

法人森林総合研究所が名称変更されたことから、国立研究開発法人森林総合研究所に改めるものがあります。

続きまして、議案第8号「西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消防救急体制を安定的に維持するため、消防職員定数を64人から66人に拡充するものでございます。

西予市内の高齢化率は平成27年1月末現在39.2%という高い数値で推移しておりますが、高齢化に伴って救急搬送率が高くなる傾向が見られることから、消防職員の定員管理を平準化し、消防救急体制の安定化を図るものでございます。

続きまして、議案第9号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に基づく給与制度の総合的見直し等に伴うものであります。公務員の給与制度につきましては平成18年の給与構造改革に伴い、大きな見直しがあったところですが、依然として高齢層における公民給与格差等が生じていることから、27年度からの3年間で総合的見直しを行うものであります。

主な改正内容でございますが、現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じて平成27年4月1日から改定し、行政職給料表1適用者の平均改定率は2.12%のマイナスとなっております。この引き下げにおきましては、激変緩和措置として3年間の現給保障制度を設けることといたしております。

勤勉手当につきましては、昨年12月期の支給割合を0.15月分引き上げ、0.825月といたしておりましたが、県の人事委員会勧告に基づき、27年度以降は当該引き上げ分を年間で調整することとし、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.75月とするものであります。その他地域手当の創設、持ち家に係る住居手当の廃止など所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第10号「西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、城川養護老人ホーム奥伊予荘及び三瓶養護老人ホーム三楽園の民営化に伴い、関

係する特殊勤務手当を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第11号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることによるものであります。

今回の法改正では、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携の強化などを図るため制度の抜本的な改革が行われております。その中で、新たな教育長が教育委員会の構成員でありながら委員ではなくなるなど、また一般職から特別職の身分を有することなどに伴い、西予市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を初め、関係する6条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、経過措置により現職の教育長は改正前の条例が適用され、本条例施行後に新たに任期が始まる教育長から改正後の条例が適用されることとなっております。

以上、8議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 議案第12号「西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市小学校再編計画に基づき、平成27年3月末に明浜地区の4つの小学校が閉校することに伴い、明浜地区の教職員宿舎の名称を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第13号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市小学校再編計画に基づき、平成27年3月末をもって閉校します明浜地区及び野村地区の各小学校に設置しております調理場の名称変更及び廃止をするため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第14号「西予市立幼稚園に

おける保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年4月から幼児期の学校教育保育事業や地域の子供、子育て支援を総合的に推進することを目的とした子ども・子育て支援新制度が始まります。それに伴いまして、幼稚園の入園料については保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収することが基本となることから、毎月徴収する保育料に入園料を組み入れるとともに、現行の入園料を廃止するため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第15号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在市では、重要文化財である開明学校を初め、宇和民具館、宇和先哲記念館及び宇和米博物館等を設置し、宇和の歴史、風土及び文化を後世に残し広く伝えていくために宇和文化の里施設を運営しております。

今回の改正は、宇和文化の里施設の入館料について近隣市町の類似施設と均衡を図るため、開明学校と宇和民具館の入館料を2館まとめて大人500円、中学生以下300円の共通券で統一し、宇和先哲記念館と宇和米博物館の2館については無料とするものでございます。また、学校や観光客に人気の高い明治の授業体験と廊下雑巾がけ体験につきましては、各200円の体験料を定めるものであります。

なお、市民等への周知期間や各種印刷物や表示変更の対応などを含め、本条例の施行日を10月1日とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第16号「西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、三瓶町朝立地区に建設中の朝立会館の設置に伴い、同会館を三瓶文化会館の分館と位置づけるため、本条例の一部を改正するものであります。朝立会館につきましては、文楽活動を始め、地域住民のコミュニティ活動にも利用可能な舞台や集会室を備えるなど、市民の方々が多目的に活用ができる施設として本条例に使用料等を定めるものであります。

なお、施設の供用開始につきましては、平成27年7月1日とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第17号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年3月末をもって閉校します明浜地区の狩江小学校、高山小学校及び田之浜小学校、並びに野村地区の大和田小学校、溪筋小学校、中筋小学校及び河成小学校の運動場及び体育館について、当該施設を社会体育施設に転用し、今後も地域コミュニティの拠点として有効な活用を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第18号「西予市野村町地域青少年健全育成基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市野村町地域青少年健全育成基金は、平成2年、野村町地域において学校、家庭及び社会が一体となって次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的に野村町青少年健全育成基金として設置された基金であります。合併後は西予市野村町地域青少年健全育成基金として、基金の利子運用によりジュニアスポーツの育成等、青少年の健全育成事業を行ってまいりましたが、今年度野村地区に建設しております野村地域教育福祉複合施設の備品購入費に基金を活用し、基金全額の取り崩しを終えたことから、本条例を廃止するものであります。

以上、7議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第19号「西予市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

保育の実施に関する基準につきましては、児童福祉法第24条に基づき各自治体が条例で定めることになっております。今回児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施に関する要件の規定が削除されたため、当該規定を根拠とする本条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第20号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から始まることに伴い、保育所への入所基準を定めるとともに入所手続を変更するも

のであります。また、入所児童数の減少により平成23年度から休止しておりました蔵貫保育園を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第21号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本件の最低賃金の時間額が昨年10月に引き上げられたことに伴い、その最低賃金を基礎に算定している隣保館館長の報酬額を月額2,000円増額改定するものであります。

続きまして、議案第22号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、第6期西予市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度までの介護保険料を改定するとともに、介護保険施行令等の一部改正により保険料率に関する基準を標準6段階から標準9段階に細分化するものであります。また、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づき、地域支援事業に関する実施の猶予について定めるものであります。

続きまして、議案第23号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第24号「西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険法及び関係法律の規定に基づき介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年1月16日に公布されたことから、両条例が参酌している基準省令どおり両条例の一部を改正するものであります。

以上、6議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、議案第25号

「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、本条例中に定めておりますメジロの飼養登録の更新に係る手数料について引用している法令名を変更するものであります。また、農地法の一部改正に伴い、農業委員会が公表することとされた農地台帳及びその記録事項要約書について閲覧及び交付する際の手数を新たに定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第26号「西予市獣肉処理加工施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、法令名が改正されるため本条例中に引用している法令名を変更するものであります。

続きまして、議案第27号「西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、西予市市営住宅ストック総合計画並びに西予市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅等の建てかえ、用途廃止及び維持管理等を行っております。老朽化した小規模団地については用途廃止または別団地への集約を行っているところでございますが、今回宇和町河内地区の西予市公営住宅河内団地について同団地入居者より土地及び建物の譲渡要望があったことから同団地の用途を廃止し2戸を譲渡処分、1戸を除去とするため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 議案第28号「西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、市立野村病院の改修工事に伴い、緩和ケアターミナル室を新たに整備したことから病室の使用料を定めるものであります。

室内は十分な広さを有するとともに、患者やそのご家族にとって明るく親しみやすい快適な療養空間となっております。個室等の使用料の設定に

当たりましては県内の病院及び他県の同規模病院の使用料、室内のアメニティー設備等を考慮いたしまして、1日当たり5,000円といたしました。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 議案第29号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市消防団は、条例定数1,895名に対し、近年の過疎高齢化、就業状況の変化等により1,752名の在籍にとまっており、消防団員数は年々減少傾向にあります。しかしながら、近い将来起こると言われている南海トラフ地震や異常気象などによる自然災害への対応には消防団の活動は必要不可欠であり、団員確保は重要な課題となっております。こうした課題に対応し、消防団員の確保を推進するため、消防団への入団資格要件を緩和し市内在勤者の加入を可能にするとともに、消防団員の就業状況の変化に対しても対応できるよう所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第30号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長 議案第30号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、野村地区の防災行政無線デジタル化を目的として平成25年第3回定例会において議決いただき、請負金額5億4,831万円で株式会社富士通ゼネラル・株式会社小関電工共同企業体、代表者、株式会社富士通ゼネラル四国支店支店長中井孝司氏と契約を締結し、平成27年3月14日の完成を目指し事業を進めているところであります。

このたび、今後のランニングコストの低減を目的として親局遠隔制御装置にネットワーク機器を

設置するとともに、再送信子局に高速避雷器を追加し、また電波効率を向上させるための調査、放送中などの既存施設撤去箇所の追加を行うことといたしました。また、本工事につきましては野村町の複雑な地形によって電波受信が困難な状況を見込み設計を行っておりましたが、電波出力の増幅等によって設備や機器を変更しても同機能を発揮できることが判明したため、整備数等の精査を行った結果、4,209万5,000円を減額し、請負金額5億621万5,000円とする工事変更請負仮契約を去る平成27年2月16日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これよりただいま議題となっております本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第30号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第30号「西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第32号「市道路線の廃止について」から議案第37号「西予市営土地改良事業の施行について」までの6件を一括

議題といたします。

理事者の説明を求めます。

二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第32号「市道路線の廃止について」、議案第33号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回、4路線の廃止と5路線の認定をお願いするものであります。

まず、伊ノ浦線及び東川城の森線は、国道378号線道路改良に伴い市道のつけかえにより終点及び起点を変更する必要が生じたため、一度路線を廃止し再認定するものであります。また、中川地区122号線及び下宇和地区91号線は、本路線を延長するため、一度路線を廃止し再認定するものであります。

次に、認定路線の下宇和地区116号線は、西予市衛生センターの建設に伴って道路網を整備する必要があるため、認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止、認定につきましては、さきの1月30日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

続きまして、議案第34号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成27年度より3カ年計画で城川町岩本地区において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業による団体営土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5条の規定により、その事業の概要について議会の議決を求めるものであります。

事業内容につきましては、地区内の老朽化が著しい用排水路及び畦畔の整備を行うことにより、農作業の省力化、効率化及び生産性の向上を図るものであります。

続きまして、議案第35号から第37号「西予市営土地改良事業の施行について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成27年度の1カ年計画で宇和町久枝地区、城川町杭地区及び城川町川向地区の3地区において農業基盤整備促進事業による団体営土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5条の規定により、その事業の概要について議会の議決を求めるものでありま

す。

事業の内容につきましては、久枝地区及び川向地区の2件は老朽化した用排水路の整備を、杭地区は老朽化した揚水機の更新を行うもので、これらにより水管理の省力化、維持管理費の低減及び生産性の向上を図るものであります。

以上、6議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第38号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第9号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第38号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第9号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

国におきましては去る2月3日に地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を盛り込んだ補正予算が成立し、国、地方を挙げて迅速かつ着実にその実行をしていくことが求められており、県とも連携を図りながらスピード感を持って対応するよう準備を進めているところであります。

さて、今回の補正予算案の概要でございますが、事業完了などによる事業費の確定及び実績見込みによる調整で、主に減額するものであります。そのほか生活保護に関する施策として生活困窮者自立支援法に基づき設置する相談窓口に係る準備経費や国の補正予算に伴う農業振興施策としての農業後継者育成事業等、東宇和農協が実施するユズ選果機更新への補助などの必要額を計上しております。

なお、国の補正予算のうち、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業につきましては、現在事業の最終調整検討を行っておりますので、早急にまとめ上げ会期中に補正予算の追加提案をする予定であります。

このほか、歳入においては市税、寄附金及び普通交付税の増額並びに事業費の変更により国県支出金、地方債などの特定財源及び一般財源の減額が見込めることなどから、財政調整基金繰入金を減額し今後の財政運営の安定化を図るものであります。

この結果、歳入歳出予算の補正は、既決いた

いております歳入歳出予算からそれぞれ9億6,915万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を292億3,321万3,000円と定めるものであります。

また、このほか事業内容の変更に伴い継続費及び債務負担行為の補正を行うものであります。

以上、概要をご説明いたしました。詳細につきましては担当課長から補足説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それでは、予算書に沿ってまず歳出のほうから補足説明を申し上げます。

予算書の24ページをお願いします。

総務費、1項6目企画費、総合計画策定事業であります。計画策定の方法を業者委託から職員みずから行う手づくりの計画に変更して現在策定準備を進めているところであります。その委託料の減額などにより1,163万4,000円を減額するものであります。

あわせて別冊の3月補正予算説明資料の2ページからもごらんいただきたいと思います。

8項3目生活交通バス対策事業費、バス路線維持対策事業996万4,000円あります。宇和島自動車が行う生活交通バス路線の補助対象事業費確定により補助金を増額するものであります。

34ページをお願いします。

民生費、1項10目臨時福祉給付金費あります。支給対象者を国の試算例に基づき推計していたところですが、課税状況等の確定により支給対象者が約3,800人下回ったため、6,200万円の減額をするものであります。

36ページをお願いします。

3項1目生活保護総務費、生活困窮者自立支援事業104万1,000円あります。生活困窮者自立支援法に基づき平成27年4月から相談窓口を設置するため、その準備に係る経費を計上するものであります。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価、分析し、その支援をするものであります。

43ページをお願いします。

衛生費、2項4目汚泥再生処理施設整備事業費、汚泥再生処理施設造成工事の入札減少金及びほかの公共工事残土を埋め立てに使用することに

よる購入土の費用が減少したことにより9,654万8,000円を減額するものであります。

45ページをお願いします。

農林水産業費、1項3目農業振興費、農業後継者育成事業4,500万円あります。新規就農者や親などの農業経営を継承した方に対して、まだ経営の不安定な就農初期段階の間最長5年間、年間150万円を給付するものであります。夫婦共同経営の場合は年間225万円となります。この予算は平成26年度国の補正予算に関連するもので、平成27年度事業分を前倒しで実施するものであります。

同日農作物生産振興対策事業費47万円あります。市内の農産物生産振興のため東宇和農業協同組合が平成26年度国の補正予算に関連して実施するユズ選果機更新事業に対し、西予市農業振興対策事業費補助金交付要綱に基づき事業費の10分の1に当たる475万円を補助するものであります。

ほかの事業において入札減少金により428万円を減額しているものであります。

4目畜産業費、畜産施設整備事業、ブランド牛開発に関連する子牛育成所建設事業あります。単年度事業として取り組んでおりましたが、国庫補助の予算の関係により26、27の2カ年事業となり、5,093万2,000円を減額して来年度当初予算に計上するものであります。

9目農業施設管理費、城川特産品センター管理運営事業600万円あります。株式会社城川ファクトリーが指定管理者となっている平成6年に運営を開始した一部施設の老朽化が進んでおります。城川特産品センターきなはい屋におきまして、食品取扱施設として重要な空調施設が故障したところ修理不能であると認められたため、協定に基づき施設更新に係る経費を負担するものであります。

51ページをお願いします。

土木費、2項3目道路新設改良費、市道旧町地区223号線改良事業あります。物件補償の交渉に不測の日数を要し年度内契約が見込めないため来年度に予算を組み替えるもので、今年度事業費の一部1億587万2,000円を減額するものであります。

64ページをお願いします。

教育費、7項6目給食センター建設費、宇和学

校給食センター建設事業であります。工事設計委託料の入札減少金が生じたことによる減額及び開発許可協議等による期間を要した理由から造成工事を平成27年度に延期したことなどにより5,515万8,000円の減額をするものであります。

予算書は、戻っていただきまして、11ページをお開き願います。

主な歳入につきましてご説明申し上げます。

市民税、1項2目法人税割1,527万2,000円の増額であります。経済が回復傾向にあり法人の収益がやや伸びてきたことなどによるものであります。

12ページをお開き願います。

地方交付税、1項1目普通交付税であります。国税の増収見込み等に伴い、地方交付税の増が見込まれることで国の補正予算第1号による交付税総額の増加を受けての調整額復活による追加交付として1,184万6,000円を増額するものであります。このほか歳入におきましても、先ほど申し上げました歳出における各事業の確定や実績見込みによるものなどにより、特定財源としての国県支出金や地方債などの調整を行っているものであります。

19ページをお開き願います。

これらのほかに寄附金、1項1目一般寄附金、ふるさと納税寄附金におきましては、昨年度決算より現時点で約1,250万円増加しております。予算額において1,420万1,000円を増額するものであります。

これら歳入全体の調整によりまして一般財源の減額が見込めるようになり、今後の財政運営の安定化を図るため、繰入金、2項1目財政調整基金繰入金を3億4,048万円減額するものであります。

6ページにお戻りください。

今回の補正における継続費の補正といたしましては、汚泥再生処理施設整備事業におきましては入札及び工事内容の変更が生じたため総額の減額及び年次計画の変更、統合小学校明浜、野村の2校の学校建築改築事業におきましては最終26年度の事業確定により額を確定し減額するもの、えひめ国体整備事業は一部工事を継続事業から除外し実施するもの、宇和学校給食センター建設事業における基本設計及び実施設計では入札により額

が確定し減額するものなどであります。

7ページをお開きください。

このほか、年度内の事業確定に伴い、記載内容のとおり債務負担行為の廃止と変更をするものであります。また、宇和地区生活交通バス運転委託業務につきましては、現委託業務契約が3月末日までの契約となっており、平成27年4月からの運行開始までに事業者を選定する必要があることから債務負担行為の追加をするものであります。

19ページをお開き願います。

最後に、地方債の補正といたしましては、事業内容の変更によりまして総額で3億7,700万円を減額して総額で限度額を48億7,505万3,000円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第38号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第9号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時05分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時16分)

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第39号「平成26年度西予市授産場特別会計補正予算（第4号）」から議案第49号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」までの11件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第39号「平成26年度西予市授産場特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、授産場利用者の減少に伴い事業費を減額するものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ144万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,093万円と定めるものであります。

続きまして、議案第40号「平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、貸付金償還金の滞納による貸付金元利収入の不足分を一般会計繰入金により補い歳入財源の内訳を変更処理するもので、歳入歳出予算の総額に増減はございません。歳入の内訳につきましては、貸付金償還金の滞納による貸付金元利収入を78万3,000円減額し、一般会計から78万3,000円を繰り入れさせていただいております。

続きまして、議案第41号「平成26年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回補正は、保険税の徴収実績見込み並びに国庫補助金の返還金が確定したことによるもののほか、年度末精算に当たり不用額の調整等を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ5,976万4,000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額をそれぞれ57億4,283万7,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましては、年度末精算による不用額の調整並びに外来収入の精査等に伴う一般会計繰入金の調整

等であります。これによりまして、既決いただいております俵津診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ143万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ932万3,000円、狩江診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ38万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,427万8,000円、高山診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ85万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,499万2,000円、惣川診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,357万2,000円、土居診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ876万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,168万7,000円、遊子川出張診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ43万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を549万円、二及診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ69万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,645万9,000円、周木診療所勘定の歳入歳出予算総額からそれぞれ252万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,425万8,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第42号「平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定並びに保険料の徴収実績見込みに伴う減額と年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。これによりまして、歳入歳出それぞれ2,019万円を減額し、歳入歳出の総額を6億515万3,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第43号「平成26年度西予市介護保険特別会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業者及び認定者の増加により保険給付費を増額するとともに年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ6,639万円を増額し、歳入歳出予算の総額を55億4,801万2,000円と定めるものであります。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第44号「平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、施設使用料及び農業集落排水加入金の増額とそれに伴う一般会計繰入金を減額するものであります。歳出においては歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うもので、これにより歳入歳出予算の総額に増減はございません。

続きまして、議案第45号「平成26年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整及び充当財源の組み替えが主なものであります。これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ853万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を7億4,978万円と定めるものであります。

また、施設整備事業費の充当財源の組み替えに伴い、第2表のとおり地方債の限度額を変更いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 議案第46号「平成26年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは実績見込みによる減額でありまして、歳入歳出からそれぞれ955万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を3億3,245万8,000円と定めるものであります。

歳入につきましては、施設整備費の減額に伴い財源となる分担金及び繰入金を955万8,000円減額するものであります。

歳出につきましては、実績に伴い総務管理費を70万円増額し、県が実施する道路改良工事との調整等により施設整備事業費を1,025万8,000円減額したことから、合わせて事業費955万8,000円を減額いたしております。

続きまして、議案第47号「平成26年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）」について

提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく業務量の補正とそれに伴う給水収益の減額及び建設改良費を減額するものでございます。

第2条の業務の予定量では、水道使用量の減少に伴う年間総給水量及び1日平均給水量を補正するほか、主な建設改良事業であります皆江下泊地区配水管布設がえ工事費の減額を行うものであります。

第3条の収益的収入につきましては、既決いただいております収益的収入から5,430万円を減額し、6億9,363万円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出では、既決いただいております資本的収入につきまして負担金416万8,000円及び企業債1,020万円をそれぞれ減額し、総額を5億6,346万5,000円といたしております。

資本的支出につきましては建設改良費を1,809万8,000円減額し、総額を7億9,096万7,000円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補填する財源につきましては、第4条本文括弧書きのとおりに改めております。

今回の補正に伴いまして、第5条の企業債の補正により限度額を変更しております。

また、第6条債務負担行為につきましては、公営企業会計システムの更新に伴います債務負担行為を定めるものであります。

続きまして、議案第48号「平成26年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく業務量の補正とそれに伴う医業収支の調整、西予市民病院の建築に係る建設改良費等の減額及びそれに伴う財源の調整を行うものでございます。

第2条の業務の予定量では、西予市民病院開院に伴う病床数、入院及び外来の年間患者数の変更のほか、主な建設改良事業であります新病院建築費の減額を行うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては患者数の減に伴い医業収益が2億686万4,000円減額となり、医業外収益の714万円の増額を合わせて総額を30億6,853万3,000円といたしております。

支出につきましては、人件費などの調整と旧宇和病院の建物や医療機器等についての除却費などを計上したことにより医療費用を4億2,553万1,000円増額し、医業外費用の822万8,000円の増額と合わせて総額を40億5,718万6,000円といたしました。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、収入につきましては西予市民病院建設に係る一般会計出資金3,102万1,000円及び企業債2,370万円を減額し、県補助金を10万1,000円増額したことによりまして資本的収入の総額を7億3,271万1,000円といたしております。

支出につきましては、建設改良費を4,925万3,000円減額し、資本的支出の総額を10億3,753万3,000円といたしております。

第5条では、新病院建設のための企業債の限度額を4億9,130万円に改め、第6条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費を表のとおりに改めております。

続いて、第7条で一般会計からの補助金の金額を表のとおりに改め、第8条で野村病院改修事業として設定しております継続費の年割額を表のとおりに変更いたしております。

第9条では、公営企業会計システム更新事業に係る債務負担行為の限度額を1,422万円と設定いたしました。

続きまして、議案第49号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによる収益的収入及び支出を補正するものであります。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、施設事業収益を149万1,000円増額し、収入の総額を4億5,716万9,000円とし、収益的支出につきましては、施設事業費用を181万円増額し、支出の総額を4億9,693万6,000円とするものであります。

第3条では、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を表のとおりに改め、第4条で一般会計からの補助金の金額を表のとおりに改めております。

また、第5条では公営企業会計システム更新事

業に係る債務負担行為の限度額を1,210万円と設定いたしました。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案11件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 議案第43号の介護保険特別会計補正予算について1点だけお伺いをいたします。

今の部長の説明で歳出のほうですけども、保険給付費の中の介護サービス等諸費は9,400万円とふえとるんですけども、それ以外のサービスについては全部減額補正となっております。これの大きな理由がもしわかりましたら教えていただきたいのと、次の3款の地域支援事業費、この中の1項介護予防事業費の中身を見てましたら第1次予防、第2次予防とも減額補正となっておりますが、減額補正ということは利用者が少ないのかなというふうに心配をしております。この利用者が少ないというのが、昨年より少ないのか予算的に多目にしとって少ないのかというふうなところで、今後市が行うこういう介護予防、逆にふえてほしいと思うのが我々の思いなんですけれども、そういうところ原因がもしわかっておりますら教えていただきたいなと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまの二宮議員からのご質問でございますが、まず介護給付費の増額につきましては、主にですけれど通所介護いわゆるデイサービスに係る増額と、そして特定施設入所者の介護の給付に係るものが大きく増額となっております。

2点目の地域支援につきましては、当初予算から実績状況を見まして、それが給付見込みを算して不用額が減額したってということで減額をさせてもらっております。昨年度と比較しては、少しデータ、資料で持ってありませんので、また後ほどご報告させてもらったらと思います。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 1点だけお伺いしたいと思

いますが、西予市の水道料金の平準化が終わりまして、一律料金になっておるわけですけれども、今現在西予市の水道体系っていうのは、上水道、簡易水道それからその他の水道ということになっておりますが、これが新しく制度が変わりまして今現在簡易水道である集落が例えば今の西予市上水道組合のほうに加入をしたいということになりましたら、その許可というのは一体どこで許可されるんですか。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 元親議員の今の質問に対してお答えさせていただきますが、今現在簡易水道事業以下簡易水道未滿の給水施設についても、各、野村、城川、宇和の担当者がそれぞれの簡易水道等の事業者にはアリングを行って、今後どういう状態で上水道とのかかわりでどうするかというアリングを行っております。正式にそれが出ましたら、うちの事務局と現場の各支所の担当で簡水等の組合の代表者と話し合いを持ちたいというふうに考えております。その中で最終的に上水道に移行したいという組合がございましたら、全体的なことを考えまして市でも一回持ち帰って協議検討させていただいて方向性を決めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 本案に対する質疑ということでお願いします。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 今の説明で結構なんですけど、ご案内のとおり高齢化社会が進んでおまして、なかなか簡易水道の維持管理も大変困難になってきておるといことで、費用負担は多少いっても安定した西予市上水道組合に加入をして生活の安全・安心を確保したいという集落も出ておりますので、早い段階でその対応ができるようにご努力をいただきたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号から議案第49号までの11件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第39号から議案第49号までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号「平成26年度西予市授産場特別会計補正予算(第4号)」から議案第49号「平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの11件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第39号から議案第49号までの11件は原案のとおり決定いたしました。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 平成27年度における市政運営の所信及び予算案の概要を申し上げます。

平成27年度は、三好市政における3期目を締めくくる年であり、また市民とお約束をしました西予市マニフェスト2012の総仕上げの年でもあります。これまでの10年間は合併協定書や建設計画に基づいた市の基盤づくりに努め、ケーブルテレビ事業、庁舎建設事業、西予市民病院建設事業、上水道事業、公共下水道事業、小学校の統合校舎建設事業や耐震化事業等をほぼ完了し、主要なインフラ整備のめどはたつたと認識しております。

他方、国では、人口減少問題が引き起こす経済を初めとする日本全体の衰退を重大視し、地方創生のかけ声とともに地方自治体の自主性、自立性に期待が寄せられています。平成27年度はマニフェストの実現に取り組みながら国の地方創生といった新たな課題にも果敢に取り組み、次の10年をにらみながら我が町西予市が今後一層発展するよう引き続き全力で市政のかじ取りをしてまいり所存であります。

当市が合併をして10年。第1次総合計画を最上位の計画として進めてまいりました。次の10年はどうなっているでしょうか。平成36年には人口が3万5,000人を割るとも言われており、現在の人口の1割強が減少します。我々の愛する地域はどうなるでしょうか。今以上に厳しい状況に陥るかもしれません。かつて、当市は地域の発展に貢献された偉大な先人たちを多く輩出し、活力がありました。先哲がなし遂げてきたことを今後我々ができないと諦めてはなりません。

次の総合計画は、国の地方創生の動きと相まって今後の西予市の存続を占う極めて大きな計画となります。地理的条件に恵まれていない当市にとって、今までの延長線上での他市と同じような政策の先にその答えがあるとは思えません。新たな発想により改革を推し進め、市民一人一人が夢や希望を持ち潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成ができますよう努力していかなければなりません。新たな10年はやはり新たな挑戦の10年なのです。市民の皆さんの協力と理解のもとで平成27年度中に総合計画を策定するよう進めてまいります。

当市は一昨年9月に市内全域がジオパークに認定されました。認定後、昨年12月には四国西予ジオパーク推進計画を策定し、ハード面、ソフト面のインフラ整備のほか、市の施策の担い棒として地域、産業、経済の振興につながるよう計画的に推進してまいります。一方で、世界におけるユネスコの正式なプログラム化に向けた議論が進められており、ジオパーク活動のさらなる発展が期待されているところであります。国においても環境省にジオパークの担当部署が設置され、また石破大臣を会長としたジオパークによる地域活性化推進議員連盟の後押しもあるなど、国の支援、推進体制が整ってまいりました。ジオパークが成功する秘訣は、市民みずからが参加し機運を盛り上げていくことであると言われております。市民の皆さんがそこに住む実感や誇りを持ち、また市役所だけの取り組みだけではなく市民的な運動にしていくことで地域の活性化につなげていけるよう、市民の皆さんの参加とご協力を重ねてお願いいたします。

いよいよえひめ国体の開催まで残り2年余りとなりました。当市では相撲と成年女子ソフトボールの2種目の競技が開催されます。市としては、

国民体育大会推進室を設置し、会場である乙亥会館、宇和球場及び宇和運動公園の改修や整備についてプレ大会の開催も含め引き続き万全の準備を整えてまいります。また、今回の大会の開催をチャンスと捉え、市内のスポーツ振興及び各種競技の合宿や大会の誘致並びに当市の情報を全国に発信できるよう努めてまいります。

安倍総理は、その所信表明演説で地方こそチャンスがある、地方こそ成長の主役ですとしきりに地方にエールを送っています。これに答えていこうではありませんか。当市は既に市民の皆さんの協力のもと地域内分権や限界集落対策を進め、他の自治体に比べて先行しています。地方創生は頑張る地方を、また知恵を出す地方を応援していくという一貫した考えが国にあります。大いに頑張り、知恵を出していこうではありませんか。そのためには形骸化した旧套墨守を捨て異なることを恐れてはなりません。

平成27年度中にはまち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版総合戦略の策定が求められております。今までのような明確な方向を示す羅針盤はないかもしれません。しかし、ヒントは多数あると思います。このため、企画財務部企画調整課を再編し、まちづくり推進課及び総合政策課を設置するとともに、第2次総合計画とも歩調を合わせ鋭意検討してまいります。

まずは国が平成26年度中の補正予算において用意された地方創生の先行的な取り組みである地域住民生活等緊急支援のための交付金の内容を早急に検討する必要がありますが、一度きりの交付金ということもあり、これまでの政策とも連携しつつ、他市との差別化を図り全国に西予市を発信できるよう鋭意取りまとめを行ってまいります。まとも次第、市の補正予算議案として今議会中に追加提案をさせていただく予定であります。

冒頭に申し上げましたとおり、当市の人口減少、少子・高齢化という課題への対応は待ったなしの状況となっております。特に20歳から40歳未満の若年女性の人口減少により次世代の人口が減少し、また大学や専門学校への進学、求職により都市部へ流出することがその原因と考えられます。この人口減少を少しでも歯どめをかける西予市をつくっていかなければなりません。そのために、子供が生まれ、育てやすく、充実した教育環境の整備を進めてまいります。

市民が介護を必要としない自立した生活ができる健康寿命を延ばすため、検診と保健指導に重点を置き、生活習慣病を予防する健康づくりに積極的に取り組みます。

また、高齢化の問題として、高齢化率が高まる一方で、市内の高齢者数はここ一、二年でピークを迎え、徐々に減少に向かいます。高齢者が住みなれた地域で可能な限り暮らし続けられるような保健、介護、医療が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を実現してまいります。

市役所が何でもやることは不可能です。地域の方々と協力し支え合って町を豊かにしていかなければなりません。現在モデル事業である限界集落対策事業のうち、成功事例を他の地域にも展開してまいります。また、地域自治活動の維持継続のために集落機能の改善を図るためあるべき地域づくりの枠組みを市民の皆さんの協力を得つつ検討してまいります。

安倍総理は、その所信の1番目の政策として農政の大改革を掲げ、明治時代の思想家岡倉天心の名言である「変化こそ唯一の永遠である」を引用し、強い農業をつくるための改革、農家の所得を増すための改革の必要性を訴えています。「実行なきものに成功なし」。これはことしの大河ドラマ「花燃ゆ」のヒロインの文の兄、明治維新の精神的指導者吉田松陰の言葉です。アベノミクスの恩恵は都市部だけだとひがまず、不可能だ、困難だなどという言いわけをして自己弁護をしている時間などありません。古きもののよき精神を残しつつ、お互いに協力し行動を起こそうではありませんか。

当市は、長年第1産業を基幹産業と位置づけ農林水産業政策に鋭意取り組んでまいりました。この国の農政の大改革に歩調を合わせ、中山間地域の農地保全管理を推進し、耕作放棄地を減少させ、鳥獣被害を抑制するため、集落営農、営農集団活動を推進する一方で、農業後継者の育成や認定農業者への農地集積を図るよう、日本型直接支払制度の推進や農地中間管理機構などの活用も努めてまいります。また、肉牛や養豚のブランド化の推進、奨励農作物の振興事業など所得の向上を支援いたします。

そのほか、林業振興や水産業振興のため、基盤施設となる基幹林道及び林業専用道や漁港などの整備にも努めてまいります。さらに、第1次産業

のみならず、それを発展させ引っ張り上げていく第2次産業、第3次産業にも今後は一層力を入れなければなりません。このため、従来の中小企業の支援のみならず、創業、起業に係る資金面、人材育成の支援についても取り組んでまいります。

これらの取り組みを市役所だけで行い産業振興を成功させることは不可能です。我々は商売人ではないのです。あらゆる力を結集する必要があります。このため、企業、市役所、大学、市民、金融機関、マスコミがスクラムを組んでいわゆる産官学民金言でこれらに取り組み、市民全員の機運醸成に努めてまいります。

予算の半分近くを地方交付税に頼っている当市は、国がくしゃみをすれば市は肺炎になると比喻できるほど脆弱な状況にあります。5年後には合併の特例措置が完了し、交付税の一本算定に移行し、7割程度の圧縮がなされたとしても、8億円の財源不足が予想されることから、一層の行財政改革は避けて通れません。総合計画や一連の地方創生に係る政策を打ち出そうとするために体力が要ります。これらの計画や政策は一過性の取り組みではないのです。昨年大河ドラマでは豊臣秀吉の天下取りを支えた天才軍師黒田官兵衛が取り上げられておられましたが、彼は大変な倅家だったそうで、彼はいざというときのためにとっていたと言われていました。国の政策に呼応し、地方創生を進めていかなければなりません。国の動きがまだ定まらない状況の中で場当たりに市の財産を取り崩してはなりません。市民の皆さんが知恵を出しお互いが譲り合って協力し、また少し我慢すればまだまだ体力を残しています。体力をつけつつ一層スピーディーに行政サービスを展開するため、行財政改革加速化プログラムを早々に取りまとめます。

特に、特別会計、公営企業会計や基金のあり方、第三セクターや指定管理者制度の見直しを初めとするさまざまな行政改革に着手してまいります。うまくいっていない事業については、廃止を含め大胆な見直しを行ってまいります。

また、旧5町時代から保有している公共施設等は、既にその役割を終え利用が十分とはいえないもの、またマンネリ化し活動が先細りになっているものや老朽化も進んでいるものもあります。これらも全て維持管理をしています。これを何とかしていかなければなりません。市民の皆様には

少し我慢を強いることとなりますが、人口規模に見合った市のあり方も同時に考えていかなければならない時期にきたと、そのように考えております。

政策の立案やその実施には職員の企画力、行動力が大きく影響することは間違いありません。知行合一、いかにすぐれた提案をうまく実際に進めていけるか、職員の肩にもかかります。どれだけそのような職員を多く確保できるのか、ある意味自治体間の競争であります。私は柔軟な発想と行動力を持った職員をふやしていきたい、いや、ふやさなければならぬと考えています。そのために今までのスタイルも大胆に見直し、新たな仕組みも取り入れて職員の意識改革を推し進め、積極的な職員の育成と内外からの優秀な職員の確保に努めてまいります。

また、政策を進めていく上で情報の提供や効果的な広報は非常に重要であります。新たな事業を行政が進める場合に住民にその仕組みを理解してもらって事業を広げていくことは基本であります。このため、今まで以上に効率的な情報発信を市民の皆様に行ってまいります。

それでは、所信に引き続きまして、平成27年度当初予算案についての概要を申し上げます。

当市の予算は既に述べましたように大変厳しい状況にあり、一層の行政改革は避けては通れません。いざというときのためにある程度のお金を持っておかなければなりません。このため、平成27年度における予算編成では、この行財政改革の取り組みを前倒ししつつ、調整幅が狭いため調整が困難であった施策優先度に基づく施策単位の施策枠予算を改め、人件費、公債費を除く歳出総額にシーリングを設け、総枠の中で調整する方式にしました。そのほか、編成手続をさまざま見直ししております。

この結果、平成27年度一般会計当初予算では、市債発行額は昨年度を若干ながらも下回り、49億5,000万円となりました。また、財政調整基金繰入金も前年度から9億3,000万円減の1億4,000万円として目標を大幅に上回って達成することができました。予算総額では283億4,400万円、前年度比2%、5億8,800万円の減額となりました。

また、参考資料に列挙しております平成27年度における西予市マニフェスト関連事業の主な新

規事業を少しだけ申し上げさせていただきます。

三瓶地区の周木診療所の整備事業、林道田之筋溪筋線、これは県営林道として今からお願いをしておるところでもございます。市道の湯の川くらぬき線改良工事、これは高山でございます。文化的景観保護推進事業、明浜、狩浜の段々畑と宇和海のこれを認定を受けようとする事業でございます。愛媛大学との域学、地域大学との連携事業、経済振興基金供給モデル事業、新しい考えで進めていきたいと思っております。ブックスタート事業、ファミリー・サポート・センター事業、野村介護老人保健つくし苑増床事業、高瀬、愛農、野村地区の生活交通バス運行事業、子育て支援事業、公共施設等総合管理計画策定の事業、小学校施設整備事業、これは三瓶小学校と魚成小学校の改築を行うものでございます。

この10年間は西予市としての一体感醸成と基礎基盤を築くことに主眼を置き、さまざまな施策を展開してまいりました。その過程においては多くの課題、難題がありましたが、その一つ一つを議会を初めとする市民の皆様とともに解決してまいりました。これから、次の10年に向けてスタートをします。そこには、また新たな課題、難題があるでしょう。みんなで挑戦していかなければなりません。乗り越えていかなければなりません。グローバル化の時代にあって東アジア情勢が今後の10年の中で激変すると想定されます。それに呼応して西予市も対応できる体制づくりも今後考慮する必要があると考えております。

また、県内でも特に南予地域は厳しい状況になると見込まれます。南予を構成する市町がチーム愛媛、チーム南予として連携して問題解決に挑んでいくことも今まで以上に重要だと感じております。

予算の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますが、市政運営に全力で取り組みますので、どうか議員各位、また市民の皆様におかれましては今後ともご理解とご協力をお願いする次第でございます。

○議長 暫時休憩します。（休憩 午後0時06分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時00分）

山岡財政課長。

○山岡財政課長 それではまず、平成27年度に

おける全会計の規模を申し上げます。

当初予算説明資料の8ページをお開きください。

一般会計283億4,400万円、特別会計144億5,814万9,000円、公営企業会計62億4,967万4,000円、全会計の合計では490億5,182万3,000円となり、一般会計では前年度比2%、5億8,800万円の減額、特別会計では前年度比5.1%、7億516万1,000円の増額、企業会計では前年度比5.7%、3億7,928万4,000円の減額、全会計の合計では前年度比0.5%、2億6,212万3,000円の減額となっております。

続きまして、議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」について補足説明申し上げます。

予算書に沿って新規事業及びマニフェスト2012関連の主な事業についてご説明申し上げます。

まず、歳出について説明させていただきます。

当初予算冊子の60ページをお開き願います。あわせまして当初予算説明資料の12ページもお開きください。

総務費、1項5目財産管理費、市有財産維持管理事業2億9,399万2,000円ですが、防犯及び事故防止の観点から旧宇和病院、旧松葉寮及び旧三瓶総合支所解体などに係る経費を計上いたしております。財源には、新市立病院建設基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金を充当いたしております。

予算書85ページをお開き願います。

8目地域振興費、移住交流促進事業301万1,000円ですが、平成26年度に実施した空き家調査を踏まえて空き家情報や移住関連情報を発信するため空き家バンクのホームページを作成し、移住の促進と空き家問題の解消のための経費を計上いたしております。

102ページをお開き願います。

民生費、2項1目児童福祉総務費、児童養護施設等整備助成事業3,802万8,000円ですが、社会福祉法人西予福祉会が運営する児童養護施設の移転建築に係る経費に対する補助金を計上いたしております。補助率は国庫補助対象事業費の8分の1とし、財源は宇和福祉の里基金

繰入金を充当いたしております。

同目ファミリー・サポート・センター事業18万6,000円ですが、地域において子育ての支援を受けたい方と子育ての援助を行いたい方を組織化して会員同士が子育てに関する総合援助活動を行う事業であり、平成28年度開設に向けての事業説明会や会員募集等の準備に係る経費を計上いたしております。

110ページをお開き願います。

3項1目生活保護総務費、生活困窮者自立支援事業費、自立支援事業322万2,000円ですが、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月より、仮称ではありますが西予市福祉総合センター福祉ネットワーク西予を開設し、生活困窮者の相談に係る経費を計上いたしております。

114ページをお開き願います。

衛生費、1項2目予防費、健康増進事業281万3,000円ですが、市民が健やかで心豊かに生活できる健康寿命の延伸が重要であり、そのため各種健診の受診勧奨と住民一人一人に合った保健指導に重点を置き、生活習慣病の発病予防と重症化予防を意識した健康づくりに取り組み、新たな事業も取り入れるなど実現のための必要な経費を計上いたしております。

125ページをお開き願います。

衛生費、2項4目汚泥再生処理施設整備事業費、汚泥再生処理施設整備事業7億8,651万6,000円ですが、老朽化した東部と西部の2カ所にあるし尿処理場を統合して汚泥再生処理センターを建設し、平成29年度の供用開始を目指して平成26年度から平成28年度の継続費を設定いたしております。平成27年度においては造成工事及び本体工事を実施する予定で、現在順調に工程が進んでいるところであります。財源には、補助率3分の1の循環型社会形成推進交付金、一般廃棄物処理施設等建設基金繰入金、過疎対策事業債等を充当いたしております。

133ページをお開き願います。

農林水産業費、1項3目農業振興費、養蚕業後継者育成事業430万円ですが、市内養蚕農家の所属する集落営農組織の中で地域おこし協力隊員が活動しながら養蚕技術や農業技術全般の習得に努めるための経費を計上いたしております。この事業は、平成27年度から3年間の任期

終了後に当市へ定住し養蚕農家として独立できるよう支援するものであります。

136ページをお開き願います。

4目畜産業費、畜産施設整備事業4,869万円ですが、この事業は肉牛ブランド化を支援する取り組みの一つで、東宇和農業協同組合が事業主体として実施する野村子牛育成所の新築移転整備に係る経費に対する補助金を計上いたしております。平成26年度から2カ年間の事業であり、財源には補助率2分の1の畜産関係共同利用施設整備事業費県補助金及び野村町地域高齢者福祉及び農業振興基金繰入金を充当いたしております。

145ページをお開き願います。

146ページと続きますが、2項2目林業振興費には林道開設9件、既設林道の舗装等3件を実施する経費として3億9,579万1,000円を計上いたしております。この中には長年の懸案事項でありました田之筋と溪筋の地域間を結ぶ県営事業として実施する林道事業も含まれております。

153ページをお開き願います。

4目漁港建設費、高山漁港津波高潮危機管理対策緊急事業費2,815万円ですが、台風による越波や津波及び高潮対策として平成27年度から2カ年で実施する既設護岸の改良事業に係る経費を計上いたしております。財源には、補助率2分の1の農山漁村地域整備交付金、公共事業債等を充当いたしております。

156ページをお開き願います。

商工費、1項2目商工業振興費、経済振興資金供給モデル事業1,940万円ですが、新規企業を支援し新たな産業育成を目的として西予市経済資金供給協議会における審査を通過したものに對して上限2,000万円の出資金を計上いたしております。

157ページをお開き願います。

4目観光費、ジオパーク推進事業2,672万3,000円ですが、平成27年度にはジオガイド育成研修費、ジオポイント案内板作成費、愛媛大学と連携したジオポイント案内アプリ開発事業費、市民が取り組む推進事業に対する補助金等を計上いたしております。財源には、ジオパーク推進基金繰入金、過疎対策事業債等を充当いたしております。

166ページをお開き願います。

167、68ページと続きますが、土木費、2項3目道路新設改良費には、市道新設及び改良事業等を実施する経費として7億2,192万9,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、明浜地域におきましては湯の川くらぬき線ほか3路線、宇和地区におきましては旧町地区281号線ほか12路線、野村地区におきましては惣川梶原線ほか9路線、城川地区におきましては平岩線ほか4路線、三瓶地区におきましては蔵貫浦7号線ほか1路線となっております。また、市道舗装点検調査補修事業3,000万円ですが、道路ストック総点検の路面性状調査の結果に基づき市内全域の主要な市道1級、2級路線及び特号線において舗装補修工事を実施する経費を計上いたしております。財源には、道整備交付金、社会資本整備総合交付金、電源立地地域対策交付金事業費県補助金、過疎対策事業債、旧合併特例事業債等を充当いたしております。

172ページをお開き願います。

6項1目住宅管理費、危険空き家除却事業400万円ですが、平成26年度に実施した空き家調査で確認している倒壊のおそれがある空き家につきまして、所有者が実施する除却経費に対する補助金を計上いたしております。財源には、社会資本整備総合交付金、特定老朽危険空き家等除却促進事業費県補助金を充当いたしております。

180ページをお開き願います。

消防費、1項4目災害対策費、防災行政無線デジタル整備事業3,298万4,000円ですが、平成27年度には平成26年度に整備が終了した野村地区以外の電波調査、明浜地区及び三瓶地区の実施設計に係る経費を計上いたしております。財源には、社会資本整備総合交付金、過疎対策事業債を充当いたしております。

192ページをお開き願います。

教育費、2項3目学校建設費、小学校施設整備事業6億4,018万9,000円ですが、老朽化した三瓶小学校プール及び魚成小学校プールの改築等に係る経費を計上いたしております。財源には、学校施設環境改善交付金、過疎対策事業債を充当いたしております。

204ページをお開き願います。

5項3目図書館費、ブックスタート事業74万

9, 000円ではありますが、0歳児、3歳児、小学校1年生とその保護者を対象に、絵本を介して親子の触れ合う機会を提供することを目的としてブックバック、絵本などを配布する経費を計上いたしております。

211ページをお開き願います。

6項2目文化財保護費、文化的景観保護推進事業225万円ではありますが、明浜狩浜地区の段々畑と宇和海につきまして、文化的景観を正しく評価し地域で守り次世代へ継承することを目的として景観調査委員会の設置及び景観調査に係る経費を計上いたしております。財源には、国宝重要文化財保護整備費等国庫補助金を充当しております。

226ページをお開き願います。

7項5目国民体育大会費、えひめ国体施設整備事業10億2,747万4,000円ではありますが、国体準備に向け宇和運動公園は平成27年度の完成、またメインスタンドとなる宇和球場は平成28年6月の完成を目指して改修工事を進めております。財源には、社会資本整備総合交付金、えひめ国体競技施設整備費県補助金、過疎対策事業債、旧合併特例事業債を充当いたしております。

227ページをお開き願います。

6目給食センター建設費、野村学校給食センター建設事業1億243万5,000円ではありますが、平成30年1月の運用開始を目指して、平成27年度は基本計画、実施設計及び用地購入に係る経費を計上いたしております。配送範囲は野村中学校、野村小学校、野村幼稚園といたしております。財源には、旧合併特例事業債を充当いたしております。

229ページをお開き願います。

災害復旧費、6項1目道路橋梁河川災害復旧費、市道赤木佐須線道路災害復旧事業7億9,125万8,000円ではありますが、野村坂石地区の大規模な地すべり災害に対して本年1月に災害査定を受け、排水ボーリング及びアンカー工法等による災害復旧に係る経費を計上いたしております。財源には、道路橋梁河川災害復旧費国庫負担金、災害復旧事業債を充当しております。

次に、歳入ではありますが、15ページにお戻りください。

市税ですが、市民税におきましては就業人口の

減と米価の下落による減少、固定資産税におきましては土地、家屋の評価がえによる減少、たばこ税におきましては消費本数の減による減少を見込み、市税全体では対前年度9,533万9,000円の減額といたしております。

18ページをお開き願います。

地方消費税交付金におきましては、5億2,071万8,000円とし、平成26年4月1日からの地方消費税率1%から1.7%の引き上げ分が平年化されるのを見込み、対前年度1億2,465万1,000円の増額といたしております。

地方交付税では、地方財政計画に計上されています国が示した伸び率に準じて見込み、普通交付税におきましては115億円とし、特別交付税につきましては前年度同額の11億円として、全体では対前年度3億円の増額といたしております。

38ページをお開き願います。

繰入金、基金繰入金におきましては、総額で6億3,752万1,000円とし、財政調整基金、一般廃棄物処理施設等建設基金、明浜地域及び宇和地域振興基金繰入金等の繰り入れ減によりまして対前年度14億4,528万9,000円の減額といたしております。

47ページをお開き願います。

市債におきましては、消防債の野村防災行政無線デジタル整備事業、教育債の野村地域教育福祉複合施設建設事業、三瓶地域の朝日文楽会館建設事業に係る市債などの減額により総額で対前年度1,890万円の減額となり、総額49億4,870万円といたしております。

予算書のページ、戻っていただきまして9ページをお開き願います。

次に、継続費では、えひめ国体施設整備事業のグラウンド及び外構工事におきまして平成27年度から平成28年度の期間で総額2億4,564万4,000円、宇和学校給食センター建設事業の建設工事及び管理委託料におきましては平成27年度から28年度の期間で総額7億300万9,000円、野村学校給食センター建設事業の基本計画及び実施設計におきましては平成27年度から28年度の期間で総額760万4,000円の継続費をそれぞれ設定いたしております。

10ページをお開き願います。

次に、債務負担行為では、地域公共ネットワークスイッチの更新につきまして平成28年度から

平成34年度までの期間で機器購入構築費用1億713万6,000円とリース料に相当する額を債務負担行為の設定をするものであります。

最後に、11ページをお開き願います。

先ほど歳入の市債でご説明申し上げましたが、合わせまして地方債の限度額を総額で49億4,870万円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、議案第51号「平成27年度西予市授産場特別会計予算」から議案第62号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第51号「平成27年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2,050万7,000円としております。

歳出の主なものは、施設授産場費の事務費で人件費等1,010万9,000円、事業費で手数料308万6,000円であります。

歳入の主なものは、手袋加工賃収入等の施設授産場事業収入496万8,000円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金の1,547万円を予定しております。

続きまして、議案第52号「平成27年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ281万6,000円としております。

歳出の主なものは、住宅新築資金並びに改修資金に借り入れている公債費237万1,000円であります。

歳入の主なものは、貸付金償還金281万5,000円を計上いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 議案第53号「平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し定額で無利子で貸し付けるものであります。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ3,693万2,000円としております。

歳出では、奨学資金貸付金で新規貸付予定者42名、継続貸付者43名、計85名分及び運営費に係る経費3,427万3,000円、予備費265万9,000円を計上いたしました。

歳入では、償還金等3,641万2,000円及び前年度繰越金52万円を計上し、運営するものであります。

なお、奨学資金の貸し付けに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定運営を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第54号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と8つの診療所勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

平成27年度の予算編成に当たりましては、厳しい財政状況であることを踏まえ、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、医療費の動向、医療制度改正の対応等国が示す留意事項に基づき編成いたしました。平成25年度に合併後2回目となる税率改正を実施し、財政の健全化に努めておりますが、今後も被保険者数の減少等による税収の減が予想されることから、昨年度に引き続き一般会計繰入金により収支均衡を図る予算構造となっております。

それでは、41ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費9,579万9,000円、保険給付費39億818万8,000円、後期高齢者支援金等6億5,124万7,000円、介護納付金2億5,671万8,000円、共同事業拠出金13億1,914万3,000円、保健事業費4,767万5,000円を計上いたしました。

続いて、39ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険

税8億9,551万1,000円、国庫支出金12億4,592万6,000円、県支出金2億8,831万円、療養給付費等交付金4億7,900万1,000円、前期高齢者交付金15億9,059万1,000円、共同事業交付金12億8,561万円、繰入金5億204万7,000円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は歳入歳出それぞれ62億9,277万4,000円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明を申し上げます。

過疎、少子・高齢化の進展や市民の基幹病院への志向の高まり等から国保直営診療所の診療件数、診療報酬は年々低下傾向にあり、ほぼ全ての診療所が一般会計からの繰入金により収支均衡を図る厳しい財政構造となっておりますが、今後も経費節減、経営改善に積極的に努め、地域になくてはならない診療所づくりを目指していく所存であります。

また、平成27年度から着工する周木診療所改築事業につきましては、その財源といたしまして国庫補助金732万3,000円及び過疎対策事業債8,780万円を充当する予定としております。

なお、狩江診療所については、常勤医師が平成26年度末、この3月末に退職予定であることから今後診療体制の変更を予定しておりますが、地域の医療体制を引き続き維持できるよう努めてまいります。また、高山診療所の医科については、引き続き休止を予定しております。

各診療所勘定、歳入歳出予算総額は、43、44ページの俵津診療所勘定が901万8,000円、45、46ページの狩江診療所勘定が6,331万円、47、48ページの高山診療所勘定が4,642万1,000円、49、50ページの惣川診療所勘定が1,308万3,000円、51、52ページの土居診療所勘定が9,314万8,000円、53、54ページの遊子川出張診療所勘定が554万5,000円、55、56ページの二及診療所勘定が7,744万8,000円、57、58ページの周木診療所勘定が1億3,779万5,000円といたしました。

続きまして、議案第55号「平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について提案理

由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度等の社会保障制度に関する動向といたしましては、国の社会保障制度改革推進会議や社会保障審議会等では、中・長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、改革の総合的な検討が行われているところでございます。

それでは、179ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億548万9,000円と定めるものであります。

181ページをお開きください。

歳出の主なものといたしましては、総務費2,380万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5億6,600万4,000円、後期高齢者を対象に実施する健康診査事業費としまして1,498万3,000円を計上いたしました。

180ページに戻っていただき、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億3,497万4,000円、繰入金2億5,565万6,000円、諸収入1,485万7,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第56号「平成27年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、必要な保険給付を行うための事業等に関する予算の計上となっております。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,721万8,000円と定めるものであります。

199ページをお開きください。

歳出予算について、その主なものを款別にご説明いたします。

総務費では、主に人件費と介護認定等に係る経費として1億2,489万2,000円を計上しております。

保険給付費につきましては、主に介護給付、予防給付、その他細分された各サービス費の支出となり53億5,419万3,000円としております。

地域支援事業費では、介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント

トを市が実施する経費として1億1,103万4,000円としております。

198ページに戻りますが、歳入予算の主なものは、65歳以上の方に納付していただく介護保険料9億4,952万2,000円、国庫支出金15億324万8,000円、県支出金の8億574万7,000円、支払基金交付金で15億337万7,000円、繰入金の一般会計繰入金で8億2,503万3,000円、基金繰入金544万3,000円、歳出の地域支援事業費の事業実施に伴う利用者等の諸収入481万1,000円を予定しております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長** 二宮産業建設部長。

**○二宮産業建設部長** 議案第57号「平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年度における主な事業といたしましては、宇和町、野村町で稼働しております10カ所の処理区の維持管理業務及び公債費の元利償還等であります。

それでは、本予算の歳入歳出予算でございますが、特別会計予算書251ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額を4億541万円と定めるものであります。

次に、253ページをお開きください。

歳出では、施設管理費で1億4,455万3,000円計上しておりますが、これは主に10カ所の処理区の維持管理費用に係る委託料及びこれに関連する事務費、人件費等に係る経費を計上しております。また、今までに建設された施設整備に対する公債費の元利償還金2億6,085万7,000円を計上しております。

252ページに戻りますが、歳入につきましては、施設使用料9,181万円、加入負担金100万円、一般会計繰入金3億1,150万円、繰越金110万円を充当いたしております。

続きまして、議案第58号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年度に実施する主な事業につきましては、宇和处理区では延長約5,500メートルの管路整備工事と管路施設設計委託業務等、野村処

理区では国道、県道改良に伴うマンホール改修、公共ます設置工事等をそれぞれ予定しております。

それでは、予算書269ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額を8億9,904万9,000円と定めるものであります。

次に、271ページをお開きください。

歳出では、事業費の施設管理費で8,827万4,000円を計上いたしておりますが、これは主に野村、宇和両処理区の維持管理費用と下水道接続奨励金等に係る経費を計上しております。

次に、施設整備費では4億4,407万5,000円を計上しております。これは主に宇和、野村両処理区の施設整備に係る委託料、工事請負費及びこれに関係する事務費、人件費等に係る経費を計上しております。また、今までに建設された施設整備に対する公債費の元利償還金3億6,670万円を計上しております。

270ページに戻りますが、歳入につきましては、施設使用料7,460万円、事業費分担金1,038万円、国庫補助金1億4,500万円、一般会計繰入金4億8,494万9,000円、繰越金29万5,000円、諸収入62万5,000円、市債1億8,320万円を充当いたしております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表により定めております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長** 平野公営企業部長。

**○平野公営企業部長** 議案第59号「平成27年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、特別会計予算書231ページをお開きください。

平成27年度予算の主なものは各施設の維持管理費及び施設の整備に伴う経費で、歳入歳出の総額をそれぞれ1億5,218万6,000円と定めるものであります。

その主な内容につきましては、事項別明細にてご説明申し上げます。

240ページをお開きください。

歳出の主なものとしまして、事業費の総務管理費におきましては、職員等の人件費と関係する事

務費を初め、需要費におきましては光熱水費、修繕料、施設管理委託料など合わせて1億164万4,000円を計上いたしております。

次に、242ページの施設整備事業費であります。工事請負費では施設整備に係る市単独工事分1,795万3,000円のほか、委託料等を合わせまして2,245万3,000円を計上いたしております。

次に、243ページの公債費は、元利合計して2,658万9,000円を計上いたしております。

次に、歳入であります。237ページをお開きください。

主なものといたしましては、給水収入7,248万2,000円、繰入金として一般会計繰入金及び基金繰入金により4,382万1,000円のほか、城川地区六十本村簡易水道整備事業に係る財源として市債1,650万円を予定いたしております。

続きまして、議案第60号「平成27年度西予市水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の水道事業は、26年度に4つの上水道と一部の簡易水道等を経営統合し1つの上水道と34の簡易水道、さらには給水人口100人以下の給水施設67、専用水道1つを合わせて103の事業から構成されております。現在、水道施設は全国的に見ましても拡張から更新へと維持管理の時代となってきました。本市においても、老朽化施設の計画的更新、地震対策の推進、多様化、高度化する水道使用者のニーズへの的確な対応などさまざまな課題に直面しております。これらの課題の解決とライフラインであります本事業の経営基盤の強化を図り、また安全・安心で快適な水道水の安定供給のさらなる充実を目指すこととしております。

それでは、公益用会計予算書1ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数は1万5,200戸、年間総給水量は455万1,000立方メートル、1日平均給水量は1万2,468立方メートルを予定しております。

主要な建設改良事業といたしましては、野村給

水区域における愛宕山配水池更新事業2億6,000万円、明浜給水区域における国道378号送水管布設がえ事業2,468万円、宇和給水区域における宇和球場改修に伴う配水管布設がえ事業1,838万2,000円、三瓶給水区域における周木配水池残塩計更新事業293万円をそれぞれ予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収益的収入におきましては、水道事業収益の総額を7億4,144万7,000円と定め、営業活動に基づく給水収益の6億7,139万3,000円を含む営業収益として6億7,840万円、営業外収益として6,300万7,000円を計上しております。

収益的支出におきましては、水道事業費用の総額を7億7,358万8,000円と定め、主なものとしまして営業活動に係る営業費用として7億1,871万3,000円、地方債償還利息等の営業外費用として4,919万8,000円を計上しております。

次に、2ページ、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入におきましては、総額を3億6,212万8,000円と定め、内訳は工事に対する負担金2,121万7,000円、企業債2億9,370万円、企業債元金償還金及び事業統合後の建設改良費に対する一般会計補助金4,721万1,000円を計上しております。

支出におきましては、総額を6億788万7,000円と定め、内訳は建設改良費4億6,570万1,000円、企業債償還金1億4,018万6,000円、一般会計からの借入金の償還金として長期借入金償還金200万円を計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,575万9,000円を補填する財源につきましては、第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第5条の企業債では、上水道施設整備事業を目的として2億9,370万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では一時借入金の限度額を2億円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流

用、第8条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1億3,934万2,000円を定めるものであります。

また、第9条では一般会計から受ける補助金として目的と合計金額5,108万2,000円を定め、第10条では棚卸資産購入限度額を1,640万円と定めるものであります。

続きまして、議案第61号「平成27年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書43ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

病床数は、平成26年9月21日の西予市民病院の開院により病床数を変更し268床となりました。年間患者数は入院7万3,566人、外来10万2,303人、1日平均患者数は入院201人、外来421人を見込んでおります。

また、主な建設改良事業といたしまして、施設整備事業費3,037万8,000円、医療機器備品購入費1億3,763万4,000円を計上いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では病院事業収益の総額を34億1,436万7,000円と定め、医業収益30億9,745万8,000円、医業外収益3億1,538万9,000円、特別利益152万円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、病院事業費用の総額を39億7,516万円と定め、医業費用37億4,997万4,000円、医業外費用1億5,159万5,000円、特別損失7,359万1,000円を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

野村病院の改修工事及び医療機器備品購入費などに伴う収入及び支出を見込むもので、収入では総額1億7,310万8,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、負担金及び交付金8,910万8,000円、企業債8,400万円でございます。

これに対しまして支出では、総額3億1,565万8,000円を計上いたしました。その内訳

といたしましては、建設改良費1億7,759万3,000円、企業債償還金1億3,806万5,000円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,255万円は、過年度分損益勘定流保資金で補填することといたしております。

続きまして、第5条の企業債につきましては、医療機器購入に伴うものとして8,400万円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

第6条では、一時借入金の限度額を2億5,000万円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を記載のとおりと定めております。

続いて、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費2億1,145万7,000円、交際費330万円を定めるものでございます。

第9条では、一般会計から病院事業会計へ繰り入れる補助金として、その目的と合計金額7,064万8,000円を計上しております。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を6億5,000万円と定めております。

最後に、第11条では、重要な資産の取得について定めております。取得する資産の内容は、西予市民病院及び野村病院で取得する医療画像運用システムでございます。

続きまして、議案第62号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、老人の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練、必要な医療等を提供し、日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ信頼される施設を目指してサービスの提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、125ページをお開きください。

まず、第2条の業務の予定量についてご説明いたします。

入所定員は80人、1日当たりの通所者定員は25人、年間の療養者数は3万5,058人と見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、施設事業収益の総額を4億5,24

8万4,000円と定め、施設運営事業収益として4億3,241万4,000円、施設運営事業外収益として2,007万円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、施設事業費用の総額を5億232万4,000円と定め、施設運営事業費用4億7,584万4,000円、施設運営事業外費用1,303万3,000円、特別損失1,344万7,000円を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を5,413万6,000円、支出を7,505万7,000円計上いたしております。その主なものは、施設整備事業費3,581万8,000円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,092万1,000円につきましては、第4条括弧書きのとおりでございます。

次に、第5条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第6条では予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費3億9,100万9,000円、交際費3万円と定めるものであります。

また、第8条では一般会計から受ける補助金として、その目的と合計金額3,742万7,000円を定め、第9条では棚卸資産購入限度額を500万円と定めるものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○議長** 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月4日は午前9時より代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時06分

平成27年第1回西予市議会定例会会議録(第2号)

- |              |           |               |         |
|--------------|-----------|---------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成27年3月4日 | 三 瓶 支 所 長     | 西園寺 良 徳 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場   | 消 防 本 部 消 防 長 | 菊 池 直   |
| 1. 開 議       | 平成27年3月4日 | 総 務 課 長       | 道 山 升 文 |
|              | 午前 9時00分  | 財 政 課 長       | 山 岡 薫 彦 |
| 1. 散 会       | 平成27年3月4日 | 監 査 委 員       | 正 司 哲 浩 |
|              | 午前10時58分  |               |         |

1. 出 席 議 員

- 1 番 源 正 樹
- 2 番 井 関 陽 一
- 3 番 菊 池 純 一
- 4 番 田 中 徳 博
- 5 番 中 村 敬 治
- 6 番 二 宮 一 朗
- 7 番 兵 頭 学
- 8 番 小 野 正 昭
- 9 番 松 山 清
- 10 番 宇 都 宮 明 宏
- 12 番 元 親 孝 志
- 13 番 沖 野 健 三
- 14 番 森 川 一 義
- 15 番 藤 井 朝 廣
- 16 番 浅 野 忠 昭
- 17 番 岡 山 清 秋
- 18 番 酒 井 宇 之 吉
- 19 番 兵 頭 勇
- 20 番 山 本 昭 義
- 21 番 梅 川 光 俊

1. 欠 席 議 員

- 11 番 松 島 義 幸

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 市 長         | 三 好 幹 二   |
| 副 市 長       | 九 鬼 則 夫   |
| 教 育 長       | 宇 都 宮 又 重 |
| 公 営 企 業 部 長 | 平 野 松 市   |
| 会 計 管 理 者   | 奥 野 柳 之 介 |
| 総 務 部 長     | 宗 正 弘     |
| 企 画 財 務 部 長 | 大 平 利 幸   |
| 産 業 建 設 部 長 | 二 宮 紀 夫   |
| 生 活 福 祉 部 長 | 横 山 博 文   |
| 教 育 部 長     | 増 田 敬 介   |
| 明 浜 支 所 長   | 宇 都 宮 松 夫 |
| 野 村 支 所 長   | 松 川 伸 二   |
| 城 川 支 所 長   | 田 村 剛     |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 井 関 通 夫
- 議 事 係 長 佐 藤 陽 一 郎

1. 議 事 日 程 別 紙 の と お り

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 の と お り

1. 会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

議 事 日 程

1 代表質問

本日の会議に付した事件

1 代表質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日は代表質問に傍聴、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、代表質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、清風会、浅野忠昭君。

16番浅野忠昭君。

○16番浅野忠昭君 皆さんおはようございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会派、清風会を代表いたしまして政策の達成度と今後の展開について、地方創生について、西予市の財政計画についての大きくは3点について質問をさせていただきます。

初めに、三好市政のこれまでの政策の達成度と今後の展開についてお伺いをいたします。

西予市は、合併後10年が経過し、まちづくりが今後どのような方向へ展開していくのか。舞台は第2ステージに移りました。市長は、合併早々矢継ぎ早に、バイオマスタウン構想、スポーツ立市構想、田園ロマンの里構想、古代ロマンの里構想、卯之町中町重要伝統的建造物群の選定、おイネさん顕彰事業、さらには四国西予ジオパークの認定などさまざまな地域活性化の政策に取り組み、その基礎を整備してこられました。これら一連の取り組みに対して、市長の熱い思いと不断のご努力に深く敬意を表したいと思っております。

しかし、一方では、事業が多岐に及ぶため、それぞれの事業の関連性や事業の進捗度合い、そして最終的な目標がどのような形になるのか市民には理解しがたい点も否めないと思っております。

改めてこの10年を振り返って、以下の4事業について現時点での事業の達成度と今後の展開についてお伺いをいたします。

初めに、四国西予ジオパークについてお伺いをいたします。

四国西予ジオパークが認定されて、ことしで2年を経過することになります。去年は全国で日本

ジオパークの新たな認定が3件ありました。他のジオパークとは一味も二味も違った取り組みや活用をしていかないと、事業の新たな展開につながらないばかりか、一過性のものになってしまう危険性もあります。そのためには、新たな可能性や民活などの調査研究を確かなものにしていくことはもちろんのこと、愛媛県との連携や産官学との協働は必要不可欠であると思われま

す。特に愛媛県では、愛媛マルゴト自転車道の政策を推進していくことを表明されております。それと連動したジオサイクリングをさらに発展させて、ジオパーク周遊サイクリングコースの設置などは積極的に推進すべきだと考えます。市として最終目標を世界ジオパークの認定を目指されているのか、4年ごとに行われる再審査に合格すればいいというレベルなのか、それとも新たな取り組みを何か計画されているのか、今後の青写真をどのように描いておられるのかお伺いをいたします。

次に、バイオマスタウン構想についてお伺いをいたします。

バイオマスタウン構想は、昨今話題を呼んでいる里山資本主義と相通じるところがあるのではないかと思います。バイオマスタウン構想とは、単にバイオマスを活用したまちづくりという狭義な解釈ではなく、地域にある資源を有効活用しながら、人と環境に優しい持続可能なまちづくり、すなわち循環型社会づくりを目指すというのが正しい解釈ではないかと思います。

西予市のような森林資源の豊富な地域であれば、従来の化石燃料に依存するのではなく、地球温暖化対策も視野に入れてエネルギーの自給自足を最終目標としながら、持続可能な社会の構築を追求していくことがバイオマスタウン構想だと思っています。西予市は、いち早くこれを手がけてこられました。市庁舎1階の冷房にバイオマスペレットを使用したり、さらに冬場はペレットストーブを設置されています。市内の小・中学校にはペレットストーブを配布して、ペレットストーブの普及に努められています。最近では、宇和町の温泉施設遊の里のボイラーの燃料にもバイオマスペレットが使用されています。

このように一連のバイオマスタウン構想を展開されていますが、これ以降の広がりが実感できません。城川町にあるバイオマスペレット工場は、

所期の目標以上の生産、販売はできているのでしょうか。ペレットストーブの普及促進は維持されているのでしょうか。バイオマスタウン構想は、さきに述べたように、バイオマスペレットのみを利活用するのではなく、循環型社会をどのように構築するかが最終的な目標だと思います。今後どのような展開を計画されているのかお伺いをいたします。

次に、古代ロマンの里構想と田園ロマンの里構想についてお伺いをいたします。

古代ロマンの里構想については、笠置峠古墳の石棺の覆工や復元について進めてこられました。古墳は笠置峠古墳だけでなく、ほかに小森古墳などもあります。今後整備を進めていく中で、これらの位置づけとこれらロマンの里構想の完成予想図はどのようにイメージされているのか、またこれらを実行するための基金が積み立てられていますか、基金の運用計画はどのように考えられているのかお伺いをいたします。

最後に、日本発の女医、楠本イネについてお伺いをいたします。

楠本イネについては、シーボルトの娘ということで、西予市民にとっては大変親しみのある存在であると思われませんが、それが日本全体に視野を広げてみますとまだまだ知名度が低く、その存在について明らかにされている事業が少ないのではないかと思います。また、国内で楠本イネについて西予市よりも深く研究したり、顕彰したりしているところも聞いたことがないように思われます。これらの事情も知ってか、西予市が唯一、楠本イネの顕彰事業に取り組んでこられました。

現役の女医、あるいは将来女医を志す女子学生を対象に、全国から論文を募集して表彰事業を行ってこられました。また、これに呼応するような形で、坊っちゃん劇場では幕末ガールのミュージカルがロングランで公演をされ、楠本イネの知名度と西予市とのかかわりを広く知らしめることとなりました。

昨年秋には、ドイツのヴェルツブルクから訪問団もあって、一連の事業は順調かに思えますが、課題も多いと思います。3年前に市議会でヴェルツブルクを訪問した折に副市長から、以前交流のあった西予市とも今は交流が少ないが、もっと活発に交流してはどうかとお誘いを受けました。予算的なこともあるので軽々に論じることは

できませんが、市長は、楠本イネの知名度からして、今後どれだけの展開が期待できると捉えられているのか、また楠本イネとのかかわりをさらに深めていくためには、シーボルト生誕の地であるヴェルツブルク市との姉妹都市の関係や定期的な交流に発展させていく考えは今後あるのかお伺いをいたします。

大きな2点目として、地方創生について質問いたします。

地方創生の目的とは、我が国における急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正することです。将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、それぞれの地域が住みよい環境を確保して、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成しなければなりません。そのためには、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進していくことが必要であります。地方における、まち・ひと・しごと創生だと思います。

しかし、地方創生とはそう簡単な話ではないことは言うまでもありません。一朝一夕に名案があるわけではありません。冷え切った地方を再生することは容易なことではないことは、今さら申し上げるまでもありません。特に、国は今まで地方に対して何もしてこなかったわけではありません。むしろ、十分過ぎるぐらい地方にお金を投資してきました。結果は、日本創成会議が報告したように、2040年、地方自治体の896の市町村が消滅、または消滅の可能性があるという結果であります。

都市と地方に大きな格差が出始めたのは1960年代であります。時の政府は問題を重く受けとめ、当時の建設省が全国総合開発計画を1962年に10カ年の時限立法で法制化しました。目的は国土の均衡ある発展でした。また同年、当時の自治省は、全国800近い自治体を過疎地域に指定して過疎地域対策緊急措置法を、これも10カ年の時限立法で法制化しました。それぞれの法律は、10年が経過すれば、名称を変更して今日まで延々と継続してきました。特に過疎法は、過疎地域自立促進特別措置法として平成32年まで5年間延長されることが既に決まりました。1970年から今日までの45年間で、過疎地域に交付

された対策費は約9.3兆円に上ると言われています。年間2兆円が過疎地域に過疎対策として4.5年間交付されたこととなります。

これらのことから鑑みれば、これから先、仮に年間二、三兆円の地方創生交付金が交付されたとしても、過去の反省に立てば、大した効果も期待できないことも容易に想像されます。地方創生に対する西予市の対応については、さきの一般質問の中で、まず現在策定中の第2次総合整備計画の中の子ども・子育て支援の内容を網羅しながら、国から求められたときには迅速に対応していきたいとの答弁をされておりますが、さきの安倍総理の施政方針演説の中で、従来の取り組みの延長線上にはない、次元の異なる大胆な政策を中・長期的な観点から確かな結果が出るまで断固として力強く実行すると断言されています。次元の異なる大胆な政策が数カ月で立てることは果たして可能なかどうか疑問に感じます。

既に、今年度の事業予算も決まりました。国は、地方からアイデアを上げてきてほしい、それに対して必要であれば補助金をつけます、人材が必要であれば人を送りますと一方で言いながら、結果は従来のように国主導で予算が配分され、期限内に予算を消化することを優先されるのではないのでしょうか。今までの手法とこれらの手法で何がどう違うと考えるおられるのかお伺いをいたします。

また、国から求められたときには迅速に対応したいということでありましたが、第2次総合計画の策定計画には、地方創生は意識になかったと思います。今後、これらのことをどのように位置づけて反映していこうと考えるおられるのかお伺いをいたします。

次に、地方創生に期待することは、冒頭で申し上げたように、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出であります。既に優先して産業を興す、あるいは稼ぐ力をつけることであると思います。東京周辺の実態を視察、研修して気づいたことは、行政サービスは西予市と都会の実態と比較してもほとんど遜色はないが、むしろ西予市のほうがサービスが充実していると感じるぐらいであります。何が違うかと言えば、民間活力、すなわち産業力の圧倒的な差であります。西予市にも過去においては豊かな産業がありました。しかし、都市が高度経済成長へと進む中で、地方はそれに

反比例して衰退の一途をたどってきました。理由はどこにあったのか定かではありませんが、関係省庁あるいはJAあたりは大いに反省をするべきであると言わざるを得ません。少子化対策も高齢者福祉対策も、全ては安定した働く場所と安定した収入あって初めて実現可能だと思います。遅きに失した面もありますが、地域再生の最後のチャンスではないかと思いますが、産業振興について理事者の所見をお伺いをいたします。

最後に、安倍総理は、さきの衆参両院の本会議の首相施政方針演説において、地方創生は地方にこそチャンスと言われました。地域ならではの資源を生かして、ふるさと名物の高品化、販路開拓にも応援していきます。地方の仕事づくりを進めますとも言われました。このふるさと名物とは、ただ単に物産品だけでなく、地域の人々による英知、また先祖から受け継ぎながら守り通した伝統及び自然豊かな景観が含まれるのではないかと思います。

近年の外国人旅行者は、以前のような名所旧跡目的の観光のみならず、日本の自然の営みやありのままの日本を見聞したり体験をしたりする外国人観光者が多くなってきていると言われております。当市においては、四国西予ジオパークは全国に誇れる自然の恵みであると思います。その自然が織りなす四季折々の豊かな景観、また先祖代々長く守り継がれた文化遺産等、多くの特色ある自然や人的財産が市内には数多くあります。

私は、時流に乗りおくれることなく、この貴重な西予市の宝を持ち腐れになることのないよう、官民一体となって地方創生の一つとして利用していかなければならないと強く感じますが、市長の考えをお伺いをいたします。

大きな3点目として、西予市の財政についてお伺いをいたします。

西予市の当初予算額は約28.3億円であります。特別会計、公営企業会計を合わせると約49.0億円になります。49.0億円もあれば相当のことができて不思議ではない、市民であればそう考えてもおかしくはないと思います。しかし、現実にはなかなか自由にならないのも、議員として経験済みであります。なぜならば、40.0億円の収入があっても、大半のお金は先に使い道が決まっています。そこで、改めてお聞きしたいと思いますが、一般会計28.3億円の中で西予市が本当

に自由に使えるお金とは一体どのくらいあるとお考えでしょうか。基金も踏まえた上でお答えいただきたいと思います。

次に、財政規律についてお伺いをいたします。

西予市は、合併をして10年が経過いたしました。国は、市町村合併を加速させるために、あめとむちをうまく使い分けたと考えています。合併を受け入れた自治体には、10年間は合併前のそれぞれの町に交付されていた地方交付税の総額を保障する。そして、10年後に改めて一つの町として交付税の算定がえを行い、交付税を段階的に減額するという約束で合併をいたしました。当然、合併後11年度から新しい基準財政需要額に従って交付税額は減額されることとなります。市の試算によれば、5年間で約27億円減額になると去年の暮れに説明を受けました。そのときのための準備と覚悟を決めておられたと思います。しかし、信じられない話ですが、せっかく地方自治体が覚悟を決めていたにもかかわらず、国のほうから予定した減額のうち7割は交付税で国が負担するということが決定されました。西予市の場合であれば、想定していた27億円のうち7割、すなわち19億円を国が負担することに決まりました。しかし、政府の債務残高は既に1,000兆円を超えています。緊縮財政をやるやると言いながら、結局はやらないということになれば、オオカミ少年になってくるのではないのでしょうか。職員の意識の中にも、最後は国が何とかしてくれるというモラルハザードを起こし始めるのではないかと心配されます。

政府は2020年に基礎的財政収支、すなわちプライマリーバランスを黒字化すると言っています。2020年にプライマリーバランスを黒字化するためには、その時点で12兆円歳入不足になるとも言われています。どの予算をカットするかはこれからありますが、候補に上がっているのは、地方交付税を5兆円カットしたいというのが本音のようであります。さきの小泉政権下では、プライマリーバランスの黒字化を2010年度目標としていました。それが達成できず、民主党政権にかわって目標を2015年度に延長しました。それもできず、再度、安倍政権下ではこれを2020年度としました。これが達成できなければ、本当にオオカミ少年になって、それこそギリシャの二の舞になってしまうのではないでしょう

か。

市は、一度は交付税の減額を覚悟したわけでありますから、7割の減額措置はなかったと思えば、その分を新たな投資に向けることができるのではないかと思います。財政規律を行政はどのように考えておられるのか。また、覚悟を決めていた19億円が不要になったわけでありますから、これも含めて地方創生事業費としてはどうかと思いますが、理事者の所見をお伺いいたしまして、会派代表質問を終わります。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

また、きょうは早朝より傍聴いただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

本定例会では、2会派から代表質問と3名の議員から一般質問をお受けすることになります。市政の政策の骨子となる質問につきましては、まず私が回答をさせていただくこととし、専門的な分野につきましては、担当部長等が回答させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

通告を受けている質問、本当に多岐にわたっておりますが、時宜を得た事項ばかりでございます。真摯に回答させていただき、実行できるものは早期に対応していきたいと、このように考えております。市民のためにより議論の場となることを心から願っております。

それではまず、清風会の代表質問であります浅野議員からのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の四国西予ジオパークについてのことでございますけれども、浅野議員を初め清風会の皆様には、ジオパークのご理解とご協力をいただいております。このように議会においてもたびたびご質問をいただくことは、その期待の高さであると、このように認識しております。

さて、ご指摘のとおり、ジオパークを一過性にしないためにも産官学民を総動員してジオパークを盛り上げ、推進していかなければなりません。ご承知のとおり、当地はもともと観光地を志向した町を全体的に整備してきたわけではございません。このような取り組みはまだまだ始まったばかりです。これまでの反省を踏まえ、戦略的に、計

画的に、また着実にジオパークを発展させていくためには、四国西予ジオパークの推進計画を作成いたしました。これもまだ初期段階のインフラ整備やソフト面での立ち上げが主なものでございまして、中にはご指摘に関連するジオサイクリング、ノルディックウォークなどのイベントについて開催していることとしておりますけれども、愛媛マルゴト自転車道との歩調を合わせ進めていきたいと考えておる次第でございます。

特に、愛媛大学とは連携を強化することを見据えまして、愛媛大学COOの南予地域担当の坂本教授を西予市へ招聘し、既に居住を構えていただいております。坂本教授のご理解をいただきながらさまざまなことを展開していきたいと、このように考えております。

その最初として、現在観光案内アプリの開発を考えております。これは平成26年度の補正予算で計上してはございましたけれども、調達事業者との交渉が成立しなかったため、残念ながら今年度は取り組みができておりません。しかしながら、今後は愛媛大学の大学院の工学研究科との連携によりましてアプリ開発を実施することを相談させていただいております。

事業がスタートしてもう2年かもしれませんけれども、まだ2年、まだまだでございますけれども、すぐに成果を皆さん求められるというお気持ちはわからないではありません。これは先般取りまとめたジオパーク推進計画に基づきまして、既に計画はちょっと遅延しておるところでございますけれども、工程の見直しを行いながら粛々と進めさせていただきたいと考えております。

最後に、今後何を指すかという話でございますけれども、まずは4年に1度審査がございます。その今、もはや2年目になっておるわけでございます。再認定がなければ元も子もありませんので、このためにもこの再認定をにらみながらジオパークを発展させていくよう進めてまいりたいと思っております。

また、世界ジオパークを直ちに目指すという段階ではありませんけれども、その夢は持っている必要はあるかと考えております。夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし、ゆえに夢なき者に成功なし、これは今テレビにも出ております幕末の思想家吉田松陰の言葉でございまして、これを残

しておりますけれども、成功者の心構えを端的にあらわした名言だとされております。私もこのような夢を持ちながら、種をまき、その芽を出していきたいと考えているところでございます。地方創生と絡めまして、外国人集客についてすぐに実現し、成功することは無理でございますが、具体的に検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、浅野議員お尋ねのバイオマスタウン構想の関係につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

西予市は、臨海部から山間部までの変化に富んだ自然資源を生かし、農林水産業が営まれております。多種多様なバイオマス資源がたくさんございます。その資源の効率的な利活用を図るとともに、循環型社会の形成の推進、地球温暖化防止対策による自然環境保全、農林水産業を中心とした地域活性化を図るため、西予市バイオマスタウン構想を平成21年度に定めております。

バイオマスタウン構想の展開につきましては、林業の活性化や、二酸化炭素削減に貢献することを目的として、木質ペレット製造施設を建設し平成23年4月から稼働しております。

一般家庭で使用された食用油の活用につきましては、平成25年度から市内各公民館などで回収を開始し、業者に売却しバイオ燃料化を進めております。また、その燃料を宇和清掃センターの作業車両に活用しているところでございます。

次に、家畜排せつ物の有効利用を図るためのバイオマス発電施設につきましては、平成23年10月に東宇和農業協同組合が主体となり畜産バイオマスエネルギー活用研究会が設立され、愛媛県、西予市、愛媛大学等の関係機関が参加して現在進めております。設置場所を大野ヶ原として、設置費用、売電等の費用対効果、対象補助事業等について調査研究が進められているところでございます。

ご質問をいただきました目標に対する木質ペレット製造施設の平成23年度からの生産販売実績につきましては、当初計画しておりました目標値を超える実績となっております。主な販売先につきましては、温浴施設遊の里や農業用ハウスで稼働しておりますペレットボイラーに加え、市役所

庁舎1階で稼働中の空調用ボイラー及び西予市民病院に導入された給湯用ボイラー、市内5カ所の小学校、市役所本庁や城川支所、一般家庭に導入されたペレットストーブ等にも提供をしております。これら提供先への前年度の販売実績といたしましては、当初計画しておりました木質ペレット年間計画販売量322トンに対し、実績が373トンございました。今後さらなる販売実績を伸ばしていくためには、新規の販路開拓や安定した素材供給体制の確立に向けた取り組みが必要だと考えております。

次に、ペレットストーブの普及促進につきましては、愛媛県森林環境税の補助事業を活用し、公共施設及び一般家庭への設置支援を実施しております。平成23年から現在までに補助事業で市内に設置、導入されたペレットストーブは、学校教育施設に5台、市役所本庁舎に1台、城川支所庁舎に1台、一般家庭に33台、4年間の合計で40台の普及となっております。森林環境税を活用したこの補助事業は、来年度以降も継続して実施される予定でありまして、西予市におきましても、既に来年度の要望申請を提出しております。今後も継続して普及促進に努める予定としております。

最後に、バイオマスタウン構想の今後の展開ですが、バイオマス資源を有効活用しながら循環型社会の形成推進を図るためには、市民及び事業者の皆様、市が協力し積極的に行動することが重要であると考えております。市といたしましては、現在行っているバイオマス資源の有効活用を推進するとともに、エネルギー意識の啓発、情報発信等を行いながら、バイオマスの利活用の促進事業について支援を実施していきたいと考えております。

2011年総務省の報告によりますと、バイオマス関連施設の約7割が赤字となっており、大変厳しい状況にあることが指摘もされております。さきにも述べさせていただきましたとおり、当地区にはさまざまな利用可能な資源が賦存しております。しかし、それらを継続して利活用するためには十分な調査研究が必要と考えます。今後は、市内だけでの取り組みにこだわらず、周辺市町との連携も模索しながら、広域的なバイオマス事業の推進を進めていくことも今後の課題だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 増田教育部長。

○増田教育部長 それでは、ご質問の中で教育部からは、古代ロマンの里構想とその基金の運用計画についてお答えをさせていただきます。

古代ロマンの里構想は、宇和盆地を中心に展開する各時代の遺跡を中心とする貴重な文化遺産、それから西予市の豊かな自然と歴史などをまちづくりを生かそうと作成されたものでございます。老若男女、誰もが生の歴史遺産に触れ、文化や自然に接し、安らぎや憩いの空間を得ることができる場を創出しようとするものでございます。

この構想は、遺跡単体を調査、整備する点にとどまらず、遺跡の周辺を里山化し、こうした快適な環境に遺跡を置き、遺跡と遺跡をつなぐ道を含めて整備することで、より広範な面として地域づくり、里づくりをしていこうとするものでございます。

平成16年度に古代ロマンの里整備活用基本計画書を作成し、これに基づき遺跡の整備等を進めてまいりました。ロマンの里構想については継続的に取り組む必要がありますが、計画では、1つ目に、遺跡のネットワーク化と周遊コースの設定が上げられます。これは、これまでに発掘調査された遺跡に説明表示看板や標柱を設置したほか、マップの作成、遺跡めぐりイベントの実施などに取り組んでいます。今後は、古墳と古墳を視覚で捉えるような間伐などの実施、遺跡周遊のための自転車の貸し出し、レンタサイクルの設置などが上げられます。

2つ目は、遺跡の調査と整備活用でございます。これまでに笠置峠古墳の整備を行い、駅からウオークや葺石体験事業など、古墳を活用した事業にも取り組んでまいりました。今後は、ナルタキ古墳群の整備活用や、周辺の里山づくりが必要です。

また、ご指摘の小森古墳については、愛媛大学考古学研究室の協力を得て、墳丘測量調査や地中レーダー探査を実施しています。将来的には発掘調査が必要ですが、現時点では1つ目で申し上げました眺望の確保などに努めてまいりたいと考えます。そのほか、岩木赤坂古墳においては、植栽で遺跡の保護を図る計画も検討いたしております。

3つ目として、施設の配置を当面の基幹的な整

備計画として掲げ、今後の課題としております。出土遺物等を展示し遺跡全体の内容を理解する拠点、体験学習や遺跡ボランティア団体の活動など古代ロマンの里諸活動の拠点となる考古館、そういった設置が必要であり、笠置峠古墳を利用した活用事業の参加者アンケートなどでも展示施設の設置を望む声が寄せられております。こういった施設については、既存施設の転用なども視野に入れた整備計画を進めることも検討する必要があると考えております。

基金については、古代ロマンの里構想基金条例の目的にあるとおり、文化遺産及び自然遺産を生かしたまちづくりを推進するため、先ほど申し上げました、これら残された課題に対し活用してまいりたいと考えております。

古代ロマンの里構想の完成予想図でございますが、重機を使った人工的にコンクリートで固めるものではなく、住民、大学、行政がおのおのの特性を生かし協働で事に当たる三位一体体制で、地域の特性を生かし、伝統文化や農村文化の継承を図るとともに、その復元や復興を活動目標として安らぎや憩いの空間を得ることができる場を創出しようというものでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、私のほうから田園ロマンの里づくり構想とその基金の運用計画についてお答えをいたします。

平成18年に野生のコウノトリが西予市の宇和盆地に飛来したことで、田園ロマンの里づくり構想のきっかけになっております。平成21年にツルと人の共生創造委員会の答申に基づき、鶴やコウノトリが飛来する地域の代表者の方及び関係部課により、田園ロマンの里づくり推進委員会を設立いたしました。活動としましては、生物多様性の指標となる鶴やコウノトリと共生できる生活環境づくりを目指し、研修会、情報交換会に加え、鶴が越冬する地域や、コウノトリの野生復帰に取り組む兵庫県豊岡市等への先進地視察を行っております。また、市内関係団体においても、市補助金、「三浦保」愛基金等を活用し、独自に餌場を整備、啓発看板整備などを行っており、活動の輪が広がってきております。

今年度は、合併10周年記念事業の一つとして、コウノトリの野生復帰を進め順調な野外繁殖

が続いております豊岡市の中貝市長を講師に招いてせいよ環境フォーラムを開催し、約250名の市民が集いました。講演では、環境という資源を生かして経済を発展させるという環境経済戦略について説明があり、コウノトリの野生復帰の取り組みがさまざまな分野に波及効果をもたらすことなどについて講演をいただきました。

本市のように鶴とコウノトリが飛来する地域は、全国的にもまれな地域であります。今後も鶴が秋から冬にかけ、わらぐろのある宇和盆地で越冬する光景が毎年見られ、コウノトリが一年を通して西予市の大空を自由に舞い、子供たちが下校する横の田んぼで採餌する光景が見られる西予市、そのような田園風景のロマンを求め、関係団体や関係機関、また関係部課と連携の上、鶴やコウノトリが少しでも長く滞在できる環境づくり、また人と共生できる持続可能な社会づくりを目指していくところであります。

次に、田園ロマンの里づくり基金の運用についてでございますが、同基金は、西予市に飛来する鶴やコウノトリと人が共生できる豊かな生態系を持続し得る農村空間を創造し、地域住民と関係機関が連携して里づくりを推進する経費の財源であります。平成26年度は、県の中山間総合整備事業に伴う生態系保全施設事業を活用し、鶴やコウノトリが長期滞在するため、小野田地区の三蔵宮池、山田地区の山田大池の整備事業費の市負担分について繰り入れております。また、市の田園ロマンの里づくり推進事業において、推進事業に関係する地元団体へ活動補助金を交付しております。今後も、鶴やコウノトリの里づくりを推進していく活動に計画的に活用してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 楠本イネに係る事業についてお尋ねがございました。

これらの事業につきましては、歴史的に埋もれた人物である楠本イネを顕彰するとともに、西予市から情報を発信することによりまして、地域活性化を目的といたしまして事業の展開を図ってまいりました。

おイネの知名度につきましては、例えば先哲記念館で紹介されています西予市にゆかりのある歴史的人物20名につきましてインターネットで検

索しましたところの数を申し上げてみたいと思いますが、楠本イネが第1位でございまして1万7,400件、続いて二宮敬作が1万1,200件、その次に3位として、いきなり急に1万を割ってしまいますが、細田義勝2,260件と、以下2,000を割ったような数字でなっております。楠本イネは比較的上位に取り上げられており、知名度も上がってきておるように思えるところでございます。

また、一昨年度にありました、ご指摘もありましたけれども、坊っちゃん劇場におけるイネのミュージカル上演を口火に、その後、黒沢明世氏による「幕末ガール〜ドクトルおイネ物語〜」が連載されたり、最近では、あおきてつお氏による卯之町を舞台とした歴史法医学ミステリー漫画、「こんぺいとう〜おいね診療譚〜」なども好評だと聞いております。市民の皆さんもぜひご一読いただければ幸いです。

あわせて、イネゆかりの地である岡山県では、来春、山陽放送の主催によるイネの生涯をテーマにしたシンポジウムが開催されることとなっております。長崎と西予市もパネリストとして参加することとなっております。このような波及効果で、イネの知名度が少しずつ上がっていくことを期待しているところでございます。歴史的にも無名であった人物を掘り起こし、これを有名にするといったことは、非常に大変労力の要ることとございまして、さまざまな活動を通じ、まず市民から、そして県内、全国へと着実に成果を上げていく必要があると考えているところでございます。

現在実施していますイネ発信の核となるべきお伊ネ賞事業も、もっとよいご提案がございましたらこれを検討させていただきたいと、このように考えているところでございます。

また、ヴェルツブルクの交流強化についてお尋ねがございましたけれども、確かに財政状況は決してよくございません。引き続きシーボルトとイネを縁に交流を続けまして、シーボルト関係の特化した記念の年には市民訪問団を派遣するなどを視野に検討を進めまして、熱心に交流していただける方々がふえていきますように努力していきたいと、このように考えておりますので、ご協力、応援の方よろしくお願ひしたいと考えております。

続きまして、地方創生の事業に関しましてお尋

ねがございました。

ご指摘のとおり、国はこれまで途方もないお金を地方に供給し、その発展を促してきたところでございます。確かに、省庁縦割りのもと、全国一律サービスを展開するために地方行政について細かな指導と、ひもつけ予算とされる補助金のメニューを多数用意してきたということは、周知の事実でございます。ただ、これは私の見解かもしれませんが、いろいろな方、省庁の方々と話をして、皆口をそろえて言われることでございませぬけれども、はっきり言えば国は地方のことを考え、あれこれメニューを用意してきた。結局は地方の個別の事情は正直よくわからないままやってきていると、やはり地方がみずから考え、行動してもらわなければいけなかつた、今回は知恵比べであると、頑張る地方がやる気を出してもらわないといけなかつた、このように口をそろえて言っているというふうには私としては認識しております。

地方へは、一時は箸の上げ下げとやゆされるほど、国からあれやこれやというような話がありましたけれども、霞ヶ関から来ている私としては、こういった省庁の方々の、これ幹部の連中ですけども、方々の話は納得するところでございませぬ。今回も同様の指摘が、省庁縦割りだとか、ばらまきだとか、こういったような批判がありますけれども、これも同様のことが起こる可能性は否定できません。といいますのも、県と対話する国の末端職員まで、この幹部の考え方が浸透しているわけではないと、このように思えるからでございます。

例え話でございませぬが、通産省に言われたことと全部反対のことをやってきた、だからホンダの今日がある。これはホンダの創業者本田宗一郎が述べた言葉でございませぬが、これは単に国を皮肉ったお話ではないというふうに思いますが、国の政策を否定しているわけではなく、国の画一政策から一歩出たところに発展のヒントがあるんだと、彼はこのように考えて人と違うことをやって発展してきたんだというふうに思っております。

これは、西予市においても同じでございまして、国や県に少し指摘されたからといってひるんではいけないというふうに思っております。逆に、国や県を動かしていかなければならないというふうに思っているわけでございまして、手法の

指摘がございましたけれども、手法も大事でございますが、市のこういった姿勢がより重要であるというふうに認識しております。市長が施政方針演説で言われたように、これを好機と捉え、他市との差別化を図り、前を向いて行動してまいりたいと、このように考えているところでございます。

第2次総合計画への位置づけについてのお尋ねがございました。

総合計画の策定を始めたころ、人口減少問題を警告する元岩手県知事の増田氏による論文が発表されましたが、それを新聞は大きく取り上げまして、これにより現在の地方創生の動きが加速化したものと考えております。つまり、まち・ひと・しごと創生法で明記されている人口減少問題などの課題を踏まえて総合計画を鋭意検討しているといったところでございまして、施政方針演説でも言われたとおり、地方創生と歩調を合わせて計画を策定してまいりたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、地方創生における産業振興についてのお尋ねがございました。

ご指摘がありましたとおり、地域における魅力ある多様な就業機会の創出は、全国どこの自治体においても魅力あるまちづくりのために不可欠なところでございます。豊かな産業もなく、人口の確保は成り立ちません。まちづくりも当然成立いたしません。そのようなことから考えますと、今回の地方創生事業は、大きな起爆剤として活用することが重要だと考えております。

かつて、西予の地域にも豊かな産業がございましたが、社会生産構造の変化により必要とされなくなったものや、諸外国との競争に負け衰退していったものなど、地域独自での努力ではいかんともしがたいものがほとんどでございます。地方では極端にこのような状況が進んでいる中でも、西予市の資源を生かしたまちづくり、四国西予ジオパークは、地域に存在する土地、人、文化などの一つをテーマパークといたしまして、魅力的なまちづくりを進める核となる活動として大変期待をしているところでございます。例えば、企業誘致につきましても、企業が進出を計画する場合、全国に1,700余り自治体があるわけでございますが、どこに進出するかといったことについて特定の理由がない場合、その町の醸し出す魅力や町

の個性に対して判断することが多いのではないのかなど、このように認識しているところでございます。言いかえれば、自分の町に自信が持てない町には決して誘致できることはない。そういった意味からいえば、四国西予ジオパークを確立することは自分の町に自信を持つこと、それが産業振興につながる意味からも大変重要なことだと考えているところでございます。

加えまして、企業に候補地として選択をいただいたときに誘致を決定づけるための支援制度、企業誘致条例を設置し、固定資産税の減免措置、雇用促進の奨励措置、設備投資等への支援、ランニングコストの支援なども対策と講じているところでございます。また同様に、農林業振興に関する創業経営支援については、西予市産業活性化助成4事業を整備しているところでございます。地域の魅力と制度設計の充実、これらのことが相乗効果となって役割を果たしていくことが産業振興の足がかりとなるのではないかと考えているところでございます。

地方創生における地域資源の活用についてのお尋ねがございました。

議員ご指摘のとおり、官民一体となって西予の資源を地方創生の一つの道具として利用していくといったことは必要であると考えております。市長の施政方針演説で言われたとおり、ジオパークの取り組みにつきましては、市民的運動にしていかなければなりません。既に設立しております四国西予ジオパーク推進協議会は、市内の各界を代表する方々で構成され、体制は整っておりますが、あとは具体的な行動を起こしていくことが必要だと考えております。例えば、ガイド養成講座の参加者は徐々にですがふえておまして、こういった活動を地道に続けてまいりたいと、このように考えております。今後も貴重な西予市の宝であるジオパークを地方創生の担い棒として、産官学金等が一体となって、夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域、社会の形成や、個性豊かで多様な人材の確保、魅力ある多様な就業機会の創出を推進してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、西予市の財政状況についてのお尋ねがございました。

まず、自由に使えるお金というお話がございましたけれども、この点につきましては、一般会計

で申し上げますと280億円余りのうち、わずか4分の1の約70億円でございます。これは、国民健康保険特別会計への繰出金といった法令上義務的な経費、また減らすことが極めて困難である人件費、公債費、市民の命に直結する事業費等といったものを除くと、このような額となります。また、既に計画があり、これに基づいて事業を進めている事業も、本来は自由になりません。ですが、計画の後ろ倒しも、これは不可能ではございませんので、こういった内容も含めて70億円というふうに計算しておりまして、これも含めないという話になりますと、実際にはもっと少ないというふうに認識しているところでございます。

また、市の貯金に当たる基金につきましては、平成27年度末で117億円余りを見込んでおります。このうち自由に使えるとされています財政調整基金は35億円ということになります。

一方で、借金に当たる地方債の残高もあわせて見ておく必要があるかと思っておりますので、質問にはございませんが述べさせていただきます。これは約367億円を見込んでおります。貯金の約3倍ということになります。また借金の返済に当たる公債費、これは34億円、また利息の支払いについては4億円程度というふうになってございます。借金がふえていけば利息がふえていくということになります。このような状況にあるわけでございます。

続きまして、減額措置がなかった場合の交付税の算定等々についてのお尋ねがございましたが、結論から申し上げますと、減額措置がなかった交付税分を地方創生事業費として新たな投資に向けることについては難しいと考えております。といいますのも、当初27億円も減額されると言われておりましたが、これは結果として平均して約3割削減されるという方針となりましたので、少なくとも8億円程度削減されるということで済むこととなったわけでございますが、この結果、27億円引くことの8億円で19億円があたかも手元に残るかのように錯覚するかもしれませんが、当初からこの27億円の削減すら当てがあったわけではございません。したがって、今から少なくとも8億円の収入不足を、これをどこかで穴埋めをしなければならぬこととなります。歳入が入ってこないということであれば、歳出を削っていくといったようなことを考えるしかないわけでござい

ますが、このような状況でございまして、施政方針演説でも述べさせていただきましたとおり、財政規律を緩めることなく、一層の行財政改革を推し進める必要があると、このように認識しております。

一方で、戦略的に設計し、また計画的に実施していこうとする地方創生、行財政改革の取り組みを推し進めていくことについて、予算を重点化すべきではないかといったようなことについては、これは検討の余地があるものと、このように認識しているところでございます。

○議長 暫時休憩といたします。（休憩 午前10時01分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時11分）

次に、友志会、藤井朝廣君。

15番藤井朝廣君。

○15番藤井朝廣君 改めましておはようございます。議長の許可を得ましたので友志会の代表質問を行います。

その前に、質問が多岐にわたっておりますので、理事者の方には簡単明瞭に答弁をお願いしたいと思っております。

まず最初に、宇和地区の小学校再編計画についてお伺いをいたします。

平成21年10月に策定されました西予市小学校再編計画に基づいた市内5地区の再編状況は、以下のとおりと思っております。

初めに、三瓶地区においては26年度の4月1日に5校が統合され、新しい校舎で児童が勉学に励んでいます。次に、明浜地区は4校が27年度から統合、今月の15日に落成式が行われます。野村地区も5校が27年度に統合、建設中でありました南校舎も3月8日に落成式が行われます。城川地区は4校の保護者、それと各地区の未就学児童保護者の方と説明会を重ね、平成28年度の開校を目指していると聞いております。そういうことで、市内4地区については順調に計画が進んでいます。

本題の宇和地区の小学校再編についてですが、計画では昨年、皆田、明間小学校の2校が、（仮称）宇和下小学校として統合される予定でありました。また、平成31年度には、多田、中川、石城小学校の3校が統合して（仮称）宇和上小学校として校舎も新築、そして平成33年度には（仮

称) 宇和下小学校と田之筋小学校が統合、校舎も新築する予定と聞いております。宇和地区については、宇和町小学校、(仮称) 宇和上、宇和下小学校の3校に再編する計画であります。保護者や地域住民からの理解を得るに至っていないのが現状であります。

そこで、理事者にお伺いをいたします。

住民の中には、児童数は年々減少するのだから、全てを宇和町小学校1校に統合するほうが子供のためにも財政的にもいいのではないかという意見もあります。児童数の推移予測では、平成27年度の宇和地区の児童数は944名、平成32年度の予測は865人で79人も減少します。宇和中学校では、統合時1,355人だった生徒が現在では471人で約3分の1に減少しています。今後統合するためには、地域住民、保護者の理解が必要です。宇和町の小学校を1校にすることについて理事者の考えをお伺いいたします。

次に、一般質問の成果についてお伺いをいたします。

定例会の一般質問での理事者の答弁では、前向きに進めていくとの答弁もありますが、検討します、関係機関と協議しますというものも多くあり、その協議結果が1年経過しても報告をされておられません。今回、改めて過去の一般質問3点について理事者の考えと今後の対応についてお伺いをいたします。

1点目、昨年11月空家対策法が成立し、今年6月施行になると思います。西予市では、平成26年度に空き家データを作成され、今後その利活用を含めた市の対応はどのようにされるでしょうか。また、平成27年度愛媛県当初予算に、危険空き家撤去に取り組む市町に一部費用の補助が予算案として発表されておりますが、西予市として取り組む考えがあるのかをお伺いいたします。

2点目ですが、2月17日現在、西予市ホームページのふるさと納税についてお伺いをいたします。

昨年、納税者の謝礼品が1種類から37種類までふえましたが、その写真も掲載されていません。これでは納税者がふえるとは思えませんし、当時の部長答弁では、他市も参考にしながら見やすく、わかりやすいように検討していくとの答弁でしたが、現在も変わっておりません。市長からもふるさと納税のあり方を検討していくとの答弁

がありましたが、その後どのように進んでいるのかお伺いをいたします。

3点目に、消防団応援プロジェクト応援事業所についてお伺いをいたします。

西予市内では、昨年9月に2事業所でしたが、愛媛県消防協会には市内4業者が登録されております。その応援事業所を市民へ広報周知することで事業所のPRになり、一般利用客もふえるのではないかと、またそれをするにより、ほかの事業所も参加しやすくなるのではないかと思います。この消防団応援プロジェクトが、市民の安全・安心に寄与されている消防団員への応援となり、消防団員の増員にもつながるのではないのでしょうか。今後、応援事業者の広報などで実践をすべきだと思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

次に、地方版総合戦略についてお伺いをいたします。

昨年より、地方創生が大きく注目をされております。衆議院解散前には、まち・ひと・しごと創生法案と地域再生法の一部を改正する法律案が可決され、年末には、創生総合戦略が閣議決定されております。石破地方創生担当大臣の年頭所感において、人口減少と地域経済縮小を克服するためには、まち・ひと・しごとの創生と好循環が必要であると強く訴えられております。

地方創生は、人が中心であり、地方で人をつくり、その人が仕事をつくり、町をつくるという流れを確かなものにしていく。西予市の町に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出していかなければならないと思っております。地域住民の知恵と発想を柔軟に提言できる仕組みづくりが必要であり、地域の特色を生かした新しい視点での政策が生まれるよう、情報や財政、人的な側面も含めて、国に対しても最大限の支援を行っていただけるよう強く要望いたします。

政府は、国の長期ビジョンと総合戦略を踏まえ、全ての都道府県と市町村にそれぞれの人口ビジョンと総合戦略を策定することを求めており、西予市においても対応が必要だと思いますが、その対応についてお伺いをいたします。

1点目、地方版総合戦略について、今後の対応を含めた理事者の考えをお伺いをいたします。

2点目ですが、平成27年度に策定を予定され

ている西予市総合計画との関連はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

3点目に、地方版総合戦略を策定するならば、どのような形で決定するのかをお伺いいたします。

総合計画については、総合計画審議会で協議されると理解しておりますが、総合戦略では行政と住民が一体の意識を持った上で、地域外の人、若者、アイデアを持った人なども協力することで、地域の潜在力を大きく開放していくことができると、国は考えております。そのためにはどのように戦略を策定するのが重要と考えておりますか、お伺いをいたします。

最後の質問になりますが、西予市の未来を担う若者支援についてお伺いをいたします。

本格的な人口減少を迎えた今、日本における最大の課題は少子・高齢化であります。その中でも、対策がおこなわれているのが少子化対策であり、子育ての支援だと思います。

また、人口減少が著しい西予市を含めた地方の自治体では、若者の定住及び移住対策も課題であります。西予市の将来を担っていただく若者には、西予市で暮らす生きがいと誇りを持ち、大いなる夢とロマンを求めてほしいと期待をしております。市民、行政、議会が一体となり、真剣に取り組まなければなりません。高齢者の方には、どこの自治体も対策及び環境整備が積極的に行われております。西予市では、元気で明るい健康づくり、安心して温浴施設に行くためのバスの運行、西予市民病院行きのデマンドタクシーや、バス路線の整備などを事業化されています。西予市がさまざまな課題を乗り越えて事業を実施されていることは本当にありがたいことと思っておりますし、実施に当たって担当された関係者の皆様には心から敬意を表します。

進んでおります高齢者対策と比較して、若者への対策はどうでしょうか。本当にすばらしい未来像が描かれているのか、また描くことができるのでしょうか。西予市だけの問題ではありませんが、仕事が少ない、結婚しても安心して子育てができない、ゆとりある生活ができない経済状況など、困難な状況は挙げれば切りがありません。これでは子育てどころか、子供をもうけることができないのが現実です。多くの子供が元気でにぎやかに通学し、若者が氣勢を上げ、活力ある西予をつく

り上げるには、さらなる少子化対策が必要であり、これを解決しなければ、西予市の未来はないのではないかと危惧しております。

子育てには金銭的な問題が必ず付随します。子供への医療費全額助成や入院医療費の助成拡大など、これまでも市として支援の拡大をされておりますが、これも財源の問題があり、夢のような話になります。成人するまでの学費や医療について子育てをしている方全てを対象に公的負担をしなければ、少子化対策にならないのではないのでしょうか。そのためには財源を確保しなければなりません。消費税が増税され、ふえ続ける社会保障費へ充てられますが、子育て支援へ財源確保することができれば、少子化対策への抜本的解決になるのではないかと考えております。西予市も大変厳しい財政状況であります。その中でも、他の自治体に先んじて先進的支援策を行えば、西予市に住みたい若者がふえるのではないかと思います。そして、それが活気ある西予市をつくり出すのではないのでしょうか。

国では、平成15年に少子化社会対策基本法を制定し、また平成24年には子ども・子育て支援法も制定しております。また、内閣府少子化対策特命大臣の諮問機関として、新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会を行うなど積極的な施策が進むのではないかと期待をしております。西予市においても、平成27年度より新たに子ども・子育て支援事業計画が始まりますが、国の方向性に合わせ支援拡大が図られるのではないかと考えております。

まず1点目に、この支援事業計画についての概要及び今後の子育て支援の支援策の見通しについてお伺いをいたします。

2点目ですが、平成27年度予算のうち高齢福祉関係事業費と若者支援対策事業費について予算額をお尋ねします。

3点目に、日々努力をいただいている結婚相談員の皆様には心から感謝を申し上げますが、結婚推進員の活動状況及び事例についてお尋ねをいたします。

最後に、西予市の出生率についてをお尋ねし、友志会の代表質問を終わります。

○議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 私からは最初の小学校再編計画についてお答えいたしたいと思っております。

ご質問は、宇和地区の小学校再編に関するものでございますが、その前に少し、西予市全体の再編計画の策定経過について触れさせていただきたいと思っております。

西予市の小学校再編問題は、平成18年度に教育委員会が西予市立学校教育に関する検討委員会に諮問した、5町合併後のそれぞれの地域における教育環境の違いや、社会情勢の変化による学校施設や学校教育に関する諸問題についての答申により、本格的な協議検討が始まりました。

教育委員会では答申を受けて、小学校の適正規模化を図るための具体的な学校再編を平成19年度に西予市学校再編検討委員会に諮問し、地域ごとの当面及び中・長期の再編の枠組みの検討が始まったわけでございます。

再編検討委員会の答申がまとまったのが平成20年7月でございましたが、教育委員会では、この答申を小学校再編の素案として、全小学校区、27校区ございますが、校区ごとの懇談会と市民パブリックコメントを実施し、寄せられた多くの意見を検討した後、平成21年3月に西予市小学校再編計画案として発表させていただきました。さらに、この案について再度、全小学校区27カ所ごとに説明会を開催した後、保護者や地域の皆様の意見を参考にしながら、平成21年10月のことですが、最終的に西予市小学校再編計画として発表したものでございます。

このように長い期間と多くの皆さんの意見を集約したものが、現在の西予市小学区再編計画であると認識しているところでございます。

再編の進捗状況は、議員ご指摘のとおりでございますが、計画では、学校再編の進め方として未就学児童を含む保護者、地域住民の理解、具体的には2分の1以上の賛同を求めています。そのために、丁寧な合意形成が必要なことなどもありまして、計画に比ばまして若干のおくれはございますけれども、平成28年度には宇和地区を除く旧4町で、再編の対象外である大野ヶ原と惣川小学校を除きまして、全ての小学校で複式学級が改消される見込みとなりました。地域的には、これまで複式学級が複数ある地域を再編協議を優先して行ってまいりましたので、宇和地区での取り組みがおくれておりますが、27年度は本格的に協議を進めてまいりたいと考えております。

宇和地区の再編につきましては、既に保護者、

地域にお示ししておりますとおり、3つの小学校案を基本と考えておりますが、唯一複式学級を有しております明間小学校と隣接する皆田小学校の統合協議を優先しながらも、あわせて宇和上地区でも検討協議を進めてまいりたいと思っております。いろんな意見があることは承知しておりますけれども、まず校区ごとに十分な時間をかけて協議を行いたいと考えています。

ご質問でございます宇和地区小学校を一つにする案ですが、6年後の平成32年度の児童数865人の時点で、クラス数では普通学級で25クラスとなりまして、再編計画が本来目指しております適正規模12から18学級をかなり上回ることとなります。ちなみに、法令上では12から18学級を適正規模校、19から30学級を大規模校というふうに分類しているところでございます。

また、財政的な効率の問題につきましては、再編計画では直接触れてない事項でもございまして、これまで再編協議の場で議論されたことはなかったと記憶しております。保護者や地域の方々の意見は、よりよい教育の環境整備、教育条件、地域コミュニティの活力維持という方向に意見が集約されますので、財政上の問題を協議事項としてお話しするというのはなかなか難しい問題かなと思っております。いずれにいたしましても、保護者、地域の皆様方と児童にとって望ましい教育環境と、適正規模の学校教育について、学校整備について、ご理解とご賛同を得られるよう十分協議を行ってまいりたいと思っております。なお、その協議において、現在の再編計画でどうしても反対が多く、過半数の賛同が得られる見込みがない場合は、所要の手続を経て再編計画の見直しを検討する必要もあろうかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 九鬼副市長。

○九鬼副市長 それでは、一般質問の成果についてのご質問の1点目、空き家対策について私のほうからお答えをさせていただきます。

空き家に関する調査につきましては、現在鋭意集計中でございます。現時点での状況をお伝えしますと、空き家所有者へのアンケート送付数が1,907件、そのうち1,186件、約62%の方からご回答をいただきました。ご回答いただいた方のうち利活用の意思があるという方が約100件程度となっております。今後、このアンケー

トをもとに、空き家台帳の整備や空き家バンクを構築してまいります。西予市への移住促進や定住促進へつなげるためには、今回把握できました空き家の利活用だけでなく、不動産業者等の民間とも連携し、空き家以外の物件も含めた幅広い利活用ができる制度や体制を整備していく必要があるというふうに考えております。

次に、危険空き家の撤去についてでございますが、西予市では、平成27年度より新たに危険空き家除却事業として取り組む計画であります。事業の内容といたしましては、危険空き家の所有者または相続権者が行う空き家の撤去工事に対し補助金を交付しようとするものであります。補助対象となる空き家は、倒壊すれば隣接する道路を塞ぐなど、周辺に危険性及ぶおそれのある老朽危険空き家としております。27年度当初予算では、国の交付金事業であります空き家再生等推進事業の活用を前提といたしまして、ご質問の中にもありましたけれども、県からの一部上乗せ補助を財源といたしまして、1件80万円の補助限度額ではありますが、5件を見込んでいます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうから第2点目のふるさと納税の質問についてお答えをさせていただきます。

先般、愛媛新聞で報道がございましたけれども、お隣の宇和島市ではふるさと納税寄附金が2億円を超えたという記事が記載されておりました。一方、当市では、今年度実績としまして1月末現在で43件、寄附金額1,580万1,000円となっております。まだまだ満足な結果を出せていない状況です。取り組みが進んでいる自治体の状況と私どもの状況をきちんと分析していかないといけないと考えております。当市のふるさと納税に伴う特産品の取り扱いにつきましては、西予市観光協会にお願いしており、寄附金の額に応じて特産品が選べるようなカタログを作成するなど、鋭意努力をしているところでございます。

当市でも宇和島市のようなことを取り組んでいきたいわけですが、当市の方針としましては、やはり西予市観光協会を中心に進めてまいりたいと考えておりますので、西予市ホームページの充実とあわせまして、西予市観光協会の一層の努力を促したいと考えております。つけ加えます

と、そもそもこのふるさと納税というのは、地方税法の一部を改正する法律によって制定されておりますけれども、本質は寄附金であります。このような背景から、全国的な傾向として、寄附者に対して特産品などを進呈すると、そのような競争になっている嫌いがあります。西予市もこのことを受けまして西予市の特産品を、先ほどもちよっとありましたけれども、質問の中にもありましたけれども、1種類から37種類に拡大したというようなところもございます。

私としては、寄附者、そして市、特産品の提供者の3者が、三方よしというような状況になっていくような方向を進めたいと、このように思っております。

以上、答弁といたします。

○議長 菊池消防長。

○菊池消防本部消防長 私のほうからは、消防団員応援事業所に関する質問についてお答えいたします。

消防団員応援事業所の広報等の実践に関しましては、昨年9月に市ホームページへの掲載、広報せいの11月号への掲載を行っております。なお、市ホームページには、事業者や消防団員らが市内外の地域の応援事業所をいろいろ見てサービスの参考にした利用したりしやすいよう、より詳しく掲載されている愛媛県消防協会へのリンク先も掲載しております。また、市ホームページの掲載から約半年経過しておりますので、今年2月において更新し、閲覧しやすい状況にしております。その他の実践につきましては、昨年11月に行われました消防団幹部会において、応援事業所の推進について説明を行い、まずは団員みずから消防団員応援プロジェクトの理解を深め、消防団員の積極的な応援事業所の利用や、加入促進のための営業等の依頼を行っております。現在、西予市にあります4事業所のうち3件は消防団幹部らによる営業活動からの申請であります。残り1件につきましては、直接愛媛県消防協会へ申請されての登録であります。徐々にではありますが、広報の成果が現われていると考えております。今後も、消防団員と地域の店舗、事業所との結びつきをつくとともに、市民の皆様にも応援事業所を利用していただくよう積極的にその趣旨や事業所名を周知し、将来の消防団員の確保のため少しでも多くの事業所にご賛同いただけるよ

う、より一層努力をしていく所存でございます。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 地方版総合戦略についてのお尋ねがございました。

西予市版総合戦略につきましては、平成27年度に策定を予定しております西予市総合計画と歩調を合わせまして人口減少問題に対応するため、当市の貴重な宝でありますジオパークを担い棒といたしまして、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の地方創生5原則に即した独自の政策を策定してまいりたいと、このように考えているところでございます。どちらも西予市にとって極めて重要な計画と戦略でございますけれども、それぞれがちぐはぐな内容を記述することなく、整合性を持って検討してまいりたいと、このように考えてございます。

また、どのような形で決定するのかのお尋ねがございましたけれども、市民の皆さんとともに知恵を出しまして協力し、支え合いながら地域を盛り上げていく必要があるかと存じております。地方創生とは言葉のとおりでございます、つくり出すという言葉でございます。つくり出すとは、人まねをするということではございません。人まねをしないということで、それぞれ地域で活躍していらっしゃる方々の話を聞きながら、そのお互いのアイデアを出し合って協力していくことが何より重要ではないかと、このように考えております。さらには、産官学金等が連携して検討する体制を構築いたしまして、各界の方々の意見を反映していきたいと、このように考えておりますが、具体的な進め方につきましては、今現在鋭意検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、総合計画を策定している中で、いかにして取り組むべきか、こういったことについては早急に結論を出してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、私のほうから西予市の未来を担う若者支援につきましての4点のご質問に一括してお答えをさせていただきます。

4点のご質問の趣旨としましては、西予市における少子化の現状と、現在の取り組み状況、そして今後の対策であろうと思っております。よって、ご質問順とは不同のお答えとなりますがお許

しをいただきまして、まず西予市の出生率についてのご質問からお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、出生率の定義は、一定人口に対するその年の出生数の割合でございます、その計算は、年間出生数を10月1日現在の日本人人口で割り、それに1,000を掛けた人口1,000人当たりの数字であります。厚生労働省の人口動態保健所・市区町村別統計によりますと、本市の出生数及び出生率は平成15年から平成19年までの5年間では、出生数が1,420人で年間平均284人の出生があり、出生率は6.4人でありました。これが平成20年から平成24年までの5年間になりますと、出生数は1,250人で年間平均50人、出生率は6人となり、比較してみますと出生数、出生率ともに減少しており、少子化が目に見えてわかります。県平均の出生率は8.0人であり、かなり平均を下回っているのが現状であります。出生率のほかに、女性一人が生涯に出産する推定人数を示す合計特殊出生率がありますが、平成20年から平成24年における当市は1.67人になっており、県平均の1.50人、全国平均の1.38人に比べやや高い数値となっております。

次に、平成27年度予算のうち、高齢者福祉関係事業費と若者支援対策事業の予算額についてのご質問にお答えさせていただきます。

施策ごとに分類している平成27年度の一般会計の予算で見ますと、高齢者福祉関係では、老人保護措置費、はり、きゅう、マッサージ費補助、高齢者路線バス補助など、合計で約12億8,400万円、子育て支援関係では、保育所費や子育て支援センター費用、児童手当など、合計で約19億6,600万円となっております。さらに、若者支援対策費、若者の就職支援や雇用につながる施策1億2,200万円を子育て支援関係に加えますと、20億8,800万円となっております。

次に、結婚推進員の活動状況及び事例についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、結婚推進委員会は、西予市における後継者の結婚問題を解決するため、平成17年度に設立され、現在、各地域から53名の推進委員を委嘱し、さまざまな活動を展開しております。

活動内容は大きく3つあります。1つ目は、結

婚相談活動でございます。これは、各地域で開設する会場へ相談に来られた方に対して、結婚に関するアドバイスや相手の紹介などを実施する活動でございます。

2つ目は、推進員相互の情報交換活動でございます。これは、委員それぞれの独身者情報を個別に交換しながら、引き合わせまでを実施する活動でございます。この活動は、全体会や各町単位の会議でも行っております。

3つ目は、婚活イベントの開催でございます。これは、独身者へ出会いの場を提供することを目的としており、男女の出会いの場が少なくなった現在、市内の独身者へいい出会いのきっかけとなるようイベントを展開しております。今年度は、西予市10周年記念イベントの一環として、11月22日に宇和町の結婚式場を会場に、幅広い年齢層の独身男女の出会いのきっかけづくりとして、婚活イベントを開催いたしました。メイン司会にらくさぶろう氏を招聘し、せいよ部マネージャーとともにイベントを盛り上げ、大変好評を得ました。また、2月14日バレンタインデーの日には、三瓶支所を会場として男性40歳以上、女性35歳以上を対象にイベントを開催いたしました。結果として、2組のカップルが誕生しております。今後結婚に至るよう推進員が積極的に後押しを行う予定でございます。

活動による結婚の実績がありますが、イベントによるカップル誕生数は、毎回平均4組程度でございます。また、結婚に至ったケースは、17年度から現在まで22組でございます。結婚推進活動は、個人情報、価値観の多様化など大変デリケートでプライベートな問題があります。今後も、愛媛県が推進するえひめ結婚支援センターの協力を得ながら、本市の結婚推進活動を展開してまいりたいと考えております。

最後に、子ども・子育て支援事業計画についての概要と、今後の支援策の見通しについてのご質問にお答えさせていただきます。

子育てするなら西予、これは西予市子ども・子育て支援事業計画のサブタイトルであります。子育てに優しい町、子育てがしやすい西予市にすることで、出生率の向上、若者の移住、定住促進につながることを目指し、西予市の将来像として掲げることいたしました。本事業計画を策定するに当たっては、子供の幸せや利益を最大限に尊重

し、子供の育ちを第一に考えることを念頭に置くことが大切であると考えております。そのために、本計画の基本的な視点として3点を掲げております。

1点目は、将来の西予市で親になる、子供を育てる人づくりの視点、2点目は、子育てしやすい西予市を目指し、子育て環境を整える場づくりの視点、そして3点目は、上記の2点を支えるための施策を推進するまちづくりの視点でございます。

以上3点の基本的な視点から、全ての子供の成長にかかわる子育て支援を一体的に捉え、子供の成長に合わせて広がっていく計画としていきます。また、3つの視点にはそれぞれ、国の示す必須記載事項や任意記載事項を踏まえ基本目標を設定し、基本目標を達成するための推進施策として具体的な事務事業の方向性を示すこととしております。今後は、本事業計画に基づきそれぞれの事業を実施してまいります。常に市民の皆様の子育てに対するニーズに耳を傾け、現在条例を制定しております子ども・子育て会議において計画の評価、見直し等の進捗管理を行い、市の実情に応じた教育、保育事業の提供や、子育て支援施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

市民の皆様のニーズを全て受け入れ、実施していくことは、短期的には難しい場合もございますが、長期的な視点に立って子ども・子育て会議を有効に活用しながら、行政が共通認識のもと、地域や地域の皆様の力をかりながら、子育てに優しいまちづくりを目指します。さきに申しました子育てするなら西予のイメージが定着することで、出生率の向上や、移住、定住の促進につながるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

**○議長** 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

あす3月5日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時58分

平成27年第1回西予市議会定例会会議録(第3号)

- |                  |           |                       |        |
|------------------|-----------|-----------------------|--------|
| 1. 招 集 年 月 日     | 平成27年3月5日 | 城川支所長                 | 田村 剛   |
| 1. 招 集 の 場 所     | 西予市議会議場   | 三瓶支所長                 | 西園寺 良徳 |
| 1. 開 議           | 平成27年3月5日 | 消防本部消防長               | 菊池 直   |
|                  | 午前9時00分   | 総務課長                  | 道山 升文  |
| 1. 散 会           | 平成27年3月5日 | 財政課長                  | 山岡 薫彦  |
|                  | 午後1時27分   | 監査委員                  | 正司 哲浩  |
| 1. 出 席 議 員       |           | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |        |
| 1 番              | 源 正 樹     | 事務局長                  | 井関 通夫  |
| 2 番              | 井 関 陽 一   | 議事係長                  | 佐藤 陽一郎 |
| 3 番              | 菊 池 純 一   | 1. 議 事 日 程            | 別紙のとおり |
| 4 番              | 田 中 徳 博   | 1. 会 議 に 付 し た 事 件    | 別紙のとおり |
| 5 番              | 中 村 敬 治   | 1. 会 議 の 経 過          | 別紙のとおり |
| 6 番              | 二 宮 一 朗   |                       |        |
| 7 番              | 兵 頭 学     |                       |        |
| 8 番              | 小 野 正 昭   |                       |        |
| 9 番              | 松 山 清     |                       |        |
| 10 番             | 宇都宮 明 宏   |                       |        |
| 11 番             | 欠 員       |                       |        |
| 12 番             | 元 親 孝 志   |                       |        |
| 13 番             | 沖 野 健 三   |                       |        |
| 14 番             | 森 川 一 義   |                       |        |
| 15 番             | 藤 井 朝 廣   |                       |        |
| 16 番             | 浅 野 忠 昭   |                       |        |
| 17 番             | 岡 山 清 秋   |                       |        |
| 18 番             | 酒 井 宇之吉   |                       |        |
| 19 番             | 兵 頭 勇     |                       |        |
| 20 番             | 山 本 昭 義   |                       |        |
| 21 番             | 梅 川 光 俊   |                       |        |
| 1. 欠 席 議 員       |           |                       |        |
|                  | な し       |                       |        |
| 1. 地方自治法第121条により |           |                       |        |
| 説明のため出席した者の職氏名   |           |                       |        |
| 市 長              | 三 好 幹 二   |                       |        |
| 副 市 長            | 九 鬼 則 夫   |                       |        |
| 教 育 長            | 宇都宮 又 重   |                       |        |
| 公営企業部長           | 平 野 松 市   |                       |        |
| 会計管理者            | 奥 野 柳之介   |                       |        |
| 総務部長             | 宗 正 弘     |                       |        |
| 企画財務部長           | 大 平 利 幸   |                       |        |
| 産業建設部長           | 二 宮 紀 夫   |                       |        |
| 生活福祉部長           | 横 山 博 文   |                       |        |
| 教 育 部 長          | 増 田 敬 介   |                       |        |
| 明浜支所長            | 宇都宮 松 夫   |                       |        |
| 野村支所長            | 松 川 伸 二   |                       |        |

議 事 日 程

- |   |           |   |           |  |                 |
|---|-----------|---|-----------|--|-----------------|
| 1 | 一般質問      |   |           |  | 一部を改正する条例制定について |
| 2 | 議案第 1 号   | 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について | 議案第 1 4 号 | 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について  |                 |
|   | 議案第 2 号   | 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について   | 議案第 1 5 号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について  |                 |
|   | 議案第 3 号   | 西予市景観条例制定について   | 議案第 1 6 号 | 西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について  |                 |
|   | 議案第 4 号   | 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について   | 議案第 1 7 号 | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について  |                 |
|   | 議案第 5 号   | 西予市総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 1 8 号 | 西予市野村町地域青少年健全育成基金条例を廃止する条例制定について   |                 |
|   | 議案第 6 号   | 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 1 9 号 | 西予市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について  |                 |
|   | 議案第 7 号   | 西予市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 0 号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について   |                 |
|   | 議案第 8 号   | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について   | 議案第 2 1 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について   |                 |
|   | 議案第 9 号   | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 2 号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について  |                 |
|   | 議案第 1 0 号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 3 号 | 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について   |                 |
|   | 議案第 1 1 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について                    | 議案第 2 4 号 | 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について |                 |
|   | 議案第 1 2 号 | 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 5 号 | 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について  |                 |
|   | 議案第 1 3 号 | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の  | 議案第 2 6 号 | 西予市獣肉処理加工施設条   |                 |

- 例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 7 号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 8 号 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 9 号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 2 号 市道路線の廃止について
- 議案第 3 3 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 4 号 西予市営土地改良事業の施行について
- 議案第 3 5 号 西予市営土地改良事業の施行について
- 議案第 3 6 号 西予市営土地改良事業の施行について
- 議案第 3 7 号 西予市営土地改良事業の施行について
- 4 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度西予市一般会計予算
- 5 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度西予市授産場特別会計予算
- 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
- 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度西予市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度西予市水道事業会計予算
- 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度西予市病院事業会計予算

議案第 6 2 号 平成 2 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

本日の会議に付した事件

1 一般質問

- |           |   |           |  |
|-----------|---|-----------|--|
| 2 議案第 1 号 | 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について | 議案第 1 4 号 | 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について  |
| 議案第 2 号   | 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について   | 議案第 1 5 号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について  |
| 議案第 3 号   | 西予市景観条例制定について   | 議案第 1 6 号 | 西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について  |
| 議案第 4 号   | 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について   | 議案第 1 7 号 | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について  |
| 議案第 5 号   | 西予市総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 1 8 号 | 西予市野村町地域青少年健全育成基金条例を廃止する条例制定について   |
| 議案第 6 号   | 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 1 9 号 | 西予市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について  |
| 議案第 7 号   | 西予市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 0 号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について   |
| 議案第 8 号   | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について   | 議案第 2 1 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について   |
| 議案第 9 号   | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 2 号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について  |
| 議案第 1 0 号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 3 号 | 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について   |
| 議案第 1 1 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について                    | 議案第 2 4 号 | 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 1 2 号 | 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 5 号 | 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について  |
| 議案第 1 3 号 | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の  | 議案第 2 6 号 | 西予市獣肉処理加工施設条   |

- 例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 7 号 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 8 号 西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 9 号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 2 号 市道路線の廃止について
- 議案第 3 3 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 4 号 西予市営土地改良事業の施行について
- 議案第 3 5 号 西予市営土地改良事業の施行について
- 議案第 3 6 号 西予市営土地改良事業の施行について
- 議案第 3 7 号 西予市営土地改良事業の施行について
- 4 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度西予市一般会計予算
- 5 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度西予市授産場特別会計予算
- 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
- 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度西予市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度西予市水道事業会計予算
- 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度西予市病院事業会計予算

議案第 6 2 号 平成 2 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

昨夜、11番松島義幸議員がお亡くなりになり、欠員となりましたのでご報告いたします。

故人の議席には献花をお供えしております。

議員及び理事者並びに傍聴席の皆様は、その席に向かいご起立をお願いいたします。

○井関事務局長 松島議員のご冥福をお祈り申し上げ、1分間の黙祷をささげたいと思います。

黙祷。

(黙祷)

○井関事務局長 黙祷を終わります。

ご着席ください。

○議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますと思います。

さて、ことしは、終戦70年という大変大きな節目を迎えておるわけでありまして。この70年を振り返りますと、本当に先人の英知と努力によってこのようなすばらしい日本という国を築いていただきました。しかし一方では、地方は少子、高齢、過疎という三重苦にあえいでいるというのも現実であります。これから30年後の戦後100周年がどのような形で迎えることができるのか、一抹の不安もあるわけでありまして。

そのような中で、私ども市議会といたしまして、全国各地いろいろなところを自由に視察研修をさせていただいております。その視察研修の成果として今私が学んだことは、これからの日本の歩むべき方向として2つの考え方が対立しているのではないかなというふうな思いがいたしております。

その1つは、戦後今日まで一貫として進めてこ

られた経済成長こそ全ての国民を豊かにするという、経済至上主義の考え方でありまして。これは言うまでもなく、大量生産、大量消費、大量廃棄によって成り立つ仕組みであります。これをさらに成長させていくためには、さらにグローバル化、そしてまた今アメリカと進めておりますTPPも既定路線にあるのではないかなというふうに思っております。

それに対しましてもう一つの考え方として、さきの2011年3月11日に起こりました東日本大震災を目の当たりにいたしまして国民の多くが、我々は、人類はこの自然というものに対して、もっと謙虚であるべきではないかという考え方が起こっております。

あれだけ安全・安心と言われた原子力発電所、これもいまだに事故の原因、そしてまた事故後の処理も終わっておりません。そして、無公害であるはずの、あったはずの施設から大量の公害が排出されておるといふ現状を見たときに、今全国で停止しておる原子力発電所、これ再稼働していいのかどうかという意見があります。

そしてまた、久しく言われております地球温暖化に対して、今改めて現実のものとして私たちは確認せざるを得なくなりました。さきの広島の大規模な土砂災害、そしてまたその前の年には伊豆大島で同じような土砂災害が起こっております。これらは全て地球温暖化による局地的な集中豪雨がもたらした災害であるというふうに言われております。我々はこの温暖化に対して、もっと真摯に立ち向かうべきではないかという意見があります。

そしてまた、最近生物多様性という言葉がよく使われます。地球規模で今動植物の絶滅危惧種ということが言われております。こうしたものに対しても、もっと我々は真摯に立ち向かうべきであるという意見があります。

これらを総称して、人類は自然と共生しながらその中で可能な最大限の経済成長を達成すべきではないかという。

この経済成長が全てを優先するという考え方と、そして自然と共生しながら最大限の経済成長を模索していくという考え方、この2つが今日本の国内にあるのではないかと私は痛感いたしております。

西予市も、これからどちらに軸足を置いてまちづくりを進めていかれるのか、そのことによって

将来大きな違いが出てくるのではないかなと、そういう思いがいたしておるところでございます。

そのような中で、国は地方創生という施策を掲げられました。きょうは私はこの地方創生について西予市にとっての地方創生と、そして西予市内のそれぞれの集落あるいは地域にとっての地方創生とは何かという、この2点に関しまして理事者の所見をお伺いしたいと思います。

まず第1番目でございますが、まち・ひと・しごと創生法、これは昨年11月の末だったと思いますが国会を通過いたしました。これに対して西予市はどのような受けとめ方、感想を持たれておるのか、まずお伺いをしたいと思います。

**○議長** 三好市長。

**○三好市長** まず、元親議員のご質問にお答えする前に、昨夜ご逝去されました松島義幸議員のご逝去を悼みますとともに、生前の徳をしのび心からご冥福を申し上げたいと思います。

それでは、元親議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点目でございますけれども、この創生法のことでございますが、個人的な感想としましては、この法律はあくまでも行政組織法の部類に当たります。つまり、国の行政組織がどのような目的で設置され、どのように組織を統制していくのか、また関連する機関、事業者、国民に何を求めているのかを規定しています。そういう意味で、この法律の中身、基本理念、国等の責務、創生総合戦略の作業などの内容から、この法律の成立自体に国の決意があらわれているものと考えております。

以上、答弁とします。

**○議長** 12番元親孝志君。

**○12番元親孝志君** 質問の仕方がいま一つ悪かったのかなと思います。

1週間前ぐらいですか、愛媛新聞に共同通信の全国1、776市町村の首長さんのアンケート調査の結果が報告されとりまして、地方創生についてのアンケート調査結果であります。そこを読んでおりますとこの地方創生に関して、まず部分的な施策においては新味がないという意見が非常に強い。そしてまた、国の本気度がどの程度なのかということに疑問を感じるというふうな調査結果が出ておりましたので、西予市はこういった視点でどう捉えられておるのかということをお尋ね

したかったわけでございますが、再度よろしいでしょうか。

**○議長** 三好市長。

**○三好市長** これは、アンケート調査の結果は私は見ておるわけではありませんけれども、私自身の考え方としては、国自身はこれの発端となるべき日本創成会議の、元岩手県知事の増田さんが座長としてやられた人口問題の減少についての結果を受けて、大変なことになるという想定の中でこのことが動いたというふうに私は思っております。だから、恐らくこれ自身は国も地方の衰退、人口減というのが今やらないと待たなしの時期に来ておるんだと、だから本気度は非常に高いんだと思いますけれども、具体的なものがまだ見えておりません。そういう意味においては私どもも模索をしながら、今いろいろな施策をつくることに、庁内で検討しておるという段階でございます。

以上、答弁とします。

**○議長** 12番元親孝志君。

**○12番元親孝志君** 我々議会としても、この地方創生、非常にありがたい施策という受けとめ方をいたしておりますが、反面議会として、この施策に、いけば死角はないのかということになるわけですが、私も個人的にいろいろと調査をさせていただきました。

その中で1つ見え隠れしているのが、今回の地方創生、昨年11月末だったと思いますが、それに先立ちまして国土交通省がグランドデザイン2050、そしてその前に日本創成会議というのが人口減少をテーマとした、通称増田レポートを発表されておるわけですが、これを見ますと、そこに共通してあるのが選択と集中、そしてまた国土交通省のビジョンではコンパクトシティという概念があります。イメージ図も出ておりました見たんですけども、それを見たときに私が心配したのは、今西予市でも学校再編が起こっておりますが、学校再編の理念っていうのは小学校の適正規模という考え方があります。国土交通省は今後地方創生後に集落の適正規模という考え方を導入してくるのではないかなと。そうなってくると近い将来、集落の再編という方向に国は動くんじゃないかなという懸念をしておるんですが、行政としてそういう懸念はないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、最後の行政として集落の再編を考えるか考えないかということになりますと、今の段階では考えておりません。あくまでも、自主的に集落を再編したいとする意思があるところについては行政はお手伝いをしたい、このように考えております。

以上です。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 ぜひその方針をお願いをしたいと思っております。

それでは、2番目の質問でございますが、地方創生特区というものについてお伺いしたいと思います。

これから地方自治体、いろいろ地方創生を進めていかれるわけですが、その過程の中で一番厄介なのが、国のいろいろな縛りというものがかかってくるのではないかなというふうに心配をいたしております。それを緩和するためにこの特区という制度を国は設けておるわけですが、私はこれから地方創生がうまくいくかどうかというのは、いかにこの特区をうまく活用できるかできないか、それにかかっているんじゃないかなというふうな思いがいたしております。

そこで今回、これは私が勝手につけた名前ですけども、西予市において道路構造特区とかあるいは河川構造特区というふうな特区をとって、道路河川の維持管理を公共事業として、補助事業として取り扱うことができるような特区がとれないかという考え方でありまして。

私、ずっと西予市の中を車で走っております、正直申しまして今ほど道路、河川あるいは山が荒れた時代もないのではないかなと。景観という視点に立って河川、道路というものをもう少し維持管理を徹底していただきたい。しかし、今の現状では、それぞれ県道であれば県単独でやらなければいけない、市道であれば市単独事業、予算の中でやれる範囲に限られておることとございまして、大々的にやっていくとすれば、これを従来の道路改良工事、道路維持改良工事として、そういう特区で補助事業でできるようなことができないかどうか、特区申請に取り組んでいただけるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ご質問の地方創生特区でござ

いますけれども、ご承知のとおり、地域を絞って規制を緩める国家戦略特区の枠組みの中で地方の規制、新規事業や雇用創出を目指すものに対しての特区、それを地方創生特区というふうに認識をしております。

ご質問の趣旨として出させていただいておりますけれども、道路の維持、河川維持の補助事業化、あるいは道路構造令に基づく一律的な規格の緩和、道路河川の管理体制、道路路肩、のり面等の支障木の管理、設計における国と県と基礎自治体との協議の場、以上の5つの点を上げていただいておりますけれども、この関係につきましてはいずれも規制を受けている部分というのは多くございません。現時点において、国が目指しております地方創生特区としての申請はなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 今の件についてはわかったわけですが、この特区という話は小泉内閣のときから始まりまして、今回で3回目になるかと思います。今の安倍政権になりまして2度目でございます、さきの安倍政権の特区は全国で6カ所認定をされております。その6カ所は、東京、神奈川、大阪、そして新潟市、福岡市、そして兵庫県の養父市でございますが、この養父市というのは人口2万5,500人の小さな市です。ここが、6カ所のうちの1カ所として指定をされております。

昨年、我々会派でその養父市に特区の視察に行きたいということで議会を通じて申し込みをいたしました。そうすると向こうの返答が、来年の4月以降まで予約がいっぱいだと、4月以降に再度お申し込みくださいというふうな回答であったんですが、特区をとっただけでそれだけのまず効果があるわけですよ。いろんな人がそこに来る、それだけでも効果がある。私は今の道路の話は無理であっても、ほかにいろんな特区を西予市が何かとればそれは一つの、単純な話、観光資源になったりもするわけですから、この特区というものを地方創生の中で重要視されたらどうかなと提案するんですが、再度ご回答お願いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 特区の概念でございましてけれども、

先ほどは相対的な概念を二宮部長のほうから申しましたけれども、特区をとれるものがあるとしたら、それは一つ挑戦する価値は確かにあるものだと思いますけれども、今まで、事例に出た兵庫県の養父ですか、養父市の場合、農業特区だと思うんですけども、農業特区も同じようなことを何ぼもやっとなんかしてそれは特区として、今ご質問の趣旨には合わないわけであろうとは思いますが。

ちょっと私どもとして特区を目指すべきものが今あるかないかということになると、今のところ想定するものが現実的にはありません。したがって今後、そういうものがあるとしたら、また議員の皆さんからもご提案をいただいて、また私どもも研究してそのようなことになることをお互いに研究していったらと、このように思っております。

以上です。

**○議長** 12番元親孝志君。

**○12番元親孝志君** それでは、4番目の質問をさせていただきますと思います。

人口減少を補填するためのUターン、Iターンに対する西予市の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。今回の地方創生のもともとの起こりというのは、日本の国の人口が例えば2050年8,000万人を割るといふようなことで、国が人口減少に多大なる危機感を持ったということが事の始まりであろうといふふうに思っております。この地方創生が目指すべきことは、国も地方も人口をどうして維持し、確保していくかということがこれからの大きな課題であるわけですが、その中でたっつき人口増加を考える手法としてUターン、Iターンの受け入れ、これが一番手っ取り早い人口増加につながるわけでございます。

全国各地いろんな取り組みがありまして、今これの言うたら争奪戦のような状況下にあると思います。西予市において、Uターン、Iターンの受け入れ態勢、あるいは今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

**○議長** 大平企画財務部長。

**○大平企画財務部長** 元親議員にお答えいたします。

人口減少問題につきましては、その原因といたしまして市長の施政方針演説でも言われているように、特に20代以上40歳未満の若年女性の人口

が減少していくといったことで、さらにその世代の次の世代の人口が減っていく、また大学や専門学校等への進学、またこれに伴う求職により都市部に人口が流出していくことが原因であるといふふうに考えているわけでございます。

ご指摘のとおり、全国で活況しているかどうかは定かではありませんが、Uターン、Iターンを人口減少対策の施策の重要な点として位置づけているところが多いと聞いているのは事実でございます。

特にIターンの場合ですと、全く見知らぬ土地に行くわけでございますから、非常に人生の決断を迫られるような大きな話であるわけでございます。PRしたからといっておいそれと人が来るといふような状況にはないといふふうに考えているところでございますけれども。

この動きについて国におきましては、移住ナビ、移住のためにそれをサポートするためのホームページみたいなものがございますけれども、こういったものの整備や、今までもずっと継続しておりますけれども、地域おこし協力隊といったところの拡充、Uターン者への奨学金の償還助成といったところ、後は先ほど出た移住ナビのところでございますけれども、そこに載せるためのPRビデオの制作について地方特別交付税措置をすることというようなことが言われているところでございます。こういった動きに対応していく必要があるかと思っております。

きのうのご質問にもありましたけれども、今年度実施いたしました空き家所有者のアンケートの結果をもとに空き家台帳や空き家のバンクを構築いたしまして、空き家の利活用に加えまして不動産業者のとの連携といったところにより、空き家以外の物件も含めた活用へと制度や体制を整えてUターン、Iターンを含めた西予市の移住促進や定住推進に向けた動きをしていきたいと、このように考えているところでございます。

**○議長** 12番元親孝志君。

**○12番元親孝志君** 大変難しい施策であると思っておりますが、3年前ぐらいですか、私ども会派で島根県の海士町というところに視察に行きました。先般報道されておりましたが、今この町、島民の1割は移住者人口であるということで約300人移住されております。そこを見たときに、何の変哲もない小さな島、それ以外の印象はない

わけですが、そういう島でもやり方によれば300人の移住者がある。

瀬戸内海のしまなみ海道にいろんな島がありますが、結構今離島に人が住み着いている。何であんな不便なところに人が住み着くのかなと、移住するのかなと疑問に思っておるわけですが、これも何かのやり方があるんじゃないかなと。今全国的にやられているのは、私は非常に賛成しないんですが、エビでタイを釣るみたいなことをやられておまして、これはちょっと賛成できないんですが、一工夫すればお金をかけずに人が移住する方法が何かあるんじゃないかなと思いますので、ご努力をいただきたいと思います。

次に、これも人口をふやす一つの施策ですけども、今西予市には2つの農業科があります。宇和高、それから野村高校にあります。彼らはどういう経緯で農業科に進んだかはわかりませんが、私は彼らというのは一番西予市に残っていただける一番手近におられる方ではないかなというふうに思っております。

人口をふやすってということももちろんですが、西予市から若者を外に出さない、そのために何か施策が打てないかということで、私は一番手っ取り早いってのはこの農業高校を卒業した人たち、これは非常に重要な人材ではないかなというふうに思っております。

ところが、彼らは高校卒業して右も左もわかりません。そういう中で西予市に残るということになればそれだけのいろんな情報を与えていかなければいけないわけでありますから、できれば行政それから家族、そして高校、これは県立ですが、高校と連携しながら、そういう若者が西予市内に残っていただけるような施策を打てないかということと、それと2番目の質問も兼ねて申し上げますが、私は高校生が農業を学習して自立するにはそれなりの不安があると思います。資金面であったり、用地の取得であったり、いろいろあるわけですが、そういったものに対して、高校を卒業した農業生が自立できるまでの施設としてインキュベーター施設という考え方があると思います。インキュベーターってというのは日本語に訳しますと、ふ化ということになるんですが、卵からひな鳥になるこの過程、これをインキュベーターというんですが、このインキュベーター施設、農業インキュベーター施設を市があるいはJ Aとタイア

ップして提供して、3年、5年、そこで学習しながら自立する機会をうかがう、そういう施設を提供できないか。

この2つをあわせて質問させていただきたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 農業関係の学校と卒業生、行政の三者の連携についてのお尋ねでございますけれども、26年度につきましてはまだ数字が確定しておりませんので、平成25年度の宇和高校生物工学科卒業生28名のうち農業に就業した生徒は1名でございます。農業関連大学への進学は5名、農業生産法人への就職が2名となっております。野村高校畜産課では、平成25年度の卒業生が29名で、うち農業や農業法人へ就業した生徒はございません。農業大学校への進学は2名ございました。

ご指摘のとおり、農業関係の就業率、進学率というのは非常に低くなっておりまして、心配をしているところですけども、これまでの連携、支援といたしましては、宇和高校や野村高校の農業関係の生徒へ、それぞれの高校のファームステイや農業クラブの活動、農業講習会の経費の支援、市長が会長を務めます各農業教育振興協議会へ負担金として交付をしているところでございます。

ご質問の三者の連携は非常に重要だと考えますけれども、まずこの農業教育協議会等を通じて三者の協議を図っていくことが重要ではないかというふうに認識をしております。

それから、ご質問のございました、インキュベーター施設という言葉は、これ企業、つまり新たに就農するための準備施設というような捉え方でよろしいでしょうか。

農業者の高齢化や担い手不足が急速に進む中、西予市の農業生産を維持するためには、新規就農者の育成確保は喫緊の課題というふうに捉えております。このため、卒業生が新規に就農することが農業の担い手確保には一番近道ではないかと私どもも考えております。

卒業生が農業を開始するには、農地や農業用施設の確保、農業用機械の購入、機械を格納する倉庫の整備など、親元就農でない限りは多大な資金が必要となります。議員ご指摘いただきましたとおり、就農直後の経営不安定な時期を市などが所有する農地やビニールハウスなどの農業施設を利

用して営農し、農業技術の習得や安定経営が図れた上で、独立就農していただくことは卒業生の就農環境を整える一つの手段であるものと考えます。

しかしながら、地方公共団体が農地や農業用施設を所有することは、農業試験場など一部を除いては規制がかかっております。ただ、仮に農地を保有することができても、行政が取り組む範囲、指導にはなかなか限界があるというふうに思います。

このため、市としましては、ご質問の中でも触れていただきましたけれども、農業法人や企業、農協などにこの役割を担っていただくのも一つの方法かと思えます。雇用する側の農業法人や企業のメリットとしては卒業生の新規就農者を労働力として活用することができ、経営規模の拡大や経営の多角化等の新たな事業展開を図ることができるのではないかと思います。また、雇用される卒業生にとりましては、新規就農のための経営感覚や農業技術を身につけることもでき、独立自営のために力をつけることができるのではないかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 なかなか正攻法でいくと難しいっていうのはよくわかるんですが。

意外とおもしろい話をちょっとだけしますけれども、今の漫画の世界ですけれども、「銀の匙」という漫画が非常に売れているということを聞きました。今現在で1,500万冊を突破したということでございます。これは北海道の大蝦夷農業高校畜産課2年八軒勇吾という方が主人公の漫画ですが、この漫画の影響で北海道の農業高校、今まで入学志望者っていうのが定数割れをしていたものが、今年は1.5倍とか1.2倍とかということで競争率が1.0を超えたというニュースを聞いたんですけれども、正攻法はなかなか難しいと思うんですが、視点発想を変えれば意外なことで農業従事者とか農業後継者っていうのはできるんじゃないかなというふうに思いますので、諦めずご努力をいただきたいなと思います。

それでは、今まで西予市にとっての地方創生っていうことを質問させていただきましたが、これからはそれぞれの、西予市の中にはそれぞれの集落、それから地域があります。これはまた西予市

の地方創生と我々集落なり地域の地方創生っていうのは、言えば次元が違うわけでございます、この地域にとっての地方創生っていうことをちょっと質問させていただきたいと思えます。

まず、今よく言われるのはどの地域も住民自治が非常に弱くなったということを聞きます。私もなぜこうなったのかなということを自分なりに調べてみたんですけども、1つ言えることは住民自治が低下した背景には、社会保障の充実っていうことがあるんじゃないかなというふうに思えます。社会保障が充実したことによって地域住民は住民同士に頼らなくても行政に頼るという方向に変わったんじゃないかなということで、これから住民自治、これは行政が全てできればそれでいいわけですが、東日本震災を見ますと、どうしても行政だけでは担い切れない、住民同士のきずなであったり、支援、協力っていうのが必要であるということが再認識されたわけですが、それをこれから再度住民自治を充実していくためには、私はどうしても住民は行政をこれからも当然頼り期待していくわけですから、住民と住民の間に行政が割って入って住民、行政、住民で自治を確立していくほうが一番手っ取り早いのかなというふうな思いがいたしておりますが、この住民自治に関して、行政の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 行政の住民自治に関しての認識を申し述べればよろしいでしょうか。

ご指摘ございましたけれども、住民自治組織が非常に弱体化してきているのではないかと、その原因は社会保障の充実にあるのではないかとのお話があったけれども、これは2013年にオランダにおいても同じようなことを言っている方々がおられます。実際はオランダ国王でございますけれども、オランダ国王はこう述べているわけでございます、20世紀は社会福祉の国家論があったと。これをずっとやり続けてきたけれども、今になってこれがなかなか難しくなっている。つまり国家で全ての国民の需要を満足に満たすことは不可能であると、このように述べております。

翻ってみて私どものほうのところに行きますと、先ほど住民は行政を頼りにするという話がございましたけれども、なかなか私どもとして行政が全ての住民の需要に応えることっていうことは

もはや不可能であるという時代になってきております。私どももちろん財政面という話もありますし、人的な面というところもあります、これはなかなか難しくなっているわけでございます。そういった意味で、これからの時代については地域社会の豊かさというのは、公助共助の精神のもとお互いが支え合っていく住民自治が非常に重要になっていくのではないかと、このように考えています。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 住民自治、非常に難しいテーマであります、今大平部長が言われておりましたように、全てを行政で担うことは、これは不可能でありますから、どうしても住民自治のこれからさらなる確立というのは必要になってくると思います。その手法として今一つの提案をしましたが、どうしてもこれはもう住民だけではできないということもご理解をいただいて、そこにどれだけの行政の役割があるのかということを再認識していただければなというふうに思っております。

そこで、2番目の質問になりますが、今さら言うまでもなく、本当に地方、周辺地域、非常に疲弊をいたしております。とにかくできれば一人でも人が欲しいという状況下にあるわけですが、その中で、これは韓国の話ですが、韓国は2004年でしたかチリとのFTAの締結をして農業が急激に疲弊いたしました。これを国としてこのままでは国家の食料の安全保障が成り立たないという一つの危機感のもとで、農村愛一村一品運動というのを展開されました。これは、日本でももう既に静岡県ですとか、岐阜県あるいは茨城県あたりで始まっておるわけですが、今韓国では、私が調べますと、1万6,000組、企業と地域、集落に企業が参加をしているのが1万6,000を超えたというふうな数字が上がっております。これは非常に私は有効な地域の活性化であったり、プラスになるんじゃないかと思っております。

例えば地域でイベントをやる。人が足りないんです。そういうときに、どこかの企業と提携してイベントに参画をしてもらって一緒に盛り上げるとか。あるいはまた、明浜だとミカンの収穫期に大量の人が要る、そういうときに企業から応援に来ていただいてミカンをとっていただくとか。あるいはまた、こちらが一方的に企業に要求した

んでは企業もメリットがないわけですから、企業のメリットもこちらは考えていかなければいけないわけですが、今の西予市の中でもいろんな集落単位とか地域単位でこういう企業との連携、これを韓国の場合は日本という農協中央会が主体になってやっておるみたいですが、日本の場合は期待できないと思いますので、ここはやはり知名度のある信頼のある自治体というものが中に入ってあっせんをしていただくのが一番手取り早いのかなと思うわけですが、この農村愛一村運動について、理事者の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 元親議員の一社一村運動についてのお尋ねでございますけれども、安倍政権が地方創生を重点施策として掲げている中で、農業農村の活性化は最重要課題の一つでございます。地方では農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大を背景とする農業農村の衰退が顕著となっております。これを食いとめることができるかどうか地方創生の成果を大きく左右するものだと認識しております。

そこで、議員がご指摘いただきました官民一体となって貴重な西予市の資源を地方創生の一つとして利用し、高齢化により深刻化する人手不足、耕作放棄地の拡大や地域の活力低下を食いとめる手段を講じていくことは必要であると考えております。ただ、先ほど例として出していただきました一社一村運動でございますけれども、現時点において農村と民間企業の連携はなかなか難しいというふうに認識をしておりますし、西予市においてすぐにあっせん、仲介を行う予定は持っておりません。

国内においても、幾つかの県において取り組みがされているようですけれども、取り組みの中身あたりを確認をいたしますと、まだまだ体験農業的な域を脱していない状況も多く見受けられるようでございます。

参考ですけれども、愛媛県におきましても、一社一村運動という呼び方はしておりませんが元気な集落づくり応援団マッチング事業という事業を平成22年から取り組んでおります。これは、地域を支える担い手が足りない集落に、企業とかNPO、大学等が登録を行い、お手伝いに行きますよというものでございます。

私も城川支所の課長時代に川津南地区において一度取り組みをさせていただいたところなのですが、地域への負担が大きき継続しての取り組みがなかなか難しいということで一度だけの取り組みに終わりましたけれども、現状につきまして県に確認をいたしましたけれども、現状としてもやっぱりイベントの参加であったり、祭りの支援であったり、文化祭の参加であったりというような状況が続いているようでございます。

ご指摘いただいたような取り組みというのは、何がしかの行動を起こしてみることは必要だと思いますけれども、いわゆる農家のほう、受け手のほう、それから協力に来ていただく企業のほう、そこらあたりの体制づくりがきちんとできないとなかなか難しい問題だというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 ご答弁いただいたことは理解できるんですけども、先ほど言いましたように現実として韓国では1万6,000組が成り立っておるわけですから、韓国にできて日本でできないというのは一体どこに原因があるのかなということを考えざるを得ないわけですが、私はもう少し調査研究をしていただきまして、一つの過疎対策として外と、外部との人的交流っていうのはどうしても私は有効な手法であるというふうに考えておりますので、引き続きもう少し調査をいただければというふうに思っております。

それでは、3番目でございますが、公民館への産業建設部所管職員の配置についてということでお伺いしたいと思います。

これは、昨日の浅野議員の代表質問にもありましたが、経済振興ということ。

今私は個人的に思うことは、地方がこれだけ衰退した大きな要因って何かといたら、都市と地方の産業競争において地方は負けたと私は思っております。産業競争に地方が負けて地方は衰退の一途をたどっておるんじゃないかなという思いがいたしております。これから地方創生っていうことを考える上で何を優先的にやらなければいけないかという、まず産業振興、産業の活性化なくしてあらゆるものは成り立たないというふうに思っております。

西予市においても、過去、戦後ある時期までは

非常に立派な産業がありました。特に宇和町の米なんていうのは、江戸時代から明治、大正とこんなすばらしい産業っていうのはなかったというふうに思っておりますが、これも今衰退をいたしております。野村町においても、かつてはシルクであったり、たばこであったり、十分個々の産業として家庭を養っていただけの力があつた。これが時代の変化の中で淘汰されて新しいものに取り替わられた。この産業競争に負けた結果が今の現実であるというふうに私は思っているわけですが、そうすればどうしても地方創生、産業振興というものに重きをおいて取り組んでいくことが、一番西予市が活性化していく近道であるというふうに思っております。

ところが、現実を見ますと、例えば横林公民館、ここは教育部署、教育部が所管をいたしております。これはかつては社会教育もおくれてた時代があつて、当然これの必要性があつたと思つてますが、今我々周辺を見たときに社会教育がおくれて地方が衰退しているわけではない。産業振興がおくれてるから人が住めないというのが私は正直なところだと思います。ですから、どうしても産業振興をやつていただきたいということがあります。

それから、私がいろんな優秀な企業経営者の話を聞いて感じることは、企業経営にとって現場に金もうけのネタが落ちてるといふ発想がありまして、優秀な企業経営者は現場主義というのをとられます。じゃあ行政はどうかという、私は現場にこそ課題があるというふうに思っております。ところが、この課題を解決するための人員が私は手薄であるというふうに私は思っております。この課題の多い現場というものをもう少し行政も現場主義的な発想で解決の方向に動いていただければというふうに思うわけですが、西予市も行政効率云々で職員数も随分削減されております。その努力もわかります。こちらの本庁の事務事業の多さもよく理解できますが、そこの中で何とかそういう工夫をしていただきまして、周辺の今抱えている非常に多くの集落の課題、地域の課題っていうものに直接携われるような職員の配置っていうのは現実できないのかどうかということ、毎回言っているようでございますが、今回も改めて質問をさせていただきたいと思つています。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長 ただいまのご質問の公民館等への職員の充実ということだろうと思いますけれども、議員ご指摘のとおり、地方の衰退の原因につきましては地場産業の衰退が大きな原因ということもあろうかと思っております。地域で安心して生活を営む上では、安定的な収入の確保が重要でありまして、経済的な基礎基盤を整えることが非常に重要になっておるといふような認識をしておるところでございます。

西予市では、地域がみずから考え、みずから行う事業により地域内分権を進め、地域活性化を目指してありまして、平成23年度からは地域づくり交付金事業を実施してまいりました。その中で職員を推進員として地域づくり組織へ配置もしております。また、地域おこし協力隊や各支所への地域担当職員の配置など、地域産業の掘り起こしや新たな分野に挑戦していく仕組みづくりも取り組んでおるところでございます。それぞれの地域でそれぞれが考え、工夫を凝らした事業が少しずつではありますが動き出しているのではないかというふうな感じをしておるところでございます。

また、これらの活動の中心的な役割を各地区の公民館が果たしているケースも多く見られております。従来の公民館の役割に加えまして、地域活性化の重要拠点としての位置づけ、地域振興に努めてまいりたいというふうな考えております。平成27年度におきましては、モデル的なケースでございますけれども、地区の公民館に再任用職員を配置をしまして地域づくり組織に対する支援、あるいは新たな地域振興、産業振興を図るための取り組みもしていきたいというようなことを考えているところです。

それぞれの地域では、地域の特徴を生かした独自の取り組みがございます。その分野、あるいは方向性も異なっておりますので、地域の中で地域の振興に何が必要なかを十分協議をしていただいて、方向性を見きわめていきたいというふうな考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 今部長の説明では27年度から再任制度を利用して派遣をするという回答であったと思いますが、それ大変ありがたいと思っております。ただ一つ、こちらから要望するとす

れば、その職員の方が行政の意思決定で動くというだけでなく、住民の意思決定もなすことができる、住民と一緒に知恵を出せることができるような環境に置いていただきたいなというふうに思っております。その辺いかがでしょうか。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の元親議員の今の問題の再質問について非常にいいご指摘のところがあるんですけども、実は私も、今回モデルケースとしてある地区の公民館のところにも再任用職員を配置するというのを今部長が申しましたけれども、これは第一歩だと思っております。といいますのは、地域づくり交付金制度を利用した地域づくり組織を今つくって動いておりますが、今先駆的な事例が島根県の雲南市にあります。ここはどういう組織をしておるかといいますと、公民館を廃止しまして、これは公民館は必置義務ではないです、だから公民館を廃止して自治センターという形で地域が動いている。いわゆる地域づくりの組織、うちらがつくっている地域づくり交付金制度の組織が自治センター機能を持っておるといふことであります。地域の産業等々も含めた全てのことを地域の住民がやっておると。

あわせて、今私たちが一緒に全国の連携の協議会をつくりましたけれども、その中でも動きを今からしようとしておるのが、地方自治法の中における法人化。今例えば集落組織が法人化をする場合に、地縁団体というので法人化ができるころがありますけれども、それを一つ越えた法人化の組織をもってやっていこうという発想です。この発想を今国に要望することによって流れが変わってくる可能性があります。私も本来目指しておるのはそこです。したがって、平成の大合併の前、もう一つ前の昭和の大合併の前、ここにあった村には役場があったんですから、そういう組織体として物事を考えていくところを西予市がつくっていったら地域づくりは本当にできると、このように思っております。

以上、答弁とします。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 市長から力強い回答をいただきまして、本日一般質問した意義があったのかなということ今実感しておるところでございます。

それでは、最後の質問をさせていただきたいと

思いますが、私は今回の地方創生に関して自分なりにいろいろ考えをめぐらせてみました。その中で一つ思ったことは、今西予市は地方創生の中で西予市の課題をいかに解決して将来につなげていくのかという取り組みを今からされるわけですが、西予市の課題っていうのは一体何かということと考えたら、これは西予市内のそれぞれの集落の課題、あるいは地域の課題、その総和が西予市の課題ではないかなというふうに私は考えました。

そこで、西予市がこれから地方創生を進めていられる上で、それぞれの集落、地域の課題がわかってないと西予市の課題解決につながらないんじゃないかということを考えまして、私は昨年の暮れに私の地域の区長さんの協力をいただきまして、自分の地域の課題を一回拾い出してみようと。現状を分析してそして問題点を出して、そしてそれをどうしたら解決できるかを考えていったらどうかと。西予市にお願いして、西予市でできないものは西予市が国や県にお願いをして解決していただく、そういうものを先につくってないと当然今回の地方創生の中で我々の地域は対象外になるんじゃないかなという一つの懸念を抱きまして、私は自分でこの横林地域、横林を洗濯し候という冊子、これは非常に拙速な幼稚なものでございますけれども、これも二、三年これを改良していけば私は立派な地域の資料になるんであろうと自負しておるところでございますが。

これをつくった上で、それぞれのアンケートを見ておまして非常に残念なことが幾つかありました。それは、アンケートの中で将来の夢っていうのが何かあれば書いてくださいという質問、設問をしたんですけれども、当然何の回答もありません。将来の夢がもうないんですよ。夢がないっていうのは二つの解釈の仕方があって、今に満足してるからこれ以上の将来の夢はないという解釈と、将来を諦めてるから夢がないと、二つの夢がない解釈があるようですけれども、私は単純にしてこの地域では将来に対して諦めがあるんじゃないかなと。

これは非常に危機的なことでございまして、皆さんに夢がないんならじゃあ私が夢を提供しようということできよう質問をさせていただくわけですが、この横林地域も何の変哲もない取り柄もないところですが、それでもいろいろ探

してみますとやっぱりあるんですよ、それぞれに宝というか財産が。

この横林地域は、西予ジオパークでもジオのポイントに指定をさせていただいておりますが、河成段丘、V字谷溪谷という形で一つのジオのポイントになっております。これは恐らく数百年前、河床の掘削によって今の地形ができておるわけですが、これは非常にすばらしい形をいたしております。大野ヶ原から舟戸川が流れ込み、そして城川町からは黒瀬川が流れ込む、そして宇和町からは宇和川が流れ込んで3つの川が一カ所に合流しているわけでございます。恐らく数百年前ここは非常に豊かな扇状地であったということが今でもわかるんですが、私の周りの畑を掘り起こしますと当時の石がごろごろ出てきます。ここが昔の扇状地、平野であった、それが数百万年の間に百数十メートル削られて今の地形ができたという一つの考古学的なロマンがあるわけですが、この地形を生かして何か観光振興ができないのかなということを考えたときに、私の地域に、ここにもつけておりますけれども、7つの橋があります。国道橋、市道橋、県道橋、これ立派な橋でございまして、これをもう一つ我々の集落と集落、二百数年前の地形の集落と集落を日本一のつり橋でつないでみてはどうかなという考え方であります。

これは大分県の九重町が“夢”大吊橋というのを、これ日本一長い、日本一高い橋であります。この事業費20億円かかっておりますが、既に7年間で800万人の入場者を超えたということで、1人当たり500円ですからざっと計算しても40億円近いお金が入っているわけです。20億円投資をして40億円の収入、これを7年で達成できる事業なんてそうないと私は思うんですが、この私の地域もここは長さが390メートルで日本一ですから、400メートルの橋をかければ日本一になるわけですが、日本一の大つり橋、夢のつり橋をかけていただいて地域振興の一助としたいと思っておりますが、理事者の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 元親議員にお答え申し上げます。

ご提案ありがとうございます。大つり橋につきましては今ご紹介のありました大分県九重町にある九重“夢”大吊橋、これが日本一なわけござ

いますが、2番目としまして茨城県常陸太田市の竜神峡が有名なわけでございます。

今もご紹介がありましたけれども、私もインターネット等で調べてみますと、先ほどの“夢”大吊橋につきましては平成18年に建設され、建設費が20億円、年間50万人程度が訪れまして入場収入は恐らく先ほどもお話がありました、単純計算で40億円という程度になっておるものと思われま。

一方、竜神峡でございますけれども、これは平成6年に建設されまして、建設費33億円、年間20万人程度が訪れまして、入場料収入は恐らくこれまでの累計で70億円程度になっているのではないのかなというふうに思われま。

いずれも人件費や修繕維持費といったものがかかっていると推察されますので、その分の費用を差し引いた正味の利益というのはどの程度か正直わかりませんが、入場者数も非常に頭打ちで減少傾向にどうもあるようでございます。また、このつり橋の耐用年数等々も考えますと、耐用年数過ぎた後にこの橋はどうなるのかということも含めて考えると、多分自治体のほうでは頭を悩ませているのではないのかなというふうに思っている次第でございます。

さらに、現在箱根においてさらに長い橋、400メートルぐらいある橋だそうですが、三島大橋というのが建設中ございまして、2015年12月に何かこちら完成するそうですが、30億円程度で大体年間180万人来場者数を見込んでいうことだそうですが、このいずれの橋のそれぞれも近くに大きな観光地がある、そのついでに来ていというようなところもあるようでございます。

恐らく元親議員も何か目玉はないのかということのご提案だと思いますけれども、私どもといたしましては、少しお考えが違うかもしれませんが、ジオパークという自然や文化、こういった価値になるべく手を加えず今ある状態、特徴を生かしながら、市民とともに知恵を出して特色がある、ほかの地域とは違うところを生かして、人々が訪れる、集う西予市にしていきたいと、このように考えております。

○議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 ありがとうございます。

国は地方から知恵を出せ知恵を出せと言われま

すが、我々が出せる知恵というのはたかだかこういうものでございまして、本当にいい知恵があれば行政の方に教えていただきたいというのが本音でございます。莫大な金をかけなくてもそりゃいろんなやり方があると思いますが、一つだけ私もここは陳情の場ではありませんから政策提言をしたいと思いが。

私の地域は、かつては交通の要衝で非常に多くの旅館がありました。7つも8つも当時あった時代があるんですが、やはり車社会になってこれが疲弊して、今はほとんどが営業をされていないという状況ですけれども、ここには立派な施設がまだ今残っております。こういった施設を行政が活用していただいて、ここから大野ヶ原あるいは城川の一つの拠点として何か活用できないかという思いもあるわけでございます。大きな橋が無理であれば地についた話として地上に建っておる建物を利用して何か地域創生、地域再生はできないか、ここをあわせてお考えいただければと思っております。

時間がありませんので答弁要りませんが、政策提言として提案をさせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長 暫時休憩といたします。(休憩 午前10時07分)

○副議長 再開いたします。(再開 午前10時20分)

次に、4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 議席番号4番田中です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従い分割方式で質問したいと思います。

さて、世界ではパンドラの箱をあけたごとく各地で紛争が勃発し、日本の政治においても特定秘密保護法とか法改正とかの動きで戦争放棄も遠くかすみ始め、まるで日本国民に目隠しをし、地雷原へつながる道へ誘導していると思えなありさまで。

大地においても、地球温暖化の影響で潮の流れが変わり観測史上まれな気象状況をつくり出し、集中豪雨、大豪雪など、大災害が発生、また地殻の変動に起因にする火山噴火や地震が多発しています。

人においても、都会では子供同士の悲惨な事件が先日も発生しておりました。都会で教師を目指した若者がモンスターと呼ばれる人たちの目当

たりにし、教師の道を諦めたとも聞いております。

そういった中、我が西予市も少子・高齢化は免れず、城川の昨年の出生がわずか3人と聞いて驚き、西予市の人口も年度末の移動があるとはいえ4万1,000人を切ってしまいました。

暗い話が多い中、我々として西予市の近未来のため何をなすべきか。これからも続くであろう混沌とした世を生き残り、危険から遠ざかる知恵と体を次の世代に残すことだと思います。

知、徳、体と言われる教育、これしかありません。

特に徳育。学校の統合により子供たちに新たな出会いが始まっており、社会人として身につけておくべき人としてのあり方を学んでほしいと思います。周囲の我々としては、心配りをし温かく見守ることだと思います。

以上の意味合いを含め教育関係の質問を1つ。

次に、利用客の少ない福祉バス等を見るにつけ、なぜだろう、運行目的を考え直す必要を感じ、2番目の福祉関連の質問をいたします。

最後に、地域おこしの起爆剤となっている貴重な人材の流出を恐れ、雇用関連の質問をいたします。

それでは、質問の1番目として次の質問をいたします。

教育関連として、1、学校統廃合のメリット、デメリットにかかわる現場での対応について。

(1) 徳育について、(2) 知育について、(3) 体育について、(4) 規模の大きい学校の長所である大人数による切磋琢磨について、(5)

環境の変化についていけない児童への対応について。この詳細として、1番から3番については学校が統合されたことによりどういった問題が浮上しているのか、また長所を伸ばし、短所を補う方法はこういった方法をとられているか、4番目として統廃合のデメリットが取り沙汰されることが多い中、児童数の多い、例えば宇和小学校で切磋琢磨の結果、ロープジャンプのほかにも陸上の県大会等で優秀な成績をおさめられたように、統廃合により能力のさらなる向上が期待できるのではないかと考えております。(5)として新年度を間近に迎え新しい環境、特に人間関係、自分とは違う環境で育ってきた同級生、上級生、下級生と

どう人間関係を築くか、学校として求められている役割と現状及びこれからについて、いじめ、登校拒否に対する予防措置はとられているか。

2番目として、廃校となる学校施設の利用についてお伺いしたいと思います。

校舎、体育館、グラウンド、プール、トイレ等の管理、取り扱いについて、有効利用のネックとよく言われる補助残とか、目的外使用とか、そういった方法を何かクリアする方法はないものをお尋ねします。

○副議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 学校統廃合のメリット、デメリットの問題、それから廃校による学校施設の利用の問題、大きく2つ、さらには細分化した分で6間ほどご質問いただいたと思います。

私のほうからは、統廃合の関係で徳育、知育、体育について、統合後にどんな問題があったかという質問についてお答えいたしたいと思います。

統合の問題ということで、現実的には三瓶小学校1校しか例はございませんけれども、三瓶小学校は4校の統合によりまして児童数は現在272人、学級数は12の小学校になり、子供たちは現在スクールバス等を利用しながら元気で通学いたしております。

実は26年7月に4年生から6年生までの児童135人を対象にアンケートを実施いたしました。その結果、94.8%、非常に高い数字ですが、学校に行くのが楽しいと、楽しみであるという回答を得ることができました。その最大の理由は、友達がふえた、友達がふえてうれしいという意見でございました。現在のところ再編によって環境が変化したことによるいじめや差別、さらには体力的なものを要因とする問題が生じているという事例は把握しておりませんので、特に合併により問題が生じたということはないように考えてはおります。

ご質問の徳育についてでございますが、これは道徳の時間を中心とした小学校の全教育活動において心を育てる教育を推進いたしております。これまでより人数がふえたことで、より多様な意見に触れ自分の考えを深めることができると考えております。成長過程ごとに適した教育を継続して進めているところであります。

知育でございますが、学級の人数がふえたことで可能となりました学習形態もございまして、学

習内容に応じた多様な形態、学習が可能となっております。

体育につきましても、複式学級が解消されたことによる、適正規模の中での体育活動が実施できておりますので、運動に関しては特に環境が整ってきたというふうに考えております。運動会や課外授業においても、同年代の仲間たちに競争意識を持ってよい意味での切磋琢磨もできておりますので、結果的に体力や技術力の向上につながっている事例もございます。

小規模校、大規模校と児童数の差異はございますけれども、学校教育は個人個人の長所をどのようにして伸ばし、短所があればそれをどのように補うのか、教員が考え判断してそれぞれ個別に判断いたします。きめ細かい指導とは児童一人一人の問題を的確に把握して個に応じた指導を行うことでございますので、人数が少なればできる、人数が多いからできると、そういうものではないという考えで頑張っておるところでございます。

以上、3問についての答弁とさせていただきます。

○副議長 増田教育部長。

○増田教育部長 それでは、ご質問の中の大規模校の長所である大人数による切磋琢磨について、それからもう一点、環境の変化についていけない児童の対応について、それから廃校となる学校施設の利用等、法的なネック、そういったものについてお話をさせていただきたいと思っております。

大規模校の長所である大人数による切磋琢磨についてでありますけれども、西予市内では三瓶小学校、宇和町小学校、それから野村小学校など比較的児童の多い小学校がございます。数多くの同級生の仲間たちに囲まれて切磋琢磨できる環境では、特に集団で行うことのできる活動、それから多くの機会、そういったものが体力や技術の向上に寄与しているということは少なくないと考えます。

田中議員のご指摘ございましたようにロープジャンプでございますけれども、宇和町小学校全国2連覇という偉業を達成してくれました。この競技、1チーム13名から20名までの選手が入れかわって飛び続ける、個人の技術もさることながら、その入れかわるあうんの呼吸で入れかわっていくというチームワークの必要がある非常に激しいスポーツです。指導もさることながら、子供

たちの毎日の練習、努力がなければ達成できなかったことだろうと思っております。ついこの間、先般乙亥会館で四国大会がございまして、さすが日本チャンピオンでございますが、僅差ではございましたけれども宇和町小学校が優勝いたしました。子供たちのひたむきなその演技、競技、観衆を魅了して多くの人たちを感動させてくれました。

そのほかにも、団体で行う綱引き、そういったものも全国大会への出場が決まっております。個人につきましても、陸上、水泳、バドミントン、文化面でも目覚ましく活躍をしてくれております。

こういった互いに切磋琢磨することを通して、協調性やたくましさ、そして相手を思いやる心や社会性、そういったものが育まれていくことだろうと思っております。

その一方で、小規模校においては集団で行う学習や運動の機会は大規模校のようにはまいませんけれども、個人でいいますと、例えば大野ヶ原小学校の有間さんとか河成小学校の入船さんなんかは県での幅跳びとか高跳びで大活躍をしてくれております。同様に実情に応じた個々のきめ細かい教育指導を進めておりまして、児童の多い学校と比較して体力や技術力等に大きな差が出ているということではございません。先生方は一生懸命教育条件に応じた指導をしていただいております。

次に、環境の変化についていけない児童への対応でございますけれども、学校の統合から見ますと、児童数がふえていることで幅広い友人関係が築きやすく、その中でもまれまして精神的に成長することや他地区の友人がふえることで横のつながり、あるいは縦のつながりが広がっていく、人間関係が広がっていくと、大勢の中だと他人に任せようという考えが出てくる可能性がございますけれども、逆に自分の役割を考えて自分なりの考えで行動していこうということ、それから同級生の多様な考え方に触れることができるグループ学習によって、よりよい人間関係が構築できるものと考えております。しかしながら、全ての児童がそういうなるかといいますと、それは個人個人の感受性の相違もあり難しいと考えますので、このような環境の変化に対応しづらい児童がいれば一人一人の状況を教員が的確に把握し、個人に応じたきめ細かい支援、指導を行うことを対応して

おります。また、学校再編によって自分とは違った環境、場所で学んできた仲間たちと新しい教育環境に早くなれ、順応できるよう、計画的に、かつ機会を捉えながら心の教育を進めてまいり所存でございます。

それから、校舎、体育館、グラウンド、プール、トイレの管理、取り扱いについてでございますけれども、学校再編が進んでおりますので、ご存じのとおり三瓶小学校が統合し、来年度、来月明浜、野村がそれぞれ統合すること、現在各地域において閉校及び開校に伴う準備を進めているところでございます。

ご質問の閉校となります学校施設のご利用でございますけれども、運動場、体育館につきましては社会体育施設に転用いたしまして、今まで同様に地域のコミュニティー拠点としてのご利用をいただきたいと思いますと考えております。運動場、学校施設、それから屋外トイレ、そういった施設につきましては、当然社会体育に、施設に付随するものでございますので、市のほうで管理をしてみたいと思います。地域に愛着のある身近な施設でございますので、地域との協議が必要かとはございませぬけれども、地域が管理をしている場合ならお願いをしたいと考えております。

プール施設でございますけれども、学校プールとしての役割のほか、災害時における防火水利として指定しておりますので、消火活動の際には重要な役割を果たしてまいります。このことから、消防本部や地元消防団、関係機関と協議をしまして、代替の水利が確保できるものであるとすれば、衛生面とか危険性とかそういうのを鑑みまして水を抜いた状態で管理をしてみたい、あるいは将来的には取り壊しも視野に入れていきたいと思っております。

それから、法的なネックでございますけれども、学校施設というのは多額の国庫補助を財源で受けて整備をされたものでございます。具体的に申しますと、公立学校財産処分手続の弾力化として、国庫補助完了後10年以上経過した建物は無償により転用あるいは貸与、譲渡、取り壊しをする場合は文部科学大臣へ報告により国庫補助金納付金が返納免除となります。10年未満の建物についても文科省への承認申請をすれば国庫納付金が免除になるということでございます。

西予市内では10年以上を経過しておりますの

で、報告によって、魚成小学校がまだなっておりませんが、統合校でございますので転用とかはございませぬので報告することによって免除となります。ただ、耐震化をしておりますので、まだ10年たっておりませぬ。このことについては、今承認申請をしておりますので、承認が受けられるものと思っております。

それから、閉校しました校舎については、建築基準法によって学校として建築確認を受けておりますので、学校以外の建物に、例えば簡易宿泊所にする場合であればそういった宿泊施設に適応した建築基準法に、あるいは関係法令に沿って改修をする必要がございます。

以上、答弁といたします。

○副議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 今ほどの答弁でうれしい内容ばかりなので、一抹の不安を覚えておりますが。統廃合ぜひ進めていきたいと、進めていってほしいと、子供たちが主役やという観点でできるだけ地元の協力なり、理解を深めて進めていってほしいと思っております。

続きまして2番目として、福祉関連で、西予市交通バスの現状についてということで、時々見かけるバスの利用者が少ないということで、何かどっかがボタンのかけ違いがあるんじゃないだろうか、そういったことを見直す必要があるんじゃないだろうか。バスの利用者が少なく費用対効果も上がっていないように思える。利用者をふやす手だてを考えてほしい。

また、乗り合いタクシーについても何か手だてはないのか。交通バスや乗り合いタクシーについては、利用者の声を聞き、老人クラブ等へ出向いて説明する、また手を引っ張って乗せてあげる、そこまでしないと普及しないのではなかろうかと思っております。その辺の行政のサービスについてお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○副議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 田中議員にお答えいたします。

福祉関連ということでございますが、地域交通のお話でございますので、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、生活交通バスのほうからお答えいたしますけれども、運行開始から1月末まで西予市生活

交通バスの利用状況につきましては、西予市民病院遊の里板ヶ谷線におきましては1,395人となっております。西予市民病院遊の里線では1,147名、田野中伊賀上西予市民病院線では438人ということになってございます。

西予市民病院の開業に合わせまして路線変更をしておりますけれども、平成23年度の同時期の比較でございますけれども、3路線とも約2割減少しているといったところでございます。全路線を西予市民病院と結んでいるため、田野中及び伊賀上方面の利用者が遊の里へ行く場合でも西予市民病院を経由するといったことになりまして、今までより時間がかかってしまうことが利用者の減少となった原因の一つかもしれません。現状このような状況でございますけれども、先ほどご指摘もございましたように老人クラブ等への説明会の実施や利用者の意向を反映した運行内容について宇和各地の新交通システム構築協議会において議論いたしまして、利用者が使いやすい時間帯での運行へと改善してまいりたいと、このように考えております。

もう一つ、デマンドタクシーのお話ございましたけれども、こちらも運行開始から1月末までの宇和地区デマンド乗り合いタクシーの状況でございますが、1,251名ということになってございます。これも平成23年の同時期と比較いたしますと、利用者はおおよそ半減しているといったような状況でございます。減少の主な理由といたしましては、利用するためには運行事業者へ電話予約する必要がございます、そのようなことが煩わしいとか、後は利用方法がよくわからない、また病院から帰りの時間や時刻表が合わないといったようなことになっているのではないのかなというふうに思います。または、身近なところをお願いすれば連れてってくれるのではないかとといったようなところも、面倒くさいことよりも身近な人ということもあろうかと思っております。利用者のご高齢の方が多いわけでございますけれども、乗り合いタクシーの利用法についていろいろな機会を通じて説明をしていかなければいけないと、このように認識しているところでございます。

今後は、利用者ですよ。利用していない方々からいろいろなご意見をいただきますけれども、やはり利用者のヒアリング等を通じまして意向を反映していきたいなど、このように考えていると

ころでございます。

○副議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 部長から説明をいただきました。各こういうパンフレットがあります。冷蔵庫へ張っておいても、正直な話、よくわかりません。実際この中におられる方で何人の方が試しに乗られたかなど、自分を含め乗ったらいいなと思いつつ乗っておりません。ということで、目線を年配の方というか、高齢者の方、利用される方の立場に立って、実際やってみてそこでふぐあがないかと、改善点はないかと、そういったスタンスでやってほしいし、自分個人としても1度や2度は乗ってみるべきだなと思っております。

それでは、続きまして雇用関連ということで気になっていることがありましたので、質問をします。

地域おこし協力隊の現状について。

1、任期満了後についてということで、若い人たちの力はすばらしく、地域の活性化には欠かせないものである。任期満了により即戦力である貴重な人材を手放すことなく、地域の宝にしてほしいと思います。つなぎとめるのではなく、お互いを生かす場づくりをしてほしいと思っております。こういった人材確保についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 田中議員にお答えいたします。

今お話し、ご指摘のあった点については全くもって同感するところでございまして、地域において協力隊の皆様方がそれぞれ定住していきなり、そういったところに力を注いでいかなければいけないなど、このように考えておりますが、テレビを見られている方でわからない方もいらっしゃると思いますので、若干概要等々をご説明させていただきたいというふうに思います。

地域おこし協力隊でございますが、これは総務省の事業でございまして、平成21年から施行されているわけでございます。内容といたしましては、都市部から過疎地域等への条件不利地域に住民票を移しまして、自治体が協力隊として委嘱するというような内容になっております。隊員は、与えられた地域協力活動を行いながら定住、定着を図るというような取り組みでございます。3年間ではございますけれども、隊員1名当たり年間

400万円の特別交付税が措置されるということでございます。平成25年度において、全国では978名、愛媛県では現在39名、うち西予市が8名ということになってございます。配属に関しましては、本庁ジオパーク推進室に1名おります。明浜、野村、三瓶のそれぞれの支所の総務課に2名と、城川支所に1名ということになってございます。活動内容といたしましては、配属地域や各隊員の自立計画によりさまざまなわけがございますけれども、例えば三瓶の協力隊員は、かんきつ農家の後継者としての自立を考えているというところでございます。農業面において、自立に関しましては農地、倉庫、車、各種機械だとかといったような課題がございますけれども、これまでの協力活動の姿勢や定住への意欲、地域住民とのつながりなどが評価されて農家から貸与いただいているというような話まで進展して、自立の道が描けているのではないかというふうに考えております。

このように、協力隊の自立、定住に関しましては、本人の意欲や能力のみならず地域との良好な関係性を築くといったことが非常に大切ではないのかなというふうに思います。これこそまさに非常に大事なことでございまして、地域の方々がやはり理解をしてそれを受け入れていくといったようなことが求められていくのではないのかなというふうに考えております。

いずれにしても、以前も、これは平成21年から継続してる事業でございますが、こちらに残られた方々もおりますし、今後も残っていただける方もおられますので、そういった意味で地域で支えていかなければいけないなど、このように考えている次第でございます。

**○副議長** 4番田中徳博君。

**○4番田中徳博君** 今部長の答弁の中で地域で支えていくという言葉がありました。実際こちらに生活の根拠地を持っていただき、あわよくば家庭を持っていただき、西予市の人口増につなげてほしいといった思いがあります。

私の心に刺さっている言葉がありまして、その中の一つに人間は人間の愚かさによって殺されるという言葉がありまして、その言葉を耳にした途端、どちらの立場にも立ちたくないし、今世界を見たときにまさにこれだなという感じがしました。できるだけそういった立場に立ちたくない、

遠ざかっていたいというのがありました。

また、2つ目に一つありますのは、高校のとき大学の教授の授業を受けるチャンスがありまして、その中で健康についてという分がありました。WHO、世界保健機関で定義されている健康についてということで講義をいただきました。健康とは、ただ単に病気でないというだけでなく、周囲の人に融和して自分自身も生きていけるということを含めて健康だということがありました。まさにそのとおりだと思っております。そういった意味で、次の世代を育てる子供たち、またそういった環境づくりを我々周囲の人間が頑張っていないといけないと思っております。

以上で一般質問を終わります。

**○副議長** 次に、6番二宮一朗君。

**○6番二宮一朗君** 公明クラブの二宮一朗でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、今定例会最後の一般質問を担当させていただきます。

最後というのが3人というのがちょっと寂しいなと私なりに思うんですけども、けさ冒頭議長のほうからもありました、松島議員がお亡くなりになったと。本当に西予市を愛する彼がお亡くなりになったことは残念ですけども、その思いも含めて今回の質問にぶつけさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

大きく3項目今回質問させていただきますけれども、今定例会、話がたくさん出てきております地方創生、私もこの地方創生について、まず質問をさせていただきます。

まず、地方創生、いろいろ言われて、先ほど市長もこれは行政的なことでというご答弁もありましたけれども、この地方創生、国が目指そうとしているものでこの西予市はどういう姿が見れるのかなということをお聞きしたいなと。

そういう中で、まず西予市版総合戦略というのをつくられると思うんですけども、何をポイントにしてつくられるのかということ、きのうも代表質問の答弁の中にもあったと思うんですけども、重ねてになりますけれども、このポイントをお教えいただきたいと思っております。

**○副議長** 大平企画財務部長。

**○大平企画財務部長** 二宮議員にお答え申し上げます。

地方版総合戦略におきましては、平成26年1月に公布されましたまち・ひと・しごと創生法第9条に基づきまして、全国自治体において平成27年度中に策定することが努力義務となっております。つまり、つくらなくてもいいということですが、つくらなかつたらお金が来ないという関係でございまして、半分半ば強制でございまして。そのため当市でも鋭意検討しているところでございますけれども、先ほど元親議員からお話がありましたが、養父市が非常に特異なことをやっつけているいろいろな方々が視察に来ているというような話でございまして。これは分析しますと、どういうことかという、他の地域でやってないことをやっつけてるからにほかなりません。だから、変わったことをやらなければ意味がございません。

私どもはそういう視点に立ちまして、ジオパークが我々の特徴でございまして、こういったものを活用しまして他市と異なる貴重な地域の宝を生かした政策を考えて実行していくことが、西予市のブランドを確立していくことがこの地方創生について非常に重要な考えではないのかなというふうに考えてございます。

そのためには体制が必要なわけでございますけれども、これももうありきたりな話でございまして、今まで官は官ばかりでやってきているところがございましてけれども、今後はより一層産官学民、金融業界等々の各界の方々からの意見を反映できるような組織体制をつくっていく、これがポイントではないのかなと、このように考えているところでございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 最初に、今年度中に作成をするというところの答弁をいただきました。

今年度中といいますと、本当にあつという間に1年というは過ぎるわけですけども、今から大事な将来に向けての戦略をつくるに当たって、地域住民、市民の意見というのがどれほど反映されるのかと。今言われた産官学民、あと民、そういう中に本当に市民の思いがどれだけ入ることができるのかと、そういう仕組みというのはどのように考えておられるのかなと心配するわけですけども、そういう点を1点お伺いしたいと思います。

○副議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 二宮議員にお答え申し上げます。

ます。

ご指摘のとおり、市民の皆さんとともに知恵を出して、協力し合いながら、支えながら地域を盛り上げていかなければならないと、このように考えているわけでございますが、どのような体制でということでございますけれども、当然いろいろな方々から意見を聞いていこうと、このように考えている次第でございますが、市民の皆さんのみならずやはり黒船が必要ではないかなと、このように考えております。黒船とは何かというと、外国船がやってきてそれを打ち払えとかそういうことを言っているわけではございませんで、そういう外部の視点も非常に大事ではないのかなというふうに考えているところでございます。ここでは、やはり先ほど出てきました地域おこし協力隊と。こういった方々、やはり外部の視点で町を見てそれぞれで思いをはせていらっしゃると思いますので、こういった方々の協力もまた大事になってくるのではないのかなというふうに考えております。

先ほど申し上げた産官学民といったところに、さらにこの地域おこし協力隊の皆様のご意見、元地域おこし協力隊の方々でも構いませんけれども、こういった方々のご意見とまた住民のご意見を含めて考えていきたいなというふうに考えておりますが、ご指摘のとおり1年というはあつという間に過ぎてしまいますので、どこでどういうタイミングで何を聞いていくのかというのを考えながら今後進めていきたいというふうに考えております。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ぜひご期待をしたいんですけども、外部の知恵といいますか、そういうのを考えたときに、今「はちのじ」のほうの検討委員会等も先日まで行われまして、私自身もその中に加えさせていただきました。あと、外部から有識者等でワークショップとかそういうのをしてみたり、今までにない視点で取り組みを進めてるんですけども、終わってみたらやっぱり行政主導かな的なところがちょっと否めないというのが、今終わった自分自身の感想なんです。ぜひそういうことにならないような今回の総合戦略をつくっていただきたいという、それは私の希望ですけども、申し添えておきたいと思っております。

2番目として、今回の地域創生、一番重要なこ

とは、一極集中の都市圏から地方に人口を還流をさせていくというのが目的で、その中で地方を何とか再生していこうというのが原点じゃないかなと思うんですが、そういうふうな流れになったときに、本当に今の西予市でそういう受け入れる力とか産業とか、そういうものがあるのかなと思うんですけども、そういうふうな方向への取り組みはどのように考えておられるのかをお伺いをいたします。

○副議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答え申し上げます。

都会から地方への人口の流れを受け入れるための仕組みといったところはどうかというお話であったと思いますけれども、私ども西予市の特徴といたしまして、高速ブロードバンドによるインターネット網が張りめぐらされているといったような特徴がございます。もう一つは、これは宇和町に関してでございますけれども、松山空港から車で1時間というような距離にあるわけでございます。その松山空港もハブ空港として国際便が飛んでおりまして、都市部への行き来については過疎地域の中でも優位な地位にあるのではないのかなと、このように考えているところでございます。

そこで、都会から人を呼ぶためにはということですが、1つはテレワーク、もう一つはどこでも仕事ができる、つまり場所を問わない仕事に着目する必要があるのではないのかなというふうに思います。どこでも仕事ができる時代になったわけでございます。何も東京でやっている必要はありません。こういった方々は、時折、例えば田舎のほうで仕事をしておっても都市部への直接的な交流が必ず必要になってきますので、先ほど空港から1時間といったような距離というのは、こういった特性も含めれば、こういうような方々がお越しになるという可能性はゼロではないと思っております。これらの仕事を持った方々に来てもらうようにしなければいけないなど、このように考えておりますが、そのためには西予市が持っている宝をどういうふうに活用できるのかということにかかってくるのかなというふうに思っているところでございます。

まだまだ検討中の段階でございますけれども、例えば米博物館でございますけれども、非常に使われていない空きスペースがございますけれど

も、あのように非常に風情のある場所をリノベーションしていく、このような方々が働ける場所にしていこうといったようなことが考えられるのではないのかなというふうに思います。元親議員からご指摘がありましたインキュベーションという考え方なわけでございますけれども、そういった施設への衣がえというようなことも場合によっては考えられるのではないのかなというふうに考えております。

もう一つは、創業起業支援、これに取り組まなければいけないというふうに考えているところでございます。といいますのも、直近の年度において就業人口というのは約1万9,000人なわけでございますけれども、事業者数が750程度、33件の新設、設置、16件の閉鎖、解散というふうになってございます。こうすると、これは単純計算でございますけれども、開業率が4%ということになります。これは全国平均と比べますと、全国平均が4.75%でございますので、これと比べましても起業してる人がいません。仕事がない、仕事がないというふうに皆さんこちらに来ていろいろおっしゃるんですが、仕事がないのではなくて仕事を起こす人がいないと、そういうことでございます。これはデータの結果から明らかでございます。このため、平成27年度の当初予算に、起業創業支援を行うためのモデル的事業でございますが、経済振興資金供給モデル事業を経費として計上してるところでございます。これまで起業できなかったアイデアマン、バイタリティーのある方々に起業の機会を与える取り組みをモデル的に実施していきたいと、このように考えているところでございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今言っていたいただいた今定例会に出てきてる分については私も期待をしているところですけども、今回質問するに当たり、ほかに国の独立行政法人とかからの補助金とかというのは何かないかなと思ってちょっときのう調べてみたんですけども、部長の出身ですからおわかりと思うんですけど、総務省の中小企業庁のほうで創業支援事業計画と地域の元気創造プラン、そういう中でいろんな取り組みをされて、余り愛媛県は活用されていないというのが実感やったんですけども、去年からスタートして今までで213件が申請、登録されて、愛媛県では松山市と西

条と今治と、この3地域しかやってなかったんですけども、これが今部長が言われたやられてると何か似てるなという思いはしたんですけども、そういうのも今後ご活用していかれるような予定というか、できるかどうかというのはわかるかどうか、1点お伺いしたいと思います。

○副議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 なかなか鋭い指摘かなというふうに思っています。まさに創業支援事業計画というものを法律上つくと、いろいろお金が降ってくるという言い方は失礼ですけども、助成があるというようなことでございます。

実際、私どもとしまして、これをつくっていかなければいけないなというふうに考えてる。確かに、県内は3市しか登録しておりません。やっぱりこういうところを求めていかなければいけないということで、今私ども市の中で、まだ市長とも相談しておりませんが、チームをつくらせていただきまして、これに向けた動きを加速させてまいりたいと、このように考えております。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ぜひ進めていただきたいと思うんですが、市主導でそういうふうないいプランをつくっていただくのはもちろん大切なんですけども、西予市には27の広いたくさんの地域があって、先ほど市長のほうからご答弁あったように、それを自治センター的というふうな話で僕もわくわくして今その答弁を聞きよったんですけども、ぜひそういうふうに進めていただきたいんですが、そのためには地域、地域にやっぱり人が要るわけです。その人づくりを、最初はやっぱり行政が何らかの手助けをしてあげないと、地域の人というのを、昔やったら自分の財産を放り投げてでも何かやるぞみたいな人が政治家とかというのにあったというふうには聞いとりますけども、今の政治家や議員はなかなかそこまでできませんので、いつも言ってるように、本当に今の団塊の社会で荒波を乗り越えられてきた、ご定年を迎えられたような地域の人材がたくさんおるわけですけども、そういうふうな方をそういうふうな場に引き出すような行政の力というのが欲しいなと私自身は思っと思ってんですけども、そういうふうな人をつくるための施策というか、お考えがあるかどうかお伺いをいたします。

○副議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 議員にお答えいたします。

この地方創生は、まち・ひと・しごと創生ということで、人に着目しているわけでございます。人が仕事をつくる、そのためには町が前提としてあるということでございます。したがって、私どももこの人に着目していかなければならないと、このように考えているわけでございますが、西予市は、開明学校を初め、幕末、明治の時代には学びの場として非常に恵まれた環境にございました。当時は視察も非常に多かったと、このように聞いております。このような過去の財産を人づくりにうまく活用しない手はないと、このように考えているところでございます。

地域人材育成のために、愛媛大学の今度招聘いたします坂本教授でございますが、ぜひこの地域づくりのために人づくりを自分が率先してやってみたいというような力強いお答えがあって、その実現に向けて今国に対してもお金を要求したりいろいろしているところでございまして、まさにその地域において地域を愛し行動していく人や、産業においては創業、起業、事業拡大といったようなことを目指している人たち、またやっぱり次世代を担う子供たちのことも考えなければいけません。子供たちによりよい教育ができるような学びの場をやっぱり作り出していかなければならないと、このように考えているところで、議員のご指摘は非常に鋭いわけでございますが、私どもとしてはチャレンジしていきたいなと、このように考えています。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ぜひお願いをいたします。

続いて(3)のほうですけども、人口がふえるためにはやっぱり若い人っていうのが一番大事で、先ほど質問がありましたけども、その中でも、特に若者や子育て世代の人らが安心して定住をしていただく、西予市に住もうかなと思っていただくということがやっぱり一番大切じゃないかなと思うんですが、そういうふうな点のポイントというのは何かイメージをされているのかどうか最後にお聞きしたいと思います。

○副議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 議員にお答えいたします。

先ほど、子供づくり、よりよい教育という話があったんですけども、子育てに必要なことというのは、保育園や幼稚園の定員にあきがあるとか

近くに学校があるといったこと以上に、よりよい教育が受けられる環境づくりが非常に重要になってくるだろうなというふうに思っているところでございます。これは、親の通勤とは違いまして、子供を遠くまで通わせるといったことはあらゆる面で負担を強いられるわけでございます。よりよい教育を求め、それが受けられる場所、特に教育が充実している都市部へ流出している可能性というのは当然あるわけでございますので、こういったところに対策を立てていかなければならないと。

また、将来的に当市で地域社会を担う個性豊かで優秀な人材を確保するためにも、教育による人材育成が必要となってくるわけでございます。これは、先ほどのお答えにも重複いたしますけれども、学びの場をやっぱりつくり出していかなければいけないということで、長期的に見ても、まち・ひと・しごと創生について最も取り組んでいかなければならない施策だと、このように考えているところでございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 よろしく推進をお願いしたいと思っております。

それでは、質問項目の3点目。

地方創生の中でも産業の活性化というのが一番大事なんですけれども、西予市の産業といいますと一番は第1次産業、その中でも、私自身は宇和町に住まいを持っておりますので農業というのが気になるわけなんですけれども、一昨年の秋やったか、暮れやったですか、国が人・農地プランというのを発表いたしました。たまたま東京へ行く機会がありまして、東京で農林水産省の官僚の方にレクチャーを受ける機会がありました。人・農地プランのパンフレットを見た感じではすばらしいし、西予市でもぜひ今後必要な取り組みやなど私自身は感じて、どのように推進するんですかというふうなことをお聞きをいたしました。そしたら、またちょうどそんなとき四国へ説明に行ってるころぐらいですみたいな話やったんで、いつ来るのかなと思って自分自身はずっと待ちよったんですけども、なかなか実際的に、昔の水土里ネット的なのは進んですけれども、本当に今から僕は必要かなと思う農地中間管理機構、要するにつくりたい人が本当につくれる、つくってほしい人が預けられるような組織、集落営農といいますか、そういうふ

うなのが、特に西予市の私の周りには進んでるようには見えてないというのが今現状でありまして、ここのところの西予市の進みぐあいをまずお伺いしたいのと、農協が中心やと思うんですけども、役所としてどういうふうなかかわりを持っているのかということ、この2点をまずお伺いしたいと思います。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 二宮議員からご質問いただきました農地中間管理機構の役割と進捗状況でございますけれども、愛媛県では、農地中間管理機構として公益財団法人えひめ農林漁業振興機構がその役割を担っております。この組織は、農用地等を貸したいという農家、いわゆる出し手から、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手、いわゆる受け手のほうです、そちらに向けて農地の利用集積、集約化を円滑に進めるための中間的受け皿となる機構ということでございます。

この機構が出し手から農地を借り受け規模を拡大される受け手に貸し付けを行っているわけなんですけれども、当市の現状を申し上げますと、借り受け側からの要望が3件ございましたけれども、今のところ機構が農地を取得して貸し付けたという実績はございません。機構全体で見ましても、247件、391ヘクタールの借り受け希望に対しまして、実際に機構が取得をして希望者に貸し付けた件数は、3月1日現在でございますけれども、18件、24ヘクタールにとどまっております。つまり、受け手に対して出し手の割合が非常に少ない状況となっております、議員ご指摘のとおり、この機構の今の状況としましては十分に活用できているというような状況ではございません。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 そのとおりだと思います。機構のホームページを見てもそれしか載ってないし、西予市では実際にゼロというふうに記録をされておるんですけども、私が言いたいのは、そのどこがやってるかということなんです、西予市では。私の集落にはそういう案内も全く来てません。農地を貸したい人おりませんか、つくりたい人おりませんか。

きのう農業水産課とか農業委員会のホームページを見てみました。そういうところに載ってるん

かなと、自分が見てないだけなんかなと思いました。載ってません、農地中間管理機構の言葉が載ってません。どこへ言うていったらいいんだろうなど。ほかの農家の人は多分そこまでまだ調べてないから文句も出ないと思うんですけど、私は2年前からそれを待ちよる立場からすると、いつ来るのかなという思いで今回質問させていただいておりますが、どこで西予市はやっとんでしょうか。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 今のご意見は、農家の意見集約といたしますか、そちらのかかわりと捉えてよろしいのでしょうか。

(6番二宮一朗君「その前です」と呼ぶ)

先ほどご質問にございましたように、平成24年度から人・農地プランというのが始まっております。その中では、当然農家でのさまざまな意見を集約してというようなことで取り組みを進めておりますので、そういった場での取り組み、意見集約を行わさせていただいておりますのと、あとは、ご存じかと思えますけれども、中山間地域直接支払制度あるいは環境保全向上支援制度などの制度で取り組みをしていただいている組織がたくさんございます。そういった場でご紹介を申し上げているというような現状でございます。

まず、なぜこの利用が進まないのかという部分は、私どもも分析をさせていただいてるところですけれども、当市の現状では、農地の貸し借りに関しましてはこれまで個人間のやりとりが主流となっております。既に利用権設定をされて耕作者となっておられます受け手の農家が、わざわざ現状でその契約を解除いたしまして機構に貸し出すようなメリットがないのも一つだというふうに思っております。平成25年までに実施されておりました農地利用集積円滑化事業では、農地の受け手のほうの農家に規模拡大の加算、10アール当たり2万円がありましたけれども、中間管理機構には出し手に対する支援が重きになっておりまして、受け手の側の農家が積極的に働きかけるようなメリットがないのも一つだと思っております。また、地代のほうを米等で物納することが中間管理機構を通じた場合はできません。お金で機構への支払いということになります。そういった部分も、米価低迷の折、耕作者としては現状の利用権設定を継続するほうが無難だというふうに捉えら

れている部分もあろうかというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今の現状は、多分部長が言われたとおりやと思います。そういう中で、今現在は、多分そういう個人的な貸し借りというのが楽ですし、それで済んでるんだらうと思うんですよ。私が大事やと思うのは、今後10年先に西予市の農地がどうなってるかという心配の中でこれが必ず必要になってくるんじゃないかという思いで、早く集落、集落で話し合いをする場が欲しいわけですよ。

私個人が何ぼ言うたってなかなか進まないというのが現状なんで、今ちょうど我々の地域の一番の担い手になっていただいている人らはもう75過ぎた人らがたくさんふえとんです。それでまだトラクターに乗ったり田植え機に乗ったり、家族も心配しながらというのが多くて、これが10年先になったらこの人らの分はどこに行くのかなということと、これは今認定農家等でそういう専門的な農家を育成されてる、新規就農者を育成されてるというのはよくわかるんですけども、それだけでは絶対に賄えないし、この美しい宇和盆地を守れないと私自身は思っております。

今専業、兼業というのが、割合というのが僕自身はどれぐらいあるかわかりませんが、西予市でどのぐらい把握されてるかわかりますか。専業農家と兼業農家の割合というか、件数、わかりましたらお答えいただきたいと思えます。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 2010年に農林業センサスが実施されておまして、そのときの数字になりますけれども、専業農家が1,208件、第1種兼業農家、農業のほうを主にやられている農家が288件、それから第2種兼業農家、勤めなどをされておられながら農家もやられてるという方ですけれども、1,285件、全体は4,093件農家戸数という登録になっておりますので、そのほかの1,312件につきましては自給的農家といたしますか、大々的に収入を得られている農家とは違うというふうに判断しております。割合で言いますと、専業農家が29.5%ですから、全体の約30%程度になるかと思います。あと、面積ですけれども、田んぼのほうは1,700ヘク

タール、畑のほうが564ヘクタール、樹園地につきましては1,062ヘクタールとなっております。また、2010年のときの従業者の年齢ですけれども、男性が59.7歳、女性が62.2歳、平均しまして60.95歳、60歳を超えている状況となっております。

なお、農林業センサスにつきましては、2015年、今調査中ということですので、数字としてはちょっと古い数字になってしまいますけれども、そのような状況でございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 約3分の1が専業農家と言われましたけれども、その中で多分年を重ねてますんで大分減ってるんじゃないかなという想像はつくわけですけれども、面積が例えば単純に多分3分の1が専業農家ではないと思うんですよ、面積でいうと。兼業農家は、宇和町でいえばそこそこの面積も持つと兼業農家が多いというふうなことで、要するに専業農家ができなくなったときにその農地は誰が守るんぞということを私は心配してるというふうなことで、先ほど言われた、中山間の中でいろいろ話が出てるとかありましたけどももう一回調べていただいて、ほかの町、野村、城川のほうの農業者のほうは私はよくわからないんですけど、宇和町の中でどこが主になってそういう話を持っていったら、1回ぐらいは行ってるのかどうか。私は自分ところの集落の中で農業委員さんからも一回もそんな話は聞きませんし、農地中間管理機構の名前が一言も出てこないというのが問題じゃないかなと。上のほうだけで、農協の一部の人とか専業農家の一部の人とかだけで話が決まるとんじゃないかという心配をしとるわけですよ。だから、それを早く問題提起を各集落にできるようにお願いしたいなと思っておりますんで、ぜひよろしくをお願いします。

それで、今のが1番、2番で終わりましたんで、今国としては、先ほど言ったように、専業農家を中心に多分農業を進めようと思われてるんだらうと思うんですけども、西予市も同じように、今も専業、兼業ありましたけども、専業を中心に農業をやったらいいいというふうなお考えなのかどうかを最後にちょっとお伺いしたいと思っております。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 本市の場合は、海から山ま

での多彩な農業環境を備えております。そういった状況の中ではさまざまな農産物をつくるのが可能でございます。

しかしながら、年々、ご指摘いただきましたように、農家の高齢化や担い手不足が深刻化しておりますして、生産量自体が減少している状況にございます。また、主力の農作物であります水稲につきましては、先ほども申し上げましたとおり米価低迷ということでございまして、現在は主食用米から飼料用米への転換が加速している状況でございます。

今後もTPP問題などの影響も懸念されておりました、先行きとしては、ご指摘いただいたように非常に不安な状況が続くのではないかとというふうに考えております。

そのような状況の中で、市では、農業の基盤を強化するためには集落営農を推進していくことが非常に重要だと思っております。それを法人化していくことを検討しておりますして、本市の一部では集落営農を既に法人化し優良な経営を行われている経営体がございます。個人で耕作から農機具の整備、経理まで営農全般を行うということよりも、効率的で計画的に事業が行われております。法人であれば、さきの質問にも出ましたけれども、若い方を雇用して作業員やオペレーターとして育成していくことも可能になりますし、後継者にすることも可能でございます。農産物の生産だけでなく、販売、加工、6次産業化にも事業を拡大していくことも可能になってこようかと思えます。また、地域の高齢者や女性の方々にもそれぞれに役割を計画的に創出することで地域全体が活力を取り戻すことにもつながっていくのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今の現在の取り組みの中でそういう飼料米とかがだんだんふえてきてると。先ほど元親議員が、この宇和町は江戸時代、明治、ずっと続いてお米が市の立派な産業やったというふうなことを言っていたいただきましたけども、特に愛媛県内でも宇和米というのは名前が知れとるわけですけども、宇和米がとれる土地で飼料用がふえていくというのはちょっと見るに忍びないというのが私自身の思いでして、できたら本当に今言われたような集落営農を早くしたいというの

が、早く実際に各農業をされてる方が考えていただけの場所とかそういうのをつくっていただきたいと思うのが私の一番の今の願いでして、その中でそういう専門的な何とか米、何とか米というのをもっともっと売りに出せるんやないかなというふうに思ってますんで、ぜひそこを進めていただきたいなと思っております。

先ほど言った、私んところには見えないと、ほかの人には見えとんかもしれませんけども、私んところに早く見えるような集落営農への取り組みとか農地中間管理機構の取り組みをぜひお願いしたいと思っております。

それでは、続きまして大きな2番、西予市の社会保障についてちょっとお伺いをしたいと思います。

介護保険制度の見直しというのを第1番に上げとるんですけども、今回第6次の介護保険計画を策定されたりとか、また国においては介護報酬の改定、全体的に2.27やったですか、引き下げというふうなことも言われてますけども、それが今の実際の西予市にどう影響があるのかなということで、まずどのぐらい介護認定をされてるのか、そして今後ふえるであろうそういう認定者をどのように想定をされてるのかをお伺いをしたいと思います。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の要介護の認定状況でございますが、昨年の10月末時点でございます。要介護、要支援認定者は3,340人です。内訳としましては、要介護1から5までの方が2,408人、要支援1と2の方は932人となっております。認定者の割合なんですけれど、65歳以上の高齢者人口の約2割の方が認定を受けられておまして、およそ5人に1人がサービスを利用されております。

この第6期介護保険事業計画の期間、つまり向こう3カ年の推計では、本市における65歳以上の高齢者人口でございますが、この期間中にピークを迎えると推計されております。また、それから徐々に減少すると見込んでおります。

しかし、介護認定率でございますが、年間4%から5%の増加を見込んでおまして、平成29年度には約4,000人弱と推計をしておるところでございます。

以上でございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 だんだんふえてくるということで、以前も質問させていただきました地域包括ケアシステムですけども、私が質問させてもらったときはまだ皆さんがその言葉自体を余り聞いたことがなかったんじゃないかなと思うんですけども、何かその質問した後ぐらいから本当にテレビ、新聞等で地域包括ケアシステムを早うつくらなあかんとかというふうなことが日々出ておまして、今部長のご答弁で、僕は地域包括ケアシステムが10年先のことを考えてお話ししたんですけども、もう10年どころではない、本当に2年、3年、4年先に何とかせないかんのという状況が多分今の結果でわかるんじゃないかなというふうに思うんですが、部長も認識はされておったんですけども当時、その後どういふふうな地域包括ケアシステムに向けて取り組みをされているのかお伺いをいたします。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の地域包括ケアシステムの構築に向けた推進状況でございますが、4月から介護保険の新たな計画期間がスタートします。まさに制度の大転換でありまして、地域包括ケア計画と位置づけられる重要な取り組みが始まるところでございます。

地域包括ケアシステムという仕組みでございますが、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう医療や介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供されるもので、ひとり暮らしの高齢者の方や高齢者のみの世帯が増加する中で、従来の介護サービスだけで対応できないさまざまな問題に住民の皆様が参加して地域の総合力で立ち向かおうというものでございます。その核となるのが地域ケア会議でございまして、高齢者の支援という個別事業にとどまらず、地域課題の発見や地域資源の開発など多数の専門職が連携しながら進めているところでもございます。

今後は、その課題やアイデアが市の政策形成につながっていくような取り組みが必要だとも考えております。ほかにも、在宅医療と看護の連携、認知症対策の推進、そして生活支援サービスの充実が必要になってまいらるだろうと考えております。これら全てにおいて、介護だけではなく医療や保健、地域づくり組織との協働など多種多様な

連携が必要となってまいりますので、行政内部においても組織横断的な連絡調整を積極的に進めているところでもございます。さらに、官民枠を超えた取り組みも重要であり、商店や事業所などへも働きかけ、見守りなど事業推進にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ケア会議等で多少は進んでいるのかなと思うんですけども、先ほど言ったように、全てが、いいですよというふうな形ができて、はい、どうぞというふうになるには相当時間がかかるんじゃないかなというふうに今のお話を聞いてちょっと思いました。

その中で、特にやっぱり急がなければならない項目ですよ、西予市の中において。優先項目と、それを早くするための西予市としての課題がもしわかってたら教えていただきたいと思えます。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の取り組みへの最優先項目と乗り越えるための課題についてでございますが、地域の中で生活支援を必要とされる高齢者の方、とても多いと思えます。その一方で、サービスの担い手として期待される元気な高齢者の社会参加が重要な役割を果たすものと考えております。まさに住民による地域での支え合い活動、これを高齢者の生きがいがづくりや介護予防につなげていこうとする取り組みも大切だとも思っております。

現在の介護度が要支援1と2の方の介護プランを分析してみますと、交流の場としてのデイサービスの利用や日常生活での掃除、洗濯、買い物など、簡単な支援があれば十分に自立した生活を送れる方が多いというような結果も出ております。このような支援の仕組みを地域の力で実現できるように、例えばモデル地区を選定して実践的な取り組みを考えていこうというのが目下の最優先課題でもございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 まさに認識は同じであります。今言われたモデル地区を本当に早く、我々の地域でもそういう組織ができて皆が支え合う一人一人になれればいいなと思うんですけども、モデル地区をつくられるという詳しい状況がもしわ

かりましたら教えていただきたいと思えます、どういう状況でされるのか。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのモデル事業でございますが、私たち担当者のほうで考えていることは、来年度から高齢者の活動支援としてまずこれに係る経費を今回予算に計上させていただいております。

現在、集会所などを利用してサロン活動を行っておりますが、集いの場としての機能の上に支援が必要な高齢者に対する買い物や掃除と言った簡単な生活支援の機能を追加していけないかなということでございます。

モデル地区を選定して地区内の高齢者の困り事の把握を行いまして、調査結果をもとにサロンの支援者と活動をすり合わせていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 先ほども部長言われましたけども、本当に今買い物代行とか外出の支援とか、中には電球がちょっと切れたんやけど背が届かんけんかえれんのよとかそういうふうなちょこっとした生活支援が、本当にそれでお困りの人がたくさんおられるし、それさえクリアできたら本当に家で暮らし続けることができるというのが、そういう方がふえてるのは現状だと思います。本当に先ほど言ったそれこそが地域包括ケアシステムの根本なんですけども、今まで私も、先ほど言われた元気な高齢者によるボランティアポイント制度とかというふうなことも提案してきましたけども、今有償のボランティアとか、視察とか行かせてもらったら、例えば買い物へ連れて行ったら200円でとか電球をかえるんやったら100円をかえるよとか、地域の近所の人がそういうお手伝いをしてくれる、お金が要ることで頼む人も頼みやすいというふうなことが今ふえてます。それを本当に早くしたいんですけども、先ほど市長が住民自治の話の中で自治センターとかという話をされたんですけども、そういうのが住民自治の話の中に、今みたいな形が早く入っていただければ僕は進むんじゃないかなと思うんですけども、そういう点はいかがでしょうか、そういうところにお話を持っていくということは。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今のご質問についてお答えいたしますが、私も先ほど自治センターの問題を言いましたけれども、これは理想の追求です。

現的に、雲南もそういうことをされとる自治センターの地域があります。それとか、例えば香川県の三豊なんかも運営の仕方としてそういうことをされてるところがあるんです。私たちもそういう先進的な事例は、いい事例は検討して、今のようなことを早くやればいいのかなどという気がします。そういうことを含めまして、これも、うちも地域づくり交付金制度の見直しをことし1年間かけてやって来年度から新しく地域づくり交付金制度のあり方を検討しますので、その段階でそういう移行制ができるかどうか等を含めて勉強していきたいと、このように思っております。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 先日行われた地域づくり交付金の、先ほど言われた島根県のケーブルテレビで私も拝見しよって、そこで部長や市長が最後言われよった言葉で住民自治が進むかなと思っ自分の中では期待をしとるんですけども、本当に今、先ほど言ったように、27の西予市では広い校区というか地域がありますんで、そこの人らが自分らが考えるということが一番大事なことやないかなと、地域、地域でやっぱり実情は違うと思ひます。だから、そこはやっぱり自分らのこととして捉えていくということが大事やと思ひますんで、ぜひそういうところに加えていただけるように、5年目ですか、地域づくり交付金の事業、取り組みをお願いしたいと思っております。

それでは、その次の認知症対策なんですけども、今認知症のほうは、特に我々の地域でも徘徊で行方不明になられたりとかということ、目に見えて認知症の対策というのは必要になってきてる現状じゃないかなと思ひますが、そういう中で国が今回オレンジプランというのを示してきましたけども、市としてはそのオレンジプランをどのように捉えられとるのか、簡単をお願いしたいと思います。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の新オレンジプランのポイントについてでございますけれども、高齢化に伴います認知症の増加への対応は今や世界の共通の課題となっております。平成24年に現在のオレンジプランが公表されましたが、

これを改めまして、認知症施策推進総合戦略として新オレンジプランが本年1月に発表されたところでございます。団塊の世代が75歳以上となる2025年、10年後の平成37年を目指し、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のいい環境の中でみずから自分らしい暮らしを続けることができる社会を実現しようとするものでございます。

プランでは、具体的な施策として7つの柱を掲げております。第1に認知症への理解を深めるための普及啓発の推進、第2に認知症の容体に応じた適時、適切な医療、介護などの提供、第3に若年性認知症施策の強化、第4に認知症の方の介護への支援、第5に認知症の方を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、第6に認知症の予防法や診断法、リハビリモデルなどの研究開発及びその成果の普及、最後に認知症の方やその家族の視点の重視であります。これらによって、認知症高齢者などに優しい地域の実現を国を挙げて取り組んでいこうとするものでございます。行政ばかりでなく、民間企業の活力や地域住民などがそれぞれの役割を果たしていくことが重要になると考えております。

なお、本市におきましても来年度から認知症地域支援推進員を配置しまして、認知症についての相談や本人、家族への支援をより行えるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 認知症、特に周りの人が理解をする、また地域が理解をするということが大切というふうに言われております。

その中で、市のほうでも認知症サポーターですか、そういうふうなことをやられとると思ひますし、私も先日50人ぐらいですけども認知症サポーターの講義を受けまして終わったところなんですけども、そういうふうな取り組みを進めていくことが必要なんかなと思ひますが、この間お聞きした中で高山のほうで何かやられたというふうには、模擬訓練やったですかね、言われたと思ひんですけども、詳しい状況と結果をわかればまた教えていただきたいと思ひます。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 先月でありますけれど、明

浜の高山地区で行いました徘徊SOSネットワーク模擬訓練というのを実施しました。地区の住民の皆さん、スタッフ約100人が参加し、徘徊のモデル訓練を行いました。市としましては初めての取り組みでございましたが、路上を徘徊する8人の徘徊役に対し、それぞれのグループが声かけや接し方など実際の対応方法を学んだところでございます。参加者からは、持ち物に名前が書いてあるのを見逃さないでとか、みんなで周りを取り囲んでしまわないようになど、アドバイスを受けながら声かけのタイミングや話題の探し方、工夫しながら取り組んでまいりました。後日開催しました報告会では、認知症への正しい理解を深めるため訓練を継続することの必要性や対応訓練の充実などについても意見が出されたところでございます。

地域における継続的な取り組みはもとより、このような訓練を市内全域へと展開していくことも必要だと考えております。

以上でございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今後そういう訓練が市内で広がっていけばいいかなと思いますし、前回の定例会でも源議員のほうで徘徊の件で九州のほうのある市の取り組みをご紹介されておりましたけども、やっぱり我々がふだんから徘徊の、この人徘徊なんやなという、認知症なんやなということがふだん歩きよって理解できる目印というか、そういうものを早く市のほうで示してもらうて進めていただくと、そういうことがあるんですということに住民に周知していくと徘徊での行方不明とかそういうふうなものもなくなるんじゃないかなというふうに思いますんで、そういう点もあわせて進めてもらえればと思っております。

それで、認知症がふえていく中で在宅でほとんど見られてるわけですから、途中何が起こるかわからないというか、病気として。そういうときに相談する体制が必要かなと思うんですよ。

消防長にお聞きしたいんですけども、例えば夜中にそういうこの人認知症やなというふうなことが、どのぐらい救急として来ているのかという状況がもしわかれば教えていただきたいと思えます。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 それでは、二宮議員の質

問についてお答えしたいと思います。

けさの報道を見ますと、東京では23区の通信指令室が9分間ふぐあいを発生したというような報道をされておりました。もちろん、皆さんご存じのとおりとは思いますが、通信指令業務というのは年間365日24時間体制で業務を行っております。その中は、救急、火災、救助等はもちろんのことではあります。今おっしゃられましたようないろんな通報がございます。その中で、あくまでも普通に話されとって、そして現場へ行ってみるとこの人は認知があるんですというような事例も最近多くなっております。また、通報の段階で意味不明なことがあったりする通報もありまして、通報にはもちろんクレーム的なものもあります。いろんな通報がある中で聞き分けのような、いろんなことでコミュニケーションを持った中でそれを仕分けをするような状況であります。

以上です。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今救急の状況をお聞きしたのは、24時間、夜中にあつたときにごこへ連絡していいかわからないという状況がやっぱり起こると思うんですよ。実際に私自身そういうことがありまして最近、救急車しか思い浮かばなんでもんかから119番へ連絡してとりあえず来ていただいたんですけども、来ていただいて本人ともいろいろ話をすると結局病院へ行かないとかといつて帰っていただくような状況になりまして、救急の方には大変申しわけない、迷惑をかけたんですけども、そういうときに、例えばごこへ連絡したら、こういう場合はこうですよというふうに対応していただけるような体制というのが市のほうであればいいかなと思うんですが、そういうふうなことはお考えはどうでしょうか。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の24時間相談できる体制についてでございますけれど、高齢者の総合相談窓口であります地域包括支援センターでは24時間電話対応ができるような体制をとっております。ただ、深夜などには相談を受けても連絡する機関などへ引き継ぐことができない状況もございます。しかし、そのような場合も家族の悩みや相談に寄り添い助言を行うほか、緊急性を判断して救急や警察への連絡対応などをとれる体制を整えているところでもございます。

24時間体制につきましては、市と地域包括支援センター、警察、消防がそれぞれの対応を円滑に図る中で必要な連携をとっていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○副議長 残り時間わずかでございます。手短かに発言をお願いいたします。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 私も時間を見ながら質問させていただいておりますが、またいつもどおり最後がちよっと質問できないなと思って、申しわけなく思っております。

今部長のほうがお話いただきました、地域包括支援センターで対応してるということで、夜中もし例えばこうですと、医療との連携はなかなかできませんよというふうなことであっても電話をする場所があるということが家族にとっては安心だし、聞いていただけるということが物すごく安心なんです。私自身はちょっとそれを知らなかったんですけども、そういうことを周知をしていくっていうことも大事だと思うんですよ。そういう周知する機会を工夫をしていただければなど、ありがたいなと思っております。

3番目、学校の跡地利用ということでお聞きしたかたんですけども、多分準備もしていただいとると思うんですけども、議長のほうもご心配いただいておりますんで、次には入らずにここで私のきょうの一般質問を終わらせていただきたいと思っております。大変にありがとうございました。

○副議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩します。(休憩 午前11時49分)

○副議長 再開いたします。(再開 午後1時00分)

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑内容については大綱のみに願います。

(日程2)

○副議長 日程第2、議案第1号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について」から議案第29号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」までの29件を一括議題といたします。

まず、議案第1号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第2号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準等を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第3号「西予市景観条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第4号「西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」から議案第29号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」までの26件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 一つだけ質問させていただきたいと思っております。

議案第12号「西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について」、合併によって宿舎をそこから外すということに関しては異議があるわけじゃないんですが、これに対して関連でございまして、これからどういう運用をされるのかということだけお聞きしたいと思っております。

○副議長 増田教育部長。

○増田教育部長 学校再編によりまして、教職員住宅につきましても随分と使用がなくなってくるだろうと思っております。

平成22年に西予市教職員宿舎の再編計画をつくっておりますので、再編計画に応じまして転用あるいは取り壊し等々につきまして運用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

○副議長 次に、日程第3、議案第32号「市道路線の廃止について」から議案第37号「西予市営土地改良事業の施行について」までの6件を一括議題といたします。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番宇都宮明宏君。

○10番宇都宮明宏君 ちょっと暫時休憩をお願いします。

○副議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後1時04分)

○副議長 再開します。(再開 午後1時04分)

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○副議長 次に、日程第4、議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 予算書の166ページの道路新設改良費というところの分で、以前にもありましたけど、JR石城駅の踏切の横の市道が26年度から大分計画に向かって動き出したということになっておりますが、その後の動きというか進捗状況、どういうふうになっておりますでしょうか、ご説明お願いいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまご質問いただきました市道の関係、岩木地区101号線改良事業に伴うものだと思いますけれども、JRとの協議等は順調に推移をしております、今年度の600万円の詳細については私ちょっと今確認をしておりますので後ほど報告させていただきますけれども、事業費として上げて取り組んでいる状況で、予定どおり進んでいるという状況でございます。

○副議長 ほかにございませんか。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 予算書156ページの商工費、先ほど一般質問でも大平部長のほうからご説明をいただきました経済振興資金供給モデル事業1,940万円についてでありますけれども、本当に新しい事業で期待が持てるところではあるんですが、これをどのようにして起業者とかそういう人に知らず方法とか、そういうふうなと

ころがもしわかっておれば教えていただきたいと思えます。

○副議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答え申し上げます。

西予市の特徴なのかもしれませんが、こういった取り組みをすると余りアピールしないまま事業が終わってしまうといったようなことが多々ございます。私もこちらに来てそういったことは防がなければいけないと、このように考えておりました、今国のほうで出てます地方創生先行型の交付金がございますが、これが6,800万円ほど来るわけでございますけれども、こちらの中から100万円ほど使わせていただきまして庁舎の前に垂直幕とか、そういったところで市内にいろいろなアピールをしていこうと、そのように考えているところでございます。

また、それだけにとどまらずいろいろな場で発言させていただきたいなというふうに思っておりますが、具体的などころについてはまだ現在検討中でございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

先ほど部長も言われましたように、本当に知らん間に終わってしまったでは困りますので、我々も市民の人にアピールをしていきたいなと思っておりますので、内容が早くわかるように、市も動いてるんだよということもわかるようにぜひ進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長 ほかにございませんか。

14番森川一義君。

○14番森川一義君 126ページの国工事関係委託料、測量設計監理委託料1,674万円と工事関係委託料、測量設計監理委託料770万円とありますが、ちょっと金額が多い感じがしますので、説明をお願いいたします。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのご質問の汚泥再生処理施設整備事業費に係ります委託料でございますが、今回この事業費につきましては3カ年をかけて実施しております。今回平成27年度分につきましては予算を計上させていただいております。

内容につきましては、今回新しく西予市衛生センターのバキュームカーの搬入路道路等の設計委託料も含まれておりました、その辺を予算計上さ

せていただいております。またあわせて、先ほど申しましたように、27年度に係ります本工工事の設計施工管理委託業務なども計上しております。以上でございます。

以上でございます。

○副議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 ページ168ページ、6目用悪水路費、15節工事請負費2,868万4,000円、これにつきまして先般舗装工事費というふうな説明を受けましたけれども、舗装工事費だけなのか、また何カ所、どの地域を予定されとるのかお伺いをいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまご質問いただきました用悪水路維持管理事業のうちの工事請負費2,868万4,000円の関係でございますけれども、これは砂防工事南蔵貫浦川流水水路の改修工事に2,700万円を使用させていただいております。

以上でございます。

○副議長 ほかにございませんか。

13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 今回の予算編成作業に当たって、企画財務部長、大平部長なんですけど、初めての作業編成をされた。日によっては午前3時ごろまでかかった日もあるというふうに聞いております。私は近隣の自治体の予算を見ておらずと4万1,000のこの町の予算規模としては283億円というのは非常に大きな金額やと思うんですけども、部長が見られて、西予市の4万1,000の町で財政規模としては妥当な数字っていうんですか、額というものがわかれば教えてください。ちなみに、歴代の部長に私も聞いたことがあるんですけども、大体200億円前後じゃないかなというのが歴代部長の考え方です。

それともう一点、これは私が市民の方からぜひ聞いてくれと言われたんですけども、大平部長は非常に財政が西予市は危機だと、民間的に言えばもう倒産寸前だというふうに話されると言われるんです。その点、また市長は市政報告では西予市の財政は大丈夫だというふうに話されると、どちらが本当なんだというふうに聞かれる方がいるんですけども、お答えいただいたらというふうに思います。

○副議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 沖野議員にお答え申し上げます。

非常にいろいろ質問が多岐にわたってちょっと動揺しておりますけれども、予算規模に関しまして、まずお答え申し上げたいと思います。

予算規模、確かに近隣市町等人口規模が同じようなところと、面積比でも同じようなところと比較しますと私どものほうが多い傾向がございます。これは確かな状態でございます。では一方、じゃあ幾らぐらいが妥当なのか、確かにそれはその時々々の財政需要に応じて予算編成を組まなければいけませんけれども、歴代部長がご答弁しているとおりの200億円でいいのかわかっていうのは私は正直この場で直感的に申し上げることはできないかなというふうに思っています。確かに、280億円というのは多いなとは思いますが、これを絞っていかねばならないと、このようにも思っている次第でございます。

きのうでしょうか、私も答弁させていただきましたが、借金に当たる地方債残高が、来年度末でございますけれども予定といたしまして367億円余りになるわけございまして、貯金の約3倍ということでございまして、普通の一般家計からすればちょっとどうかなってような形になっているわけでございます。

それで、その次の質問に対してお答えになるわけでございますけれども、倒産寸前かどうかという話になれば、民間企業でも当然借入金と預金と、バランスシート上倒産寸前ではないということになります。ただ、このままの財政状況のペースで行けばこれは将来どうなるかわからないという点において、言葉は悪いかもしれませんが、危機的な状況に陥ることはかなり確実なところだと思います。

以上です。

○副議長 三好市長。

○三好市長 沖野議員のご質問について、私もちょっと言われましたので一言つけ加えておきたいと思っております。

予算規模等々については、まず基準財政需要額が根底にあって、それを幾らプラスするかということになるかと思うんです。うちの280億円台っていう数字が多いとは私は決して思っておりません。といいますのは、地域経済を支えるためには私たちは努力をして、そこに予算を投入して

地域経済を支える要素もありますので、その辺のところでは単純に物事を予算だけで判断する、例えば予算の中には積み立てするやつも年間規模の中で予算として入れるんです。だから膨らんだりするんです。だから、あれの数字だけで見て280億円が大きいとか少ないっちゃうのはちょっと判断しづらいと思うんです。

もう一つは、大平部長、国から来ておりますので国の目線でうちのあれを見ていただいとるんだと思いますけども、うちの西予市の財政の状態っていうのは私自身は悪い状態ではないと思っています。指数から見ていただいてもおわかりのとおり、悪い指数でもありません。

もう一つ、起債が367億円という中で、約九十数億円は臨時財政対策債なんです。本来は市が交付税としてもらってないといけんのを国が今金がないのでとりあえず臨時財政対策債として借りてくれと、いわゆる貯金をしとるんです。この中の九十数億円は貯金なんです。おわかりですか。あと、合併特例債あるいは過疎債、辺地債、辺地債は80%、過疎債が70%、いわゆる交付税の中に措置されるということになっておりますので、私どもが以前からお示ししましておるとおり、約110億円から120億円の借金の状態に私たちはあると、このような判断をしております。ということは、予算の中にもご説明いたしましたけども、117億円は私どもは積み立てをしとるわけでありまして。

そういうことを考えたときに非常に健全な状態にある程度にある、私はそのように判断しております。

以上です。

○副議長 13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 市民の方もこれはテレビを見られて非常に安心されたんじゃないかと思えますけども、もう一つ、今市長が基金の117億円のことを言われたんですけども、大体が、だけでも目的な基金が多いんです。これをずっと目的の基金のまんま置いていくのか、そのまま、ある程度の時期が来ればもう一緒にして西予市は一緒になったんだから一緒に使う道は何でも使えるというような方向に行くのか、それを一つだけお伺いしたいと思えます。

○副議長 三好市長。

○三好市長 今の沖野議員のご質問は基金のつく

り方だと私は思っております。したがって、目的基金をいかにしてつくっておくかっちゃうと、やはり将来へのそういう目的を持って基金をつくっておくと、私は大事だと思っております。したがって、財政調整基金だけ積み立てるだけでは、確かに財政調整基金を積み立ててあると出勤はしやすいんですけども、私はこれは財政調整基金は今ほどの三十数億円台でいいと思っておるわけです。

私の全体の発想として、合併したときに全ての基金で、5つの町で持ってきていただいたのが50億円です。その中で三位一体の改革があって約40億円前後ぐらいに陥ってしましまして、私はそこから出発やったんです。行財政改革を敢行して、私の理想としては合併のときに80億円持ってきていただくということを理想としておりましたけれども、皆さんのところにそれだけの持ってきてもらっとる余力がない町がありました。したがって、50億円というところに合意を受けて50億円にしたんですけども、そういう状態の中で40億円ぐらいまで減ってして、私の理想としては80億円でありましたんでそれは超えてきたということでおりますが、目的基金の問題は、目的基金が終わるといわゆるその中で残金は一般会計にもう一回繰り戻すわけですから何も問題はないと、このようにも思っておるところであります。

以上です。

○副議長 ほかにありませんか。

18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 それでは、施政方針にありました平成27年度の予算案についての説明がございましたけれども、その中で本年度の予算につきまして、公共施設等総合管理計画策定事業というのがございます。前段にもありますように、旧5町時代から保有している公共施設等は既にその役割を終え利用が十分とはいいたいがたいもの、またマンネリ化し活動が先細りしているものや老朽化が進んでいるものがありますと、これらは全て維持管理していますと。

今後、これらについての、人口が3万人になり、そしてまた老朽化した施設も維持管理費が要するというような中で本年度公共施設等総合管理計画の事業がなされておりますが、これのシミュレーションとか、そして今後どのようにして考えてるのか基本をお聞かせ願ったらと思えます。

○副議長 宗総務部長。

○宗総務部長 ただいまのご質問でありますけれども、たくさん西予市の中では公共施設を抱えているということはもうご存じかと思えます。合併当初から余りその施設については変動がないというふうなことで旧町からの持ち寄りがほとんどであって、それに対してそこで維持管理費がかかり人件費がかかっているという状況でありまして、今の財政的な状況からして、また人口の減少等々から鑑みましてその見直しというものは必須であるというふうなことで、今は施設を賢く使っていく、長く延命といいますか、長寿命化していくというふうな考え方を持っておりまして、その見直しを進めていこうというふうな考え方で今回予算も計上をさせていただいております。

基本的には、維持管理で必要な行政財産がございます。それにつきましては当然のように維持管理をしていきますが、目的を達成した施設、そういったものにつきましては見直しもしていかないといけないのではないかというふうな考え方でございまして、全体的にはそれぞれの施設ごとに目的そして使用の状況等々を総合的に勘案しました計画をつくっていきたいというふうなことで今進めていきたいと考えております。27年度、そしてできれば28年度の早い段階に計画ができればいいのではないかというふうな考え方で今おります。

以上、答弁といたします。

○副議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

○副議長 次に、日程第5、議案第51号「平成27年度西予市授産場特別会計予算」から議案第62号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件を一括議題といたします。

これより本案12件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案48件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表及び特別委員会付託表のとおり、各委員会へ付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案について十分に審査を行い、本会議最終日に委員会審査の経過及び結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月19日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時27分

平成27年第1回西予市議会定例会会議録(第4号)

- |              |            |         |        |
|--------------|------------|---------|--------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成27年3月19日 | 城川支所長   | 田村 剛   |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場    | 三瓶支所長   | 西園寺 良徳 |
| 1. 開 議       | 平成27年3月19日 | 消防本部消防長 | 菊池 直   |
|              | 午後2時00分    | 総務課長    | 道山 升文  |
| 1. 閉 会       | 平成27年3月19日 | 財政課長    | 山岡 薫彦  |
|              | 午後4時37分    | 監査委員    | 正司 哲浩  |

1. 出席議員

- 1番 源 正 樹
- 2番 井 関 陽 一
- 3番 菊 池 純 一
- 4番 田 中 徳 博
- 5番 中 村 敬 治
- 6番 二 宮 一 朗
- 7番 兵 頭 学
- 8番 小 野 正 昭
- 9番 松 山 清
- 10番 宇都宮 明 宏
- 11番 欠 員
- 12番 元 親 孝 志
- 13番 沖 野 健 三
- 14番 森 川 一 義
- 15番 藤 井 朝 廣
- 16番 浅 野 忠 昭
- 17番 岡 山 清 秋
- 18番 酒 井 宇之吉
- 19番 兵 頭 勇
- 20番 山 本 昭 義
- 21番 梅 川 光 俊

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |         |         |
|---------|---------|
| 市 長     | 三 好 幹 二 |
| 副 市 長   | 九 鬼 則 夫 |
| 教 育 長   | 宇都宮 又 重 |
| 公営企業部長  | 平 野 松 市 |
| 会計管理者   | 奥 野 柳之介 |
| 総務部長    | 宗 正 弘   |
| 企画財務部長  | 大 平 利 幸 |
| 産業建設部長  | 二 宮 紀 夫 |
| 生活福祉部長  | 横 山 博 文 |
| 教 育 部 長 | 増 田 敬 介 |
| 明浜支所長   | 宇都宮 松 夫 |
| 野村支所長   | 松 川 伸 二 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 長 井 関 通 夫
- 議事係 長 佐 藤 陽一郎

1. 議事日程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

- |   |           |   |           |  |
|---|-----------|---|-----------|--|
| 1 | 陳情第 1 号   | 「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守る陳情書   | 議案第 1 3 号 | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について  |
| 2 | 議案第 1 号   | 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について | 議案第 1 4 号 | 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第 2 号   | 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について   | 議案第 1 5 号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第 3 号   | 西予市景観条例制定について   | 議案第 1 6 号 | 西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第 4 号   | 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について   | 議案第 1 7 号 | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第 5 号   | 西予市総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 1 8 号 | 西予市野村町地域青少年健全育成基金条例を廃止する条例制定について   |
|   | 議案第 6 号   | 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 1 9 号 | 西予市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について  |
|   | 議案第 7 号   | 西予市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 0 号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について   |
|   | 議案第 8 号   | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について   | 議案第 2 1 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について   |
|   | 議案第 9 号   | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 2 号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第 1 0 号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 3 号 | 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について   |
|   | 議案第 1 1 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について                    | 議案第 2 4 号 | 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について |
|   | 議案第 1 2 号 | 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 5 号 | 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定  |

議案第 2 6 号	定について 西予市獣肉処理加工施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第 6 1 号	平成 2 7 年度西予市病院事業会計予算
議案第 2 7 号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第 6 2 号	平成 2 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 2 8 号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	3 選任第 1 号	西予市環境衛生施設建設特別委員会委員の選任について
議案第 2 9 号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	追加 議案第 6 3 号	朝立会館建築工事変更請負契約について
議案第 3 2 号	市道路線の廃止について	議案第 6 4 号	平成 2 6 年度西予市一般会計補正予算 (第 1 0 号)
議案第 3 3 号	市道路線の認定について	議案第 6 5 号	平成 2 6 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 6 号)
議案第 3 4 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 6 6 号	平成 2 6 年度西予市病院事業会計補正予算 (第 5 号)
議案第 3 5 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 6 7 号	西予市副市長の選任について
議案第 3 6 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 6 8 号	西予市固定資産評価員の選任について
議案第 3 7 号	西予市営土地改良事業の施行について	発議第 1 号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
議案第 5 0 号	平成 2 7 年度西予市一般会計予算	発議第 2 号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 1 号	平成 2 7 年度西予市授産場特別会計予算	発議第 3 号	西予市創生特別委員会の設置及び付託について
議案第 5 2 号	平成 2 7 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	選任第 2 号	西予市創生特別委員会委員の選任について
議案第 5 3 号	平成 2 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	議員派遣の件について	
議案第 5 4 号	平成 2 7 年度西予市国民健康保険特別会計予算		
議案第 5 5 号	平成 2 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		
議案第 5 6 号	平成 2 7 年度西予市介護保険特別会計予算		
議案第 5 7 号	平成 2 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算		
議案第 5 8 号	平成 2 7 年度西予市公共下水道事業特別会計予算		
議案第 5 9 号	平成 2 7 年度西予市簡易水道事業特別会計予算		
議案第 6 0 号	平成 2 7 年度西予市水道事業会計予算		

本日の会議に付した事件

- |   |           |   |           |  |
|---|-----------|---|-----------|--|
| 1 | 陳情第 1 号   | 「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守る陳情書   | 議案第 1 3 号 | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について  |
| 2 | 議案第 1 号   | 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について | 議案第 1 4 号 | 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第 2 号   | 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について   | 議案第 1 5 号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第 3 号   | 西予市景観条例制定について   | 議案第 1 6 号 | 西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第 4 号   | 西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について   | 議案第 1 7 号 | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第 5 号   | 西予市総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 1 8 号 | 西予市野村町地域青少年健全育成基金条例を廃止する条例制定について   |
|   | 議案第 6 号   | 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 1 9 号 | 西予市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について  |
|   | 議案第 7 号   | 西予市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 0 号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について   |
|   | 議案第 8 号   | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について   | 議案第 2 1 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について   |
|   | 議案第 9 号   | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 2 号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について  |
|   | 議案第 1 0 号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 3 号 | 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について   |
|   | 議案第 1 1 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について                    | 議案第 2 4 号 | 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について |
|   | 議案第 1 2 号 | 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について  | 議案第 2 5 号 | 西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定  |

議案第 2 6 号	定について 西予市獣肉処理加工施設条例の一部を改正する条例制定について	議案第 6 1 号	平成 2 7 年度西予市病院事業会計予算
議案第 2 7 号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	議案第 6 2 号	平成 2 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 2 8 号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	3 選任第 1 号	西予市環境衛生施設建設特別委員会委員の選任について
議案第 2 9 号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	追加 議案第 6 3 号	朝立会館建築工事変更請負契約について
議案第 3 2 号	市道路線の廃止について	議案第 6 4 号	平成 2 6 年度西予市一般会計補正予算（第 1 0 号）
議案第 3 3 号	市道路線の認定について	議案第 6 5 号	平成 2 6 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 6 号）
議案第 3 4 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 6 6 号	平成 2 6 年度西予市病院事業会計補正予算（第 5 号）
議案第 3 5 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 6 7 号	西予市副市長の選任について
議案第 3 6 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 6 8 号	西予市固定資産評価員の選任について
議案第 3 7 号	西予市営土地改良事業の施行について	発議第 1 号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
議案第 5 0 号	平成 2 7 年度西予市一般会計予算	発議第 2 号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 5 1 号	平成 2 7 年度西予市授産場特別会計予算	発議第 3 号	西予市創生特別委員会の設置及び付託について
議案第 5 2 号	平成 2 7 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	選任第 2 号	西予市創生特別委員会委員の選任について
議案第 5 3 号	平成 2 7 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	議員派遣の件について	
議案第 5 4 号	平成 2 7 年度西予市国民健康保険特別会計予算		
議案第 5 5 号	平成 2 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		
議案第 5 6 号	平成 2 7 年度西予市介護保険特別会計予算		
議案第 5 7 号	平成 2 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算		
議案第 5 8 号	平成 2 7 年度西予市公共下水道事業特別会計予算		
議案第 5 9 号	平成 2 7 年度西予市簡易水道事業特別会計予算		
議案第 6 0 号	平成 2 7 年度西予市水道事業会計予算		

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、陳情第1号「「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守る陳情書」を議題といたします。

井関産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

2番井関陽一君。

○井関陽一産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

陳情第1号「「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守る陳情書」については、お手元に配付のとおり不採択と決定いたしました。

不採択の理由ですが、本陳情書につきましては平成26年第4回定例会において継続審査となり、3月11日の委員会審査において再度審査を実施いたしました。既に平成27年2月初旬に全国農業協同組合中央会(JA全中)を農協法に基づく組織から一般社団法人へ転換するとともに、地域農協への監査、指導権を撤廃することを柱とする改革案について政府とJA全中との間で合意が図られています。

そうした状況を踏まえた上で委員に対し本陳情書をどうするか意見を求めたところ、政府とJA全中との間で政府改革案の合意が行われているため本陳情書は不採択とするのが適当との意見が出ました。陳情の内容は、政府案による農協の組織改革に反対するという趣旨のものである以上、不採択とすべきの考えに賛同する委員が多く、採決の結果、不採択と決定いたしました。

以上、委員会報告といたします。

平成27年3月19日、産業建設常任委員会委員長井関陽一。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

陳情第1号「「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守る陳情書」については委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

(日程2)

○議長 日程第2、議案第1号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について」から議案第29号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」までの29件及び議案第32号「市道路線の廃止について」から議案第37号「西予市営土地改良事業の施行について」までの6件並びに議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」から議案第62号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件の計48件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長小野正昭君の報告を求めます。

8番小野正昭君。

○小野正昭総務常任委員長 総務常任委員会審査報告。

去る3月2日の本会議において当委員会に付託をされました議案18件について、3月10日と11日に審査を行いましたので報告をいたします。

審査の結果は、お手元に配付の委員会報告書とおりであり、いずれも原案のとおり可決決定をいたしました。

議案審査の中で委員より出された質疑、それに対する答弁等について概要を抜粋してご報告を申し上げます。

議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」のうち、総務部危機管理課所管では、防災対策啓発活動並びに防災士の育成研修等の状況について、各地域に合った防災に対する啓発活動が重

要と考えており、引き続き地域の各種会合に参加して啓発に努めたい。また、西予市では自主防災組織の育成とあわせて平成23年度から防災士の育成に努め現在98名の方が防災士の資格を取得しており、平成27年度においてもこれまでどおり新規防災士の養成を進めるとともに、地域防災力の向上を図るため防災士を地域の防災リーダーとして養成し、防災士会（仮称）の結成を進めたいと考え、会議費用や研修会等の参加費用を計上し、これらの事業の充実を図りたいとの答弁でありました。

次に、企画財務部企画調整課所管では、地元と計画的に調整を図りながら進めている大江集会所整備について、自治総合センターの事業採択を受けた場合に実施するもので、平成27年度計画されている事業費2,500万円のうち、その内訳は自治総合センターの助成金1,500万円と市補助金500万円、地元負担金500万円となるとの説明でした。

また、合併10周年記念事業で実際に17の事業を実施されたが市民の中には10周年記念式典ぐらいしかイメージがないという声があるが、事業の効果はどうだったのかとの質疑に対し、代表的なものの一つはせいよ部マネージャー事業であり、西予市の情報を若い人の感覚で行いイベント時にはにぎわったのではなかろうかと感じている。なお、このせいよ部マネージャーの監督はらくさぶろう氏で、毎週のようにラジオ等で西予市の話題を取り上げていただいております。また、西予市の歌も10周年記念として作成し、市内の小・中学生を中心として多くの方に知っていただき、知名度向上の効果として挙げられるのではないかと答弁でした。

次に、デマンドタクシー運行事業について、それぞれの路線運行はどのような状況か、また何か改善することがあるのかとの質疑に対し、西予市内には遊子川地区、土居地区、惣川地区及び高川地区のデマンドタクシーが運行しており、3年程度経過をしている。デマンドを入れることによって自宅のすぐそばまで迎えに来ることから、バス停まで遠いといった利用者には大きなメリットとなり、大変喜ばれている。しかし、昨年10月から運行を開始した宇和地区のデマンドタクシーは利用者がまだまだ少ない状況であり、現在原因

を調べているが、実際に利用される方に対してまず意見を聞き、できることから改善したいと考えている。利用率の向上についてもPRを進めたいとの答弁でした。

また、事業者の経営状態はどのようになっているかとの質疑に対し、デマンドが運行されたためタクシーの売り上げが落ちているという現状があり、全体を捉えてタクシー業者が地域からなくなることによって一番困るのは地域の方々なので、認められている範囲においてある程度必要な経費は出していくとの答弁でした。

消防本部消防総務課所管では、インドネシアの県知事が消防車、救急車が不要になった車を寄附してほしいという依頼で来られたが、西予市での状況を知りたいとの質疑に対し、インドネシア、バンタエン県、ヌルディン・アブドゥラ知事が先日来県され、救急車及び消防団で使わなくなった消防自動車を無償で送る事業をトヨタ自動車が主体となりやっていることから、そのお礼ということで西予市にも来られました。西予市も平成24年には救急車1台、ポンプ車を1台、積載車を4台、軽積載車を1台、平成25年にも同じく積載車を4台、平成26年度も同じく消防車両、消防団の廃棄車両などを寄贈するとの答弁でした。

また、高速道路の緊急時用としてつくられた下川の緊急進入路の使用状況はどうなっているかとの質疑に対し、平成24年10月から運用し3月9日現在の集計では218件搬送をしている。使用頻度によると年間70件ぐらいで、搬送に関しては非常に便利になり宇和島方面には5分ぐらいの短縮になるので緊急時の対応として大変役立っているとの答弁でした。

教育部生涯学習課所管では、成人式開催事業における平成27年度予算は前年度の約半額であり、事業内容を見ると記念品が減額になっているが、どのような経緯でこのようになったのかの質疑に対し、従来成人式の記念品は地元特産品を中心に贈っていたが、今回新成人の方々を交えて検討した結果、参加者の価値観の多様化などで決め手に欠け、次回からは品物ではなく記念品は集合写真とし成人式自体を心に残るような形式にしてほしいという意見を尊重し、その内容を検討しているとの答弁でした。

文化体育振興課所管では、昨年末に東京でかまぼこ板の絵展覧会、日本一短い手紙とコラボ展を

10周年記念として開催をしたが、その状況はどうだったのかとの質疑に対し、昨年11月26日から12月7日まで開催し881人の来場者があった。来場していただいた方には涙を流しながら鑑賞する人、またもう一度開催してほしいと望まれる人など多くの感動と称賛のご意見をいただき、それらのアンケート等をまとめているところである。ただ、開催場所が清閑な場所だったのもう少し人が集まりやすい場所であればより多くの方に鑑賞していただけたであろうとの答弁であり、今後の課題としての答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成27年3月19日、総務常任委員会委員長小野正昭。

**○議長** 次に、厚生常任委員会委員長源正樹君の報告を求めます。

1番源正樹君。

**○源正樹厚生常任委員長** 厚生常任委員会審査報告。

去る3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案について、3月10日及び11日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、議案19件についてはいずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査経過において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第22号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」に係る審査では、平成27年度からの第6期西予市介護保険事業計画に基づき、月額基準保険料を4,700円から5,600円にすること、保険料算定基準を6段階から9段階へ細分化すること、また新たな地域支援事業の実施期限を体制整備が必要なため延長することについて説明がありました。

議案第23号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第24号「西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」では、認知症対策について質疑があり、新規認知症対策

として認知症ケアパスの作成、徘徊高齢者等SOS登録事業、高齢者あんしんネットワーク事業に取り組むとの答弁がありました。

次に、議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」のうち、歳入歳出予算に関する当委員会所管分について以下のような質疑や答弁、説明がありました。

高齢福祉課所管分において、生活福祉バス事業と路線変更に係る各支所での要望及び実態把握状況についての質疑では、城川支所で路線変更の要望が以前に1件あり、デマンドタクシー事業との関連性、有効性を精査しながら事業を実施しているとの答弁がありました。

環境衛生課所管分では可燃性ごみ処理の今後について質疑がありました。野村クリーンセンターは、施設の老朽化に加え、地元周辺地区との施設継続使用に係る協定が平成30年3月末までとなっています。なお、現在の当該施設に係るごみ処理単価と八幡浜市へのごみ処理委託単価を比較しても大きく変わらないことなどから、予定としては施設閉鎖後は新規焼却施設を建設するのではなく、八幡浜市へ委託する方向の考えであるとの答弁がありました。

次に、議案第54号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計予算」では、医師退職に伴う狩江診療所の体制変更について説明がありました。

また、周木診療所改築事業の見直しについて質疑があり、平成27年度に移転新築し平成28年度4月から新診療所にて診療を始める予定との答弁がありました。

そのほか、国保事業広域化についての質疑では、平成27年3月3日に閣議決定され今後の通常国会で議論されること、また当初の予定であった平成29年度から平成30年度へ1年延期される見込みとの答弁がありました。

議案第59号「平成27年度西予市簡易水道事業特別会計予算」では、簡易水道事業統合に係る諸課題について多くの質疑がありました。平成22年3月に策定された西予市水道ビジョンに基づき平成26年度に上水道事業が統合されました。国は一自治体一水道事業体を理念とした水道事業再編を課題としています。統合整備にかかわる国庫補助制度の期限が平成29年3月に迫っている中、委員からは特に城川地区について今後の施設整備や事業存続の方向性について質疑がありまし

た。城川地区では施設を管路で連絡するなどのハード統合ではなく会計上のソフト統合を基本とし、現在市内全域102の水道組合などから現状や課題等について聞き取り調査を行っており、8割程度調査終了後の意見として今後の維持管理の問題が多く出ている。水道料金や積立金などが組合ごとに千差万別であるため、統合については全ての組合からの聞き取り調査を終えた後、検討、協議を行いながらなるべく早く方向性を定めたいとの答弁がありました。

議案第61号「平成27年度西予市病院事業会計予算」では、新たに設置された婦人科、皮膚科の現状と医師の常勤化について質疑がありました。現在、愛媛大学医学部から支援を受けているが医局員不足が慢性化していること、西予市出身の医師で市に貢献したいとの強い思いで協力をいただいていること、特に産婦人科医が不足していること、また県内全域で不足しており、愛媛県全体での大きな課題であるとの答弁がありました。

また、通院への公共交通機関利便性について質疑があり、アンケート実施の結果ほとんどの患者の皆さんが自家用車もしくは家族の車で通院している結果ではあったが、帰りの便が不便との意見があり、充実を検討する必要があるとの答弁がありました。

以上、委員会報告といたします。

平成27年3月19日、厚生常任委員会委員長源正樹。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長井関陽一君の報告を求めます。

2番井関陽一君。

○井関陽一産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

付託されました議案13件は、お手元に配付のとおり原案可決決定いたしました。

審査経過及び要望等。

議案第25号「西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」は農業委員会より説明があり、閲覧手数料1件につき100円、記録事項要約書の交付手数料1件につき200円の説明を受けました。他人の農地情報も閲覧可能なのかとの質疑に対し、個人農業生産法人が新規参入する際並びに経営拡大の際には情報収集の一環として閲覧できるとの答弁がありました。

議案第27号「西予市営住宅管理条例の一部を

改正する条例制定について」は建設課より説明があり、除却処分となる河内団地2号棟について質疑がありました。本件については来年度建物を解体し、土地については普通財産にする予定であるとの答弁でした。

議案第32号「市道路線の廃止について」、議案第33号「市道路線の認定について」の2議案では、特号路線とその他路線の認定要件について質疑がありました。特号路線の認定作業では道路幅、住宅数、交通量といった内容以外に集落と集落をつなぐ主要な路線であるか、基幹道路網を形成することができるかといった環境面についても多角的に考慮して決める必要があるため、格付委員会を開いて決定しているとの答弁を受けました。

議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」のうち経済振興課では、西予市経済振興資金供給モデル事業について説明がありました。

金融協会等で作る西予市経済資金供給協議会の審査合格者に対し、2,000万円を上限として出資、3年以内に黒字化すればさらに500万円を出資する事業になっているそうです。ほかにも南予活性化イベント、えひめ南予博覧会などイベント関連事業についても説明があったほか、各種施設の維持管理費の説明も受けました。経済振興資金供給モデル事業1,940万円で何社の創業を見込んでいるのかという質疑に対しては、1社で2,000万円を想定しているということですが、500万円や1,000万円の希望の者が出るかもしれないので、金融機関との協議の中で今後検討したいということでした。

また、乙亥の里管理事業費1,673万1,000円のうち、カروت温泉分についても質疑がありました。カروت温泉委託料は570万7,000円であり、25年度の収支は2,473万6,000円となっているが、利用者の数が年々減少して収支を圧迫しているとの答弁でした。

そのほかにも観光関係各種負担金1,445万2,000円に対し、えひめ南予博覧会における西予市の目玉イベントは何か、また県との連携はどうなっているのかという質疑に対して、既存のイベントであるかっぱ祭り、乙亥相撲、どろんこ祭り、れんげ祭り、奥地の海のかーにばるなどの拡充、強化やジオサイクリングを考えているとの答弁がありました。県との連携に関しましては、

県より1名、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市の各市より1名ずつ人員を派遣し、南予地方局に事務局を立ち上げる予定だそうです。えひめ南予博覧会の総事業費は5億円程度で、南予9市町村でこれの半分、約2億5,000万円を負担する予定だそうです。そのうち西予市は3,400万円程度の負担額になると見込まれています。

農業水産課では、地域おこし協力隊を利用した養蚕業後継者育成事業430万円、全国共進会支援としての家畜個体機能強化支援事業100万円、野村子牛育成所新築移転に対する畜産施設整備事業4,869万円、岩本地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業723万8,000円、高山漁港津波・高潮危機対策事業2,815万円などの新規事業を始め、中山間地直接支払制度事業費3億5,563万7,000円や、農村環境保全向上活動支援事業1億5,730万8,000円などの説明を受けました。

その中でシルク博物館運営事業2,962万7,000円について質疑があり、繭の買い取り価格は生産意欲を高めるため現行の3,000円から4,000円に変更する予定であるとの回答がありました。また、シルク館では2,000キログラム程度の生産量がちょうどよい取扱量になるそうですが、昨年は1,300キログラム程度しか生産できておらず、生産者の高齢化なども相まって、増産は容易でない状況にあるとの話もありました。ほかにも養蚕後継者育成事業では協力隊の募集について質疑があり、2月に応募があり内定していましたが、相手方の都合により決定に至らなかったため今後も募集をかけていくとのことでした。

獣肉処理加工施設ししの里せいよについては、獣肉の買い取り制度について質疑がありました。これについては持ち込み者に対し国のガイドライン資料を渡すなどして廃棄処分が少なくなるような取り組みを行っているとの説明があったほか、30キログラム未満のイノシシの買い取りは利活用が難しいので今後の持ち込みも受け取りを行わない方針を検討中とのことでした。委員からは、管理者と持ち込み業者、産業建設委員らと交えて話し合いを行い運用の改善策を模索してはとの意見が出されました。

林業課では、市産材木造住宅建設促進事業1,000万円や、林道開設・舗装事業等3億2,0

99万2,000円などについて説明を受けました。その中で森林蘇生緊急対策事業945万円について事業内容の説明を求める質疑がありました。本件については法人格の林業従事者が高性能機械を購入することに対する2分の1の助成事業であるとの説明がありました。

また、県営林道田之筋溪筋線開設負担事業350万円については、図面による説明がありましたが、委員よりまだまだ流動的要素が多いのではないかとの意見が出ました。詳しい説明を求めたところ、本事業は測量、全体設計、詳細設計を経て全体の金額を決定していく段階にあり、現時点ではメーター当たり20万円程度の試算により負担額を計上しているとの答弁がありました。

建設課では、危険空き家除却事業400万円について内容の説明を求める質疑がありました。昨年の調査では西予市における空き家戸数は2,082戸であり、そのうち解体の必要なものが158戸、解体予備群は500戸にも上るそうです。上限80万円の補助で今年度は5軒分の除却を想定しているとのことでした。

市道赤木佐須線道路災害復旧事業費7億9,125万8,000円については、いつごろ通れるようになるのかとの質疑に対し、27、28年度に工事を行い、29年度に通行可能となる予定であるとのことでした。

一方、住宅リフォーム事業補助金は人気のある事業であるが1,500万円をオーバーした場合に補正を組む予定があるのかとの質疑に対しては、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金補正で1,000万円程度増額できれば総額で2,500万円程度の事業になる可能性があるとの答弁でした。

農業委員会では、農業委員の今後について委員より質疑がありました。

本件につきましては、主な改正点といたしまして農業委員の選任方法が公職選挙法の準用から市町村議会の同意を要する市町村長の任命制となり、委員定数が約半数となる案となっています。現在38名の西予市農業委員は18名程度になる可能性があるという答弁でした。今後の国会終了後には法案が成立し詳しい内容がわかるとのことでした。

議案第57号「平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について下水道課より説明

がありました。

予算額4億541万円のうち、一般会計繰入金は3億1,150万円であり、施設管理費は1億4,455万3,000円との説明がありました。審査の中で今後の計画について質疑がありました。三瓶地区、明浜地区の集落排水事業については、計画はあるものの予算上の兼ね合いなどから具体的な見通しは立っていない状況であるとの答弁がありました。

議案第58号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計予算」についても下水道課より説明がありました。予算額8億9,904万9,000円のうち一般会計繰入金は4億8,494万9,000円であり、主な事業である宇和处理区公共下水道整備事業費3億7,402万1,000円などについて説明を受けました。

公共下水道の加入率は2月末現在、野村66.93%、宇和52.50%となっており、野村処理事業維持管理費4,102万8,000円に対する使用料は4,160万円で、維持費については使用料で賄えている状況であるとの説明がありました。また、宇和地区につきましては今後接続戸数をふやして対応するとの答弁でした。今後の実施計画については、伊賀上、下宇和地区を新たに認可区域に加えて平成37年度の完成を予定しているとのことでした。また、接続促進策として下水道施設接続工事に使えるプレミアムつき商品券を検討中とのことでした。

以上、委員会報告といたします。

平成27年3月19日、産業建設常任委員長井関陽一。

**○議長** 次に、西予市環境衛生施設建設特別委員会副委員長森川一義君の報告を求めます。

14番森川一義君。

**○森川一義西予市環境衛生施設建設特別副委員長** 西予市環境衛生施設建設特別委員会審査報告を行います。

去る3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案について、同日委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付のとおり、議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」のうち歳入歳出に関する当委員会所管分については、全会一致で原案可決決定いたしました。

平成27年度の汚泥再生処理施設整備事業費における歳出予算の総額は7億8,651万6,000円であり、前年度に比べ2億1,012万7,000円の増額となっています。その内訳は、本体工事施工管理及び西予市衛生センターのバキュームカー搬入路測量設計業務委託に係る委託料770万3,000円のほか、造成工事及び本体建設工事に係る工事請負費7億2,270万円が主なものでした。

また、歳入の主なものとして、循環型社会形成推進交付金に係る国庫支出金1億9,883万4,000円を初め、市債5億4,830万円などについての説明がありました。本施設は平成29年4月の稼働を目指し、ことし1月下旬から造成工事を実施しており、本体建設工事についてはことし8月ごろからの着工を予定しているとのことでした。

以上、委員会審査報告といたします。

平成27年3月19日、西予市環境衛生施設建設特別委員会副委員長森川一義。

**○議長** 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長** 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長** ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について」は委員長報

告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「西予市景観条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号から議案第29号までの26件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号「西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について」から議案第29号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」までの26件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第29号までの26件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号及び議案第33号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第32号「市道路線の廃止について」及び議案第33号「市道路線の認定について」の2件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第32号及び議案第33号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号から議案第37号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号「西予市営土地改良事業の施行について」から議案第37号「西予市営土地改良事業の施行について」までの4件は委員長報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第37号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第50号「平成27年度西予市一般会計予算」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号から議案第62号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第51号「平成27年度西予市授産場特別会計予算」から議案第62号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第51号から議案第62号までの12件は原案のとおり決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、選任第1号「西予市環境衛生施設建設特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

当該特別委員会については現在1名が欠員となっております。よって、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、新たに21番梅川光俊君を指名いたします。

なお、西予市環境衛生施設建設特別委員会の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長を互選し、議長に報告願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時46分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時55分)

西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長の互選の結果について報告いたします。

委員長は14番森川一義君に、副委員長は21

番梅川光俊君に決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第63号「朝立会館建築工事変更請負契約について」から議案第68号「西予市固定資産評価員の選任について」までの6件及び発議第1号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」から発議第3号「西予市創生特別委員会の設置及び付託について」までの3件並びに議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、10件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 追加日程第1、議案第63号「朝立会館建築工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

増田教育部長。

○増田教育部長 議案第63号「朝立会館建築工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、平成26年第2回臨時会において議決いただき、請負金額2億4,105万6,000円で共立建設株式会社四国支店取締役支店長山本純弘氏と契約を締結し、本年度末の完成を目指し事業を進めているところでございます。

しかしながら、今回工事内容等の変更に伴い不測の日数を要したため、工期を延長する必要が生じております。このことにより、公共建築工事積算基準に基づき共通費に係る工事請負費166万4,000円の増額が必要になったことから、請負金額2億4,272万円とする工事変更請負仮契約を去る平成27年3月10日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第63号「朝立会館建築工事変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第2、議案第64号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第64号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第10号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案する補正予算は、地方創生に関する地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として国の補正予算で創設されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る予算を新たに計上するものであります。

この交付金は、緊急的な取り組みに対する平成26年度のみ限定的財政支援であり、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型に区分されております。地域消費喚起・生活支援型は、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策や消費喚起に直接効果を有する生活支援策に対して国が支援するものでございます。地方創生先行型は、地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定とこれに関する有効な事業の実施に対して国が支援するものでございます。当市は地域消費喚起・生活支援型交付金として1億445万1,000円が、地方創生先行型交付金として6,839万3,000円が交付される予定であ

り、その合計1億7,284万4,000円を国庫補助金として予算計上いたしました。

歳出では、地域消費喚起・生活支援型交付金事業として7事業、1億1,951万5,000円を予算計上いたしました。その主な事業は、愛媛県と県下20市町が連携して行うプレミアム商品券発行事業、そのほか四国西予ジオパークの名所等を活用した宝探しを行うジオの秘宝イベント事業、また住民のリフォーム工事代金の支払いに使用できるプレミアムつきリフォーム券を発行する住宅リフォーム事業などでございます。

また、地方創生先行型交付金事業として11事業、7,017万1,000円を予算計上いたしました。その主な事業は、西予市版総合戦略の策定事業のほか、市内にある空き家を利用し、お試し移住ができる環境を整備し、西予市の魅力を県外にアピールすることで西予市の移住促進につながる空き家再生利活用事業、また当市の貴重な宝である四国西予ジオパークの推進計画をさらに進めるため、総合的な取り組みを行うジオパーク推進事業、さらに人材育成と新しいアイデアの創出を目的に大学と連携した学びの場所づくりを進める次代を担う人材育成事業などでございます。これらを合わせた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の歳出総額は1億8,968万6,000円で、全事業とも翌年度に繰り越しして実施いたします。

なお、交付金以外の財源は、財政調整基金から1,684万2,000円を繰り入れすることといたしております。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億3,737万円を増額し、歳入歳出予算の総額を293億7,058万3,000円と定めるものであります。

このほか、継続費の補正、債務負担行為の追加、繰越明許費の設定及び本議会開会以降に国の補助金に変更になったものや地方債及び基金の最終充当の変更をするものであります。

以上、概要を説明いたしました。詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それでは、予算書に沿って、ま

ず歳出のほうから主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

予算書の16ページをお開き願います。あわせて、3月補正予算追加提案分の説明資料の2ページからもごらんいただくようお願いいたします。

総務費、8項11目地域経済活性化事業費1億8,968万6,000円でございますが、このうち地域消費喚起・生活支援型交付金事業としての7事業、1億1,951万5,000円につきましては、まず愛媛県と県内市町が連携して行うプレミアム商品券発行事業3,946万1,000円では、1セット1万2,000円の商品券発行について販売価格は1万円とし、2,000円のプレミアム割り増し金を県と市が折半で負担するものであります。その内訳といたしましては、県内共通利用券と市内限定利用券がそれぞれ6,000円分となっております。

次に、四国西予ジオパークの名所等を活用したジオの秘宝イベント事業3,483万4,000円でございますが、四国西予ジオパークの名所等を使った宝探しイベントにあわせ、市内で使えるクーポン券事業を発行し、飲食や西予市産品購入などにより消費を促進し、宝を探し当てた人に相応の賞品を贈呈し、あわせて西予市の情報発信をしようとするものであります。

次に、住宅リフォーム事業1,010万円でございますが、住宅リフォームに使用できるプレミアムつきリフォーム券を発行するものであります。

このほか、肱川下流にきれいな水を流し四国西予ジオパークのブランドイメージ向上のための下水道施設等接続推進事業1,010万円、インターネット等加入促進事業1,010万円につきましてもそれぞれプレミアムつきのプロジェクト参加券を販売し、市が事業推進の支援をするものであります。

また、ジオサイクリング大会開催事業992万円でございますが、ジオポイントをめぐるサイクリング大会にあわせクーポン券を発行して市内での宿泊、飲食、地元産品消費等の割引サービスを行うものであります。

最後に、市産材木造住宅建設促進事業500万円でございますが、消費喚起、地域住民生活支援対策として市単独で当初予算に計上いたしております同一事業を前倒しで実施するものであります。

また、地方創生先行型交付金事業として11事

業、7,017万1,000円につきましては、主な事業といたしましては、まず空き家再生利活用事業1,000万5,000円ですが、市内にある空き家を利活用し、お試し移住ができる環境を整備し西予市の魅力を県内外に広くアピールすることで西予市の移住促進につなげるものであります。

次に、次代を担う人材育成事業1,045万2,000円ですが、人材育成と新しいアイデアの創出を目的に大学と連携した学びの場所づくりを進めるものであります。

次に、ジオパーク推進事業1,389万7,000円ですが、当市の貴重な宝である四国西予ジオパークの推進計画をさらに進めるため総合的な取り組みを行うものであります。

このほかに西予市版総合戦略の策定事業といたしまして1,015万4,000円を計上するものなどでございます。

このほかにも西予市ファンづくり事業840万3,000円、結婚支援事業100万円、起業、創業支援のPR事業80万円、養蚕振興事業129万1,000円、マイナンバー制度普及促進事業203万1,000円、市産品流通買い物支援事業200万円などを計上いたしております。

予算書の19ページをお開き願います。

民生費、1項4目障害者福祉費、障害者総合支援給付事業702万3,000円ですが、給付費の増加に伴い不足分を計上するものであります。

次に、衛生費、2項4目汚泥再生処理施設整備事業費ですが、事業費の変更はございませんが国庫補助金の循環型社会形成推進交付金が2,061万6,000円増額となり、過疎対策事業債の充当調整により5,490万円を増額したことから一般廃棄物処理施設等建設基金繰入金を8,090万円減額するものであります。

次に、歳入につきましては、国の補正予算で創設されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金による国庫補助金の増額及び一般廃棄物処理施設等建設基金繰入金の減額などにより財政調整基金から1,507万8,000円の繰り入れをして調整いたしております。これらによりまして、既決いただいております歳出予算の総額に1億3,758万円を増額し、歳入歳出予算の総額を293億7,079万3,000円と定める

ものであります。これは、一般会計の前年度の同時期と比較いたしまして4.4%、12億3,410万3,000円の増となっております。

予算書の4ページをお開き願います。

次に、継続費の補正につきまして、防災無線デジタル整備事業の最終変更に伴い、総額及び平成26年度の年割り額を4,572万6,000円減額変更するものであります。

予算書の5ページをお開き願います。

次に、繰越明許費につきましては、年度内に事業の完了が見込めない54事業に対しまして15億2,234万9,000円の繰越明許費を設定いたしております。以下、6ページ、7ページと続きます。その主な理由といたしましては、地権者及び地元との協議、設計変更、工法の選定等に不測の日数を要したことなどによるものであります。

予算書の8ページをお開き願います。

債務負担行為の追加であります。第三セクターあけはまシーサイドサンパーク株式会社につきましては、現在会社が経営改革に取り組んでいるところではありますが、さらなる経営改革と健全化及び営業強化に向けて資金が必要となることから、借入金に対する損失補償についての債務負担行為を設定するものであります。

予算書の9ページをお開き願います。

最後に、地方債であります。過疎対策ハード事業と辺地対策事業分につきましては総額に変更はなく充当事業の変更のみでありまして、そのほかに繰越明許などによる最終事業費の確定により旧合併特例事業と過疎対策ソフト事業分、災害復旧事業の減額をしたことにより、限度額の総額を1,040万円減額し48億6,465万3,000円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 16ページの総務費の件なんですけども、地域経済活性化事業費ということで今回いろんな事業を立ち上げられて西予市を活性化しようということ非常に私も大賛成であるんですけども、1つお願いがあるのは所管が皆いろんな所管に重なってるんですね。皆さんひな壇に

おられる方が多数おられますけども、それ全部皆さんの所管に関係あるようなことばかり入ってくる。だから、西予市市役所として企画だけがこういう事業をやっとなんだからというんじゃないに、チーム西予市で一丸となってやるのがこういう事業の成果を出さないかない。今回の27年度の予算を見ても、補助金でもわずか20万円の補助金でもカットされるところがあるんですよ。そういうことをこういう事業に使われとるんだから、必ず成果が出るようなオール西予市でチームワークを持ってぜひともやっていただきたい。ただ企画だけだから私は知らないよとか、そういうような考えではこういう事業は成果が出ないと思います。そういうことを言いたいんですけども、企画財務部長ひとつ答弁をお願いします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 沖野議員にお答え申し上げます。

力強いご質問だったなというふうに思っておりますけれども、まさにおっしゃるとおりでございます。私ども企画財務部が企画しただけであって、ほかの部は知らんと、こういうようなことは当然あってはいかんことでございます。このため、担当ベースでは当然お話をし合いながら進めさせていただきまして、まさにご指摘があったチーム西予という形で取り組んでいるところでございます。また、部課長等々に対してもこの前説明会を設けまして、水面下でお話しさせていただいておりましたが、正式にこちらのほうからお話をさせていただいているところでございます。その際にも、今議員ご指摘があったような内容につきましては私のほうからもお願いさせていただいたところでございまして、また西予一丸となって取り組んでまいりたいと、このように考えている次第でございます。まことにありがとうございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今の沖野議員と関連はするんですけれども、今の施策の中の特にプレミアム商品券発行事業、この件につきましては既に終わりました県議会のほうで議論をされておりましたんでもう周知されている市民の皆さんがたくさんおられると思うんですけれども、私のところにも何人かから問い合わせが来ておまして、今説明さ

れた中にタイムスケジュールがなかったわけですが、タイムスケジュールがわかっておりましたらご説明をお願いしたいと思います。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答え申し上げます。

4月1日から直ちにやるというわけではございません。これも本当に12月中旬ぐらいに国から情報提供がありまして、非常に短い期間の中でこのような内容を詰めさせていただいております。したがって、4月1日からは非常に難しい状況でございますが、その後準備を進めさせていただきまして、順次やっていきたいというふうに考えております。また、我々知らないというような話があってははいけませんので、私どもとしては4月20日に出します広報紙のほうでご紹介させていただけるように今調整を進めている状況でございます。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 補正予算にたくさん組まれておりますが、国からの補助金でございますが、これはずっと企画いたしましたものにつきまして住宅リフォーム、下水道、インターネット、ジオサイド、クーポン券とかそういうものを出すようにしております。ジオの秘宝イベント、今質問がありましたプレミアム商品券それから西予市ファンづくり、ほとんどが市民にどうしたら周知徹底できるかというのが原点だと思います。そして、市民が参加してもらうのが原点の予算です。ですから、今も広報を4月20日に出すと言っておりますけども、もう早くもスケジュールなんか大体全部決まっていますね、プレミアム商品券も。そういうものに対して市民にどういうようにして参加させていただいて、広報を情報をしっかりと捉えてもらって参加できるような体制づくりを各部でどのようなチームをつくってやられるのかお聞きします。その方法についても、急なことですのでほとんどが1,010万円とかというような予算の上げ方ですから、きちっとまだ決まってない部分もあるかもしれませんが、市民にどういうような広報を出して、そして理解していただいて参加をしていただくか、これの方法論について考えておられますか、お聞きいたします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 お答え申し上げます。

まさにおっしゃっていることはもっともなところとして、誰にどうやって周知するのか、みんなが参加してもらわなきゃいけないんじゃないか、まさにそのとおりだと思います。私どもといたしましては、先ほども沖野議員から指摘がございましたけれども、チーム西予という形で一丸となって取り組んでまいりたいなというふうに思っています。今企画のほうでスケジュールを進めさせていただいておりますけれども、私どもだけで当然できるわけではありませんので、これから各部、各課でスケジュールを詰めていっていただきたいなというふうに思っています。私どもだけではできませんので、そういったところでスケジュールを考えさせていただきまして、効率的にやっていきたいというふうに思っています。

冒頭議員からもご指摘があったとおり、短い期間の中で決めさせていただいたものですから、なかなか細かいところまで詰め切れているわけではございません。ここは反省すべきところだと思いますけれども、そういったご指摘も含めてうまく成功するように進めていかなければいけないと、このように考えている次第でございます。その第一弾といたしまして、まずは広報紙からということでご勘弁頂戴したいなというふうに思っております。

○議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 この件につきましては時間もないので大変でございましょうけれども、やはり各部課がチームという形でやれるような体制づくりができないかなど。部署部署で担当で予算を流して行って事業を流すのではなしに、一体のチームという形でどのようにつくっていくか、市長のほうもこれについては考えがございましょうけれども、市長の考えがありましたらお聞きしますのと、そして議会のほうは西予市創生特別委員会というのを設置するように発議するようにしておるようでございますが、このあたりとのタイアップ、予算とか進行についての状況はどのように運ばれるのか、2点お尋ねいたします。

○議長 市長。

○三好市長 それでは、酒井議員のご質問についてお答えさせていただきますが、おおむね大平部長が回答したとおりでございますが、これについてはいわゆる消費喚起型と先行型と2つのこれは

臨時的な交付金です。これをもとに平成27年度で地方創生としての私どもの戦略的な地方版の計画も立てていきますけれども、その前段であるというご認識をいただいたら一番いいのではないかと思います。だから、これはもう淡々とやるということでもいいと思います。それと、後ほどこの議題にも載っておりますので、先に言っていていかどうかちょっと私もわかりませんが、そのときにまたご質問があったら後ほど答えたほうがいいんじゃないかなど、今ほどの質問は、そのように思っております。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 重複になりますので余り発言は控えようと思ってたんですけども、やはり1億3,758万円、この大きな金額を短い期間で委員会付託もなしに即決でというのは本当に無理があると思うんですけども、私が言いたいのは、何回も出ておりますようにこのいわゆる目的が消費喚起と生活支援型というのが地域創生先行型の予算が主なといいますか重大使命でありますので、その辺のところをよく理解していただきまして、沖野議員や酒井議員が言いよりますようにチーム西予は無論のことですけれども、なぜこれを言うかといいますと、昨年度の予算の繰越明許費を見ましてもいわゆる地域振興費の中等がかれこれ繰越明許になつとるわけですよ。これはやはり地域の振興をするための予算を我々は26年度で議決をし、粛々と執行をしてもらいたいのにいろいろな事情で繰越明許をされとる。これらを勘案したときに、この1億数千万円のお金もこのようにならないように文字どおりの目的に早急な執行をしていただきたいなど。恐らくよその自治体ではここまでの事業計画はできてないんじゃないかと思うんです、いろいろな新聞を見て議決事項を見よりますと。これはやはり総務省から大平部長が来てこれを即座にこういうような計画をしたと、またこれは十分理解しておるし皆さん方のご労苦も敬意を表するんですけども、そこに終わることなく粛々と市民の期待に応えるように執行をもらいたいと、このように思いますが、大平部長お願いします。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 非常にありがたいご指摘だ

と思います。

まず、繰越明許のお話が出ましたので繰越明許について簡単にご説明したいなと思っておりますけれども、繰越明許自体はそもそも悪い制度ではございません。不測の事態に対応して予算の消化をしていくために翌年度に繰り越すという制度でございますけれども、これは財務省も示させていただいておりますけれども、2013年に財務省の財政方針の中に繰越明許はなるべくしても構わないと、つまり予算消化型のようなやり方で年度内に消化するというようなことを目的に消化するべきではない、やはり計画に基づいてその目標を達成するために予算を消化するのが必要であるということの考えのもと、繰り越しが認められるべきであるというような投げかけを全省庁にしているところでございます。これについては当市においても同じような考え方で進んでおってよろしいのではないのかなというふうに思っているところでございます。

なお、今回の地方創生の交付金に関しましては今年度に既に繰り越しという形になりますので、さらに翌年度に繰り越しということは絶対不可能でございますので、これを粛々とやってまいりたいなというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 さすがにそれは大平部長は国から来とるだけあって上手な答弁をしますよ。しかし、地域にとっては予算は大切なもんなんです。一円たりとも早く出してもらいたいというのが地方の業者のいわゆる願望なんです。そこは役人さんと実際仕事を汗水流して働いている方、事業者の方、市民の方とは違うんですね。それはそれでいいとして、繰越明許はそういうことで構いませんが、次に事故繰越を絶対しないように、これだけは申し添えておきます。

○議長 答弁はよろしいですか。

(8番小野正昭君「はい」と呼ぶ)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第64号「平成26年度西予市一般会計補正予算(第10号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後3時30分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時40分)

(追加)

○議長 次に、追加日程第3、議案第65号「平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)」及び議案第66号「平成26年度西予市病院事業会計補正予算(第5号)」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第65号「平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、明間農業集落排水施設のくみ取り、清掃手数料の確定に伴う減額及び公債費の不足分について増額するものであります。

歳出においては、充当財源の組み替えを行うもので、これによります歳入歳出予算の総額に増減はございません。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 平野公営企業部長。

○平野公営企業部長 議案第66号「平成26年度西予市病院事業会計補正予算(第5号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、松山地方裁判所において係争中であつた野村病院に対する損害賠償請求事件が和

解したことに伴い、医業外収益及び医業費用を増額するものであります。これによりまして、第2条の収益的収入及び支出をそれぞれ300万円増額し、歳入の総額を30億7,153万3,000円、歳出の総額を40億6,018万6,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第65号及び議案第66号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第65号及び議案第66号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第65号「平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)」及び議案第66号「平成26年度西予市病院事業会計補正予算(第5号)」の2件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第65号及び議案第66号の2件は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第4、議案第67号「西予市副市長の選任について」及び議案第68号「西予市固定資産評価員の選任について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第67号「西予市副市長の選任について」、議案第68号「西予市固定資産評価員の選任について」あわせて提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、西予市副市長の九鬼則夫氏が本年3月31日をもって任期満了となります。

九鬼氏は、4年間にわたり卓越した行政手腕を発揮していただき行政課題等の解決に貢献され、また温厚な人柄と相まって市民や職員からの信頼も厚く、合併10年間における西予市の基礎構築の役割を十分担っていただきました。任期満了後におきましてはご本人の退任の意志がたく、まことに残念ではございますが3月31日をもって退任されることとなりました。

長年にわたり苦勞をともにし、私を支えていただきましたこと、この場をかりまして厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。今後はお体をご自愛いただきますとともに、今後とも折に触れご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

さて、その後任について慎重に検討、熟慮を重ねてまいりました結果、昨年度に西予市市役所を退職し現在は再任用にて企画財務部長の相談役を務めていただいております河野敏雅氏を選任したいと存じます。

河野氏は昭和53年に旧宇和町役場に採用されて以来、西予市発足後には財政課長、総務課長、会計管理者、総務企画部長などの要職を歴任されており、その行政手腕については疑いのないところであります。このように、河野氏は地方行政に精通され、また温厚かつ人格高潔な方で市民の信頼も厚く、合併10周年の経て今後の新たな行財政運営に的確な判断と適切な処理をいただける適任者であると確信しておりますので、その選任につきまして地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

また、西予市固定資産評価員につきましても、九鬼氏が評価員を辞任されることにより、その後任としまして河野氏を選任したいと存じます。

河野氏は、先ほどの副市長選任の折にもご説明しましたように、行政事務の経験が豊富であり、また人格円満で高潔な方で、市民の信頼も厚く固定資産評価員としても適任であると存じますので、その選任について地方税法第404条第2項

の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第67号及び議案第68号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

それでは、議案ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

まず、議案第67号「西予市副市長の選任について」は、これを同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第68号「西予市固定資産評価員の選任について」は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時50分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時55分)

(追加)

○議長 次に、追加日程第5、発議第1号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長二宮一朗君。

6番二宮一朗君。

○二宮一朗議会運営委員長 発議第1号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、正規の議会活動として認められていない議員全員協議会を正規の議会活動として位置づけるためのものであります。

去る平成26年第1回定例会において今回と同様の発議を提案をして否決をされた経緯がありますが、議長から諮問を受け議会運営委員会での議論を踏まえた結果、今回新たに内規として西予市議会議員全員協議会規定を制定をし、再度提案するものであります。

提案した理由といたしましては、議員全員協議会を正規の議会活動に位置づけることによって、事故発生時などにおける公務災害の適用が受けられるようになることが挙げられます。また、西予市議会基本条例におきましては、第5条第2項に「議会は、本会議、常任委員会のほか、会議を原則公開する」とうたっており、我々は開かれた議会の実現に向けて取り組んでいかなければなりません。

以上の理由により、規則の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第6、発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長二宮一朗君。

6番二宮一朗君。

○二宮一朗議会運営委員長 発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

さきの第186回通常国会において教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正をされました。これに伴い、西予市議会委員会条例第21条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改める必要性が生じたことから、このたび一部改正案を提案をさせていただきます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第2号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第7、発議第3号「西予市創生特別委員会の設置及び付託について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については10名の委員で構成する西予市創生特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本案については10名の委員で構成する西予市創生特別委員会を設置し、これに付託して審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することに決定いたしました。

次に、選任第2号「西予市創生特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市創生特別委員会委員に2番井関陽一君、3番菊池純一君、4番田中徳博君、5番中村敬治君、6番二宮一朗君、7番兵頭学君、10番宇都宮明宏君、12番元親孝志君、18番酒井宇之吉君、20番山本昭義君の10名を指名いたします。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の諸君は、直ちに委員会を開催の上、委員長及び副委員長を互選し、議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後4時04分)

○議長 再開いたします。(再開 午後4時31分)

ただいま西予市創生特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果について報告がありました。

西予市創生特別委員会委員長に3番菊池純一君、副委員長に2番井関陽一君、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

(追加)

○議長 次に、追加日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 平成27年第1回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会が開会して間もなくの去る3月4日に松島議員が急逝されました。お亡くなりになった松島議員は、旧明浜町議会から通算18年もの長きにわたり議会人として、また地域経済界のリーダーとして地域の発展に多大な貢献をいただきました。旧明浜町時代にあっては、南予用水事業による明浜地区全域の上水道整備やあけはまシーサイドサンパークの整備運営など、生活環境の向上や観光産業振興に力を注がれました。また、平成18年度には第3代西予市議会議長として市議会のかじ取り役を担われました。さらには、議員という大変な役職を全うされながら、西予市森林組合長として厳しい経営環境にあった当組合の再建に孤軍奮闘され、組合を立ち直す段階まで導かれるなど、その功績は枚挙にいとまがありません。これからも、西予市政の推進になくてはならない大切な方でしたのに、まことに残念でなりません。ここに改めまして、敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなるご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、未曾有の大災害をもたらしました東日本大震災から丸4年が経過しましたが、被災地では

今なお23万人近い方々が厳しい避難生活を余儀なくされている状況にあります。時間の経過とともに震災に対する関心の薄れが懸念されているところではありますが、被災地の復興と被災者の支援は長期にわたることから、被災地における復興が少しでも早く進むよう、本市にできる支援は引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

一方、私どもの地域におきましては30年以内に70%の確率で南海トラフを震源とする巨大地震が発生すると言われておりますので、被災地での教訓等を生かしながら被害を最小限度に抑える減災、防災対策に全力を傾注してまいりたいと思いを強くしております。

さて、去る3月2日の開会以来、18日間に及んだ今定例会でございますが、議員各位におかれましては本議会並びに各常任委員会において平成27年度一般会計予算を初め、上程いたしました全議案につきまして慎重なご審議を賜り、結果いづれも原案のとおり可決いただきました。心から厚くお礼を申し上げます。

平成27年度は私にとりましても3期目総仕上げの年でございますので、平成27年度予算におきましてマニフェストに掲げた「誇れる・愛着のもてる『いい実感』のある西予市」を基本理念として、所信表明で申し上げました次の10年に向けての新たな事業や地方創生への取り組み、さらには行財政改革等の重要施策を着実に推進してまいりたい所存でございます。また、本会議や常任委員会を通じて承りましたご意見、ご指摘につきましても、予算の執行や第2次西予市総合計画の中でできる限り尊重し、生かせるよう努めてまいりたいと考えております。

さて、平成23年から4年間、市政を支え、私を補佐いただきました九鬼副市長が今議会を最後に3月末をもって勇退され、先ほどの追加案件でご同意いただきましたとおり4月には河野新副市長が就任されるということに相なりました。新体制におきましても何とぞ倍旧のご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

待ち遠しかった桜の开花もいよいよ間近となつてまいりましたが、三寒四温、季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては体調管理に十分ご留意をいただき、来るべき新年度の市政運営に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

げまして閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長 これをもって平成27年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後4時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

西予市議会副議長

同 議員

同 議員

平成27年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 1号	西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 2号	西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 3号	西予市景観条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 4号	西予市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 5号	西予市総合計画審議会条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 6号	西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 7号	西予市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 8号	西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 9号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 10号	西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 11号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 12号	西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 13号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 14号	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 15号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 16号	西予市三瓶文化会館条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 17号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 18号	西予市野村町地域青少年健全育成基金条例を廃止する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 19号	西予市保育の実施に関する条例を廃止する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 20号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 21号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 22号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 23号	西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 24号	西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 25号	西予市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 26号	西予市獣肉処理加工施設条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 27号	西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 28号	西予市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 29号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 30号	西予市同報系防災行政無線デジタル整備工事変更請負契約について	27. 3. 2	原案可決
議案第 32号	市道路線の廃止について	27. 3. 19	原案可決
議案第 33号	市道路線の認定について	27. 3. 19	原案可決
議案第 34号	西予市営土地改良事業の施行について	27. 3. 19	原案可決
議案第 35号	西予市営土地改良事業の施行について	27. 3. 19	原案可決
議案第 36号	西予市営土地改良事業の施行について	27. 3. 19	原案可決
議案第 37号	西予市営土地改良事業の施行について	27. 3. 19	原案可決
議案第 38号	平成26年度西予市一般会計補正予算（第9号）	27. 3. 2	原案可決
議案第 39号	平成26年度西予市授産場特別会計補正予算（第4号）	27. 3. 2	原案可決
議案第 40号	平成26年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）	27. 3. 2	原案可決
議案第 41号	平成26年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	27. 3. 2	原案可決
議案第 42号	平成26年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	27. 3. 2	原案可決
議案第 43号	平成26年度西予市介護保険特別会計補正予算（第5号）	27. 3. 2	原案可決
議案第 44号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）	27. 3. 2	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 45号	平成26年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	27.3.2	原案可決
議案第 46号	平成26年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	27.3.2	原案可決
議案第 47号	平成26年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)	27.3.2	原案可決
議案第 48号	平成26年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)	27.3.2	原案可決
議案第 49号	平成26年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	27.3.2	原案可決
議案第 50号	平成27年度西予市一般会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 51号	平成27年度西予市授産場特別会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 52号	平成27年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 53号	平成27年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 54号	平成27年度西予市国民健康保険特別会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 55号	平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 56号	平成27年度西予市介護保険特別会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 57号	平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 58号	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 59号	平成27年度西予市簡易水道事業特別会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 60号	平成27年度西予市水道事業会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 61号	平成27年度西予市病院事業会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 62号	平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	27.3.19	原案可決
議案第 63号	朝立会館建築工事変更請負契約について	27.3.19	原案可決
議案第 64号	平成26年度西予市一般会計補正予算(第10号)	27.3.19	原案可決
議案第 65号	平成26年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)	27.3.19	原案可決
議案第 66号	平成26年度西予市病院事業会計補正予算(第5号)	27.3.19	原案可決
議案第 67号	西予市副市長の選任について	27.3.19	原案同意
議案第 68号	西予市固定資産評価員の選任について	27.3.19	原案同意
陳情第 1号 (継続審査分)	「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守る陳情書	27.3.19	不採択
発議第 1号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	27.3.19	原案可決
発議第 2号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	27.3.19	原案可決
発議第 3号	西予市創生特別委員会の設置及び付託について	27.3.19	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
選任第 1号	西予市環境衛生施設建設特別委員会委員の選任について	27. 3. 19	議長指名
選任第 2号	西予市創生特別委員会委員の選任について	27. 3. 19	議長指名
	議員派遣の件について	27. 3. 19	承認
【特別委員会】 ◎委員長 ○副委員長			
《西予市環境衛生施設建設特別委員会》			
梅川 光俊 (◎森川 一義 ○梅川 光俊)			
《西予市創生特別委員会》			
◎菊池 純一 ○井関 陽一 田中 徳博 中村 敬治 二宮 一郎			
兵頭 学 宇都宮明宏 元親 孝志 酒井宇之吉 山本 昭義			